

インド政府
商工省
産業政策促進局

統合版 FDI ポリシー
(2013 年 4 月 5 日施行)

(日本語訳)

[翻訳]

ANDERSON MÖRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー38 階

Tel : 03-6888-1000 (代表)

e-mail : pt_india@amt-law.com<http://www.amt-law.com/>

本和訳は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所が、インド政府商工省 (Ministry of Commerce and Industry) の産業政策促進局 (Department of Industrial Policy and Promotion) により、2013 年 4 月 5 日付で発行され、同日付で施行された統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy) を、日本語に翻訳したものです。本和訳は、インド政府商工省その他のインド政府機関の依頼により作成されたものではなく、したがってインド政府による公式な和訳ではありません。

統合版 FDI ポリシー (Consolidated FDI Policy) の原文中には、定義無しに使用されている語、説明なしに使用されている略語、その他意味が不明確な語や文章が、少なからず見受けられました。これらについては、訳者の判断により、必要に応じて意訳し、また「訳注」として脚注で解説を加えています。

翻訳にあたっては十分な注意を払っていますが、本書をインドへの投資において参考にする場合、同時に原文 (英文) の該当箇所を参照することを強くお勧めします。なお、原文は、以下のインド政府商工省産業政策促進局のウェブサイトにて、参照可能です。

http://dipp.nic.in/English/Policies/FDI_Circular_01_2013.pdf

当事務所は、本和訳における日本語訳の正確性について責任を負いません。

本和訳において使用するインドの法令および政府機関の名称ならびに法令用語等の日本語訳は、訳者による日本語訳であり、公定の訳ではありません。必要に応じて、原語である英語による表記を併記しています。

インド政府
商工省
産業政策促進局
(FC セクション)

通達2013年 1号

統合版FDIポリシー (Consolidated FDI Policy) に関する件

「統合版FDIポリシー (Consolidated FDI Policy)」を添付する。

2. 本通達は2013年4月5日に施行する。

(アンジャリ・プラサド)
インド政府共同次官

2013年4月5日付けD/o IPP F. No. 5(1)/2013-FC-I

写しの送付先：

1. 報道情報局報道情報担当官—上記通達を広く公表するため。
2. BEセクション—産業政策促進局 (DIPP) のウェブサイトに通達をアップロードするため。
3. 財務省経済局、ニューデリー
4. インド準備銀行、ムンバイ
5. ヒンディーセクション—ヒンディー語への翻訳のため。

目次

※ページ番号は、原文ではなく和訳の該当箇所のページ番号である。

内容	ページ番号
第1章：趣旨および目的.....	6
1.1. 趣旨および目的.....	6
第2章：定義.....	7
2.1 定義.....	7
第3章：外国直接投資（FDI）に関する一般的条件.....	13
3.1 インドに投資可能な者.....	13
3.2 外国直接投資（FDI）を受けられることができる事業体.....	15
3.3 証券の種類.....	18
3.4 株式の発行／譲渡.....	21
3.5 一定の場合における具体的条件.....	28
3.6 投資の参入ルート：.....	32
3.7 投資上限.....	33
3.8 投資参入条件.....	33
3.9 参入条件以外のその他の投資条件.....	33
3.10 インド内国会社への外国投資／インド内国会社によるダウンストリーム・インベストメント.....	33
第4章：外国投資の計算.....	36
4.1 インド内国会社に対する外国投資合計（直接的な外国投資および間接的な外国投資）.....	36
第5章：インド外国投資促進委員会（FIPB）.....	40
5.1 インド外国投資促進委員会（FIPB）の構成.....	40
5.2 政府ルートによる事案に対する承認のレベル.....	40
5.3 新たな承認を要しない事案.....	40
5.4 インド外国投資促進委員会（FIPB）／政府による承認のための申請書のオンライン提出.....	41
第6章：産業分野固有の外国直接投資（FDI）に関する条件.....	42
6.1 禁止対象の産業分野.....	42
6.2 許可される産業分野.....	42
第7章：送金、報告および違反.....	84
7.1 送金および本国送金.....	84
7.2 外国直接投資（FDI）の報告.....	85
7.3 ガイドライン／命令の遵守および違反の帰結.....	87
別紙-1.....	90
別紙-2.....	98
別紙-3.....	103
別紙-4.....	104

別紙- 5	105
別紙- 6	107
別紙- 7	108
別紙- 8	120
別紙- 9	127
別紙-10.....	129

Anderson Mori & Tomotsune

第1章：趣旨および目的

1.1. 趣旨および目的

1.1.1 インド政府は、国内の資本、技術および技能を補完するための外国直接投資を誘致・促進して、経済成長を加速させるという意図および目的を有している。外国直接投資は、ポートフォリオ投資とは区別され、ある経済圏の居住者（投資家）が、ある企業（投資家の経済圏とは異なる経済圏の居住者）との間で「継続的關係（lasting interest）」を構築することを含意する。

1.1.2 政府は、透明かつ予測可能であり、容易に理解できる外国直接投資に関する方針体系を整備している。この体系は、統合版FDIポリシー（更新までの間に実施される規制の変更を把握し、これに対応するべく1年ごとに更新されることがある。）に関する通達において具体化される。インド政府商工省（Ministry of Commerce and Industry (MCI)）産業政策促進局（DIPP）は、2000年インド外国為替管理法（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）施行規則（Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations 2000）（2000年5月3日付通達FEMA20/2000-RB号）の改正として、インド準備銀行が通達するプレスノート／プレスリリースを通じ、外国直接投資（FDI）に関する方針を公表する。かかる通達は、別段の定めがない限り、プレスノート／プレスリリースの公表日に効力が生じる。齟齬がある場合には、インド外国為替管理法（FEMA）の関連通達が優先する。各種手続に関する指示は、インド準備銀行がA.P.Dir（シリーズ）通達により公表する。したがって、ある期間中の規制体系は、法律、規制、プレスノート、プレスリリース、これらの明確化のための通達等で構成される。

1.1.3 本統合版通達は、産業政策促進局（DIPP）が公表した全てのプレスノート／プレスリリース／これらの明確化のための通達／通達のうち2013年4月4日時点で施行されているものを包含し、かつ、これらに優先するものであり、2013年4月5日時点の外国直接投資（FDI）方針を反映している。本通達は、こうした状況の下で2013年4月5日に施行されるものである。本通達において法令に言及する場合には、変更、改正または再制定された当該法令を含む。

1.1.4 従前のプレスノート／プレスリリース／これらの明確化のための通達／通達は無効となるが、当該無効となったプレスノート／プレスリリース／これらの明確化のための通達／通達に基づき2013年4月5日より前に実施された事項、講じられた措置、または実施されたもしくは講じられたとされる事項もしくは措置は、当該プレスノート／プレスリリース／これらの明確化のための通達／通達に反しない限り、本通達の対応する条項に基づき実施されたまたは講じられたとみなし、有効と扱う。

第2章：定義

2.1 定義

2.1.1 「承認取引者カテゴリー I 銀行 (AD Category-I Bank)」とは、インド準備銀行からその時々が発行される指示に基づき、全ての当座勘定取引および資本勘定取引を行うことが、インド外国為替管理法 10 条 1 項により認められている銀行 (指定された商業銀行 (Commercial)、国立銀行 (State) または都市協同銀行 (Urban Cooperative)) をいう。

2.1.2 「承認取引銀行 (Authorized Bank)」とは、インド非居住者の口座を維持管理することにつき、インド準備銀行から承認を受けた協同銀行 (co-operative bank) (承認取引者に該当する者を除く) を含む) をいう。

2.1.3 「承認取引者 (Authorized Dealer)」とは、インド外国為替管理法 10 条 1 項に基づいて、承認取引者として承認を受けた者をいう。

2.1.4 「承認を受けた者 (Authorized Person)」とは、承認を受けたディーラー、両替業者、オフショア銀行ユニットまたは外国為替もしくは外国証券を取り扱うことにつきインド外国為替管理法 10 条(a)項に基づいて当面の承認を受けたその他の者をいう。

2.1.5 「資本 (Capital)」とは、資本株式 (equity shares)、完全強制転換優先株式 (fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares)、完全強制転換社債 (fully, compulsorily and mandatorily convertible debentures) をいう。

注：新株引受権 (warrants) および一部払込済株式 (partly paid shares) は、政府ルートによる承認を得た場合に限りインド非居住者に対して発行することができる¹。

2.1.6 「資本勘定取引 (Capital account transaction)」とは、インド居住者のインド国外の資産または負債 (偶発債務を含む) またはインド非居住者のインド国内の資産または負債を変化させる取引をいい、インド外国為替管理法 6 条 3 項による取引を含む。

2.1.7 居住インド市民 (resident Indian citizens) および居住インド市民に所有かつ支配されているインド内国会社が、会社の取締役の過半数の任命権限を有している場合、当該会社は居住インド市民により「支配されている (Controlled)」ものとみなされる。

2.1.8 「預託証券 (Depositary Receipts (DR))」とは、インド内国会社を代理して預

¹ 新株引受権および一部払込済株式を含めるための外国直接投資 (FDI) 方針の見直しが政府により審議されている。

託銀行がインド国外で発行する有価証券であって、インド国内のカストディアン銀行が預託を受けて保有する当該会社のルピー建て普通株式を表章するものをいう。預託証券（DR）は、米国、シンガポールおよびルクセンブルク等の証券取引所において取引される。米国市場に上場し取引される預託証券（DR）は米国預託証券（American Depository Receipts（ADR））、その他の市場に上場し取引される預託証券はグローバル預託証券（Global Depository Receipts（GDR））と呼ばれる。

2.1.9 「旧海外法人（Erstwhile Overseas Corporate Body'（OCB）」とは、会社、組合、協会その他の法人であって、少なくとも資本の60%が直接または間接に非居住インド人に保有されているものをいい、受益権の60%を下回らない割合が直接または間接に非居住インド人に撤回不能な形で保有されており、2003年外国為替管理（海外法人（OCB）に対する一般的な許可の取消し）規制（Foreign Exchange Management（Withdrawal of General Permission to Overseas Corporate Bodies（OCBs））Regulations, 2003）（本項において「同規制」という）の適用開始日において存在しており、かつ、当該適用開始の直前において同規制により付与された一般的な許可に基づき取引を行う資格を有していた外国信託を含む。

2.1.10 「外貨建て転換社債（Foreign Currency Convertible Bonds（FCCB）」とは、インド内国会社が発行する外貨建債券であって、その元利金が外貨で支払われるものをいう。外貨建て転換社債は、1993年外貨建ての転換社債および（預託証券を通じた）普通株式の発行計画規則（Foreign Currency Convertible Bonds and ordinary shares（through depository receipt mechanism）Scheme 1993）に基づいて発行され、外貨建てで非居住事業体に引き受けられる社債であって、その全部または一部が方法を問わず発行会社の普通株式に転換可能なものをいう。

2.1.11 「外国直接投資（FDI）」とは、2000年インド外国為替管理法（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）施行規則（Foreign Exchange Management（Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India）Regulations 2000）の別紙1（当初の告示はhttp://rbi.org.in/Scripts/BS_FemaNotifications.aspx?Id=174において閲覧できる。以後の変更に関する告示はhttp://rbi.org.in/Scripts/BS_FemaNotifications.aspxにおいて閲覧できる。）に基づいて行われる、非居住事業体またはインド非居住者によるインド内国会社の資本に対する投資をいう。

2.1.12 「インド外国為替管理法（FEMA）」とは、1999年インド外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）（1999年法律42号）（<http://finmin.nic.in/law/index.asp>）をいう。

2.1.13 「インド外国投資促進委員会（FIPB）」とは、インド政府によって組織されたインド外国投資促進委員会（Foreign Investment Promotion Board）をいう。

2.1.14 「外国機関投資家（Foreign Institutional Investor（FII）」とは、インド国内に投

資しようとするインド国外で設立された事業体であって、1995年インド証券取引委員会（外国機関投資家）規則（Securities and Exchange Board of India (SEBI) (Foreign Institutional Investor) Regulations 1995）に基づいて外国機関投資家の登録を受けた者をいう。

2.1.15 「外国ベンチャーキャピタル投資家（Foreign Venture Capital Investor）（FVCI）」とは、インド国外で設立された投資家であって、2000年インド証券取引委員会（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則（Securities and Exchange Board of India (Foreign Venture Capital Investors) Regulations, 2000）に基づいて登録を受け、同規則に基づいて投資しようとする者をいう。

2.1.16 「政府ルート（Government route）」とは、非居住事業体による居住事業体の資本に対する投資が、政府（インド外国投資促進委員会（FIPB）、経済局（Department of Economic Affairs (DEA)）、インド金融省（Ministry of Finance）または場合により産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion））による事前承認を通じてのみ行われうることをいう。

2.1.17 「親会社（Holding Company）」とは、1956年会社法（Companies Act, 1956）に定義されるものと同じ意味を有する*。

2.1.18 「インド内国会社（Indian Company）」とは、1956年会社法に基づきインド国内に設立された会社をいう。

2.1.19 「インドベンチャーキャピタル事業者（Indian Venture Capital Undertakings）（IVCU）」とは、以下の要件を満たすインド内国会社をいう。

- (i) その株式がインド国内の認証証券取引所に上場されていない。
- (ii) サービスの提供または物品の製造もしくは作成に係る事業を営んでいるものの、インド証券取引委員会（SEBI）が中央政府の承認を得た上で、官報の通達によりネガティブリストにおいて指定する活動または分野を含まない。

2.1.20 「投資会社（Investing Company）」とは、他のインド内国会社に対する直接または間接の投資持分のみを、取引（trading）以外の目的で保有するインド内国会社を意味する。

2.1.21 「本国送金原則による投資（Investment on repatriable basis）」とは、売却益（税金控除後）がインド国外からインドに対して本国送金可能な投資をいい、「非本国送金原則による投資（investment on non-repatriable basis）」との文言は、上記に従って解

* 訳注：直訳すると「持株会社」であるが、1956年会社法上の「Holding Company」は、日本語の訳としては「親会社」というニュアンスに近いので、本和訳では「親会社」と訳すこととした。なお、インド法上、日本語の「持株会社」に近い概念は、2.1.20に定義される「投資会社（Investing Company）」である。

積される。

2.1.22 「ジョイント・ベンチャー (Joint Venture (JV))」とは、インドの法規制に基づいて設立されたインドの事業体であって、非居住事業体によりその株式への投資が行われているものをいう。

2.1.23 「有限責任組合 (Limited Liability Partnership)」とは、2008年有限責任組合法 (Limited Liability Partnership Act, 2008) に基づき、設立および登記された有限責任組合をいう。

2.1.24 「非居住事業体 (Non resident entity)」とは、インド外国為替管理法に定義される「インド非居住者」をいう。

2.1.25 「非居住インド人 Non Resident Indian (NRI)」とは、インド国外に居住しているインド市民である個人またはインド出身者をいう。

2.1.26 居住インド市民または最終的に居住インド市民に所有かつ支配されているインド内国会社に、資本の50%超を実質的に保有されている (beneficially owned) 場合、会社は当該居住インド市民により「所有されている (Owned)」とみなされる。

2.1.27 「者 (Person)」には、以下を含む。

- (i) 個人
- (ii) ヒンドゥー教の不分割家族 (a Hindu undivided family)
- (iii) 会社
- (iv) 事務所 (a firm)
- (v) 協会または団体 (法人格の有無を問わない。)
- (vi) 上記のいずれにもあてはまらない人工的な法人 (artificial judicial person)
- (vii) かかる者が所有または管理する代理店、事業所または支店

2.1.28 「インド出身者 (Person of Indian Origin (PIO))」とは、バングラデシュまたはパキスタン以外の国の市民のうち、以下の者をいう。

- (i) いずれかの時点でインドのパスポートを保有していた者
- (ii) 自身または両親もしくは祖父母のいずれか一方が、インド憲法 (Constitution of India) または 1955年市民法 (1955年57号) (Citizenship Act 1955 (57 of 1955)) 上、インド市民であった者
- (iii) 配偶者がインド市民である者または上記(i)、(ii)のいずれかに該当する者

2.1.29 「インド居住者 (Person resident in India)」とは、以下の者をいう。

- (i) 前会計年度中、182日を超えてインド国内に居住していた者。ただし、以下の者を除く。
 - (A) 下記のいずれかの目的において、インドを出国しまたはインド国外

に滞在する者。

- (a) インド国外における雇用のため。
 - (b) インド国外で事業または職務を行うため。
 - (c) その他の目的で、不定期間インド国外に滞在する意図があると認められるとき。
- (B) 下記以外の目的で、インドに入国しまたはインド国内に滞在する者。
- (a) インド国内における雇用のため。
 - (b) インド国内で事業または職務を行うため。
 - (c) その他の目的で、不定期間インド国内に滞在する意図があると認められるとき。
- (ii) インド国内で登記または設立された者または法人
 - (iii) インド非居住者によって所有または支配される、インド国内の事業所、支店または代理店
 - (iv) インド居住者によって所有または支配される、インド国外の事業所、支店または代理店

2.1.30 「インド非居住者 (Person resident outside India)」とは、インド居住者でない者をいう。

2.1.31 「ポートフォリオ投資スキーム (Portfolio Investment Scheme)」とは、2000年インド外国為替管理法 (インド非居住者による有価証券の譲渡または発行) 施行規則 (FEM (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations 2000) の別紙2および3で言及されるポートフォリオ投資スキームをいう。

2.1.32 「適格外国投資家 (Qualified Foreign Investor (QFI))」とは、インド準備銀行 (RBI) / インド証券取引委員会 (SEBI) の規則 / 命令 / 通達に基づいて投資を行うためのインド証券取引委員会 (SEBI) の顧客確認 (KYC) 要件を満たす非居住投資家 (インド証券取引委員会 (SEBI) に登録されている外国機関投資家 (FII) およびインド証券取引委員会 (SEBI) に登録されている外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) を除く。) をいう。

2.1.33 「インド準備銀行 (RBI)」とは、1934年インド準備銀行法 (Reserve Bank of India Act, 1934) に基づき設立されたインド準備銀行 (Reserve Bank of India) をいう。

2.1.34 「居住事業体 (Resident Entity)」とは、個人ではない「インド居住者 (Person resident in India)」をいう。

2.1.35 「居住インド市民 (Resident Indian Citizen)」は、1955年インド市民法 (Indian Citizenship Act, 1955) と併せて読まれる1999年インド外国為替管理法上の「インド居住者 (Person resident in India)」の定義に沿って解釈される。

2.1.36 「インド証券取引委員会 (SEBI)」とは、1992 年インド証券取引委員会法 (Securities and Exchange Board of India Act 1992) に基づいて設立された、インド証券取引委員会をいう。

2.1.37 「特別経済区域 (SEZ)」とは、2005 年特別経済区域法 (Special Economic Zone Act, 2005) において定義される特別経済区域をいう。

2.1.38 「産業支援事務課 (SIA)」とは、インド政府商工省産業政策促進局の産業支援事務課 (Secretariat of Industrial Assistance) をいう。

2.1.39 「譲渡可能な開発権 (Transferable Development Rights) (TDR)」とは、中央政府または州政府が、公共目的のために取得した土地の区分に関し、金銭補償なしに所有者が行う土地の明渡しの対価として発行する証明書 (certificates) であって、その一部または全部が譲渡可能なものをいう。

2.1.40 「ベンチャーキャピタルファンド (Venture Capital Fund) (VCF)」とは、信託または会社 (1996 年インド証券取引委員会 (ベンチャーキャピタルファンド) 規則 (Securities and Exchange Board of India (Venture Capital Fund) Regulation, 1996) に基づいて設立、登記された事業体であって、(i)同規則に指定された方法で(ii)専用の共同出資が行われ、(ii)同規則に基づいて投資を行うものを含む) の形式において設立されたファンドをいう。

第3章：外国直接投資（FDI）に関する一般的条件

3.1 インドに投資可能な者

3.1.1 非居住事業体は、外国直接投資（FDI）方針に従い、禁止される分野／活動を除き、インドにおいて投資を行うことができる。ただし、バングラデシュ国民またはバングラデシュで設立された事業体は、政府ルートを通じてのみ投資を行うことができる。また、パキスタン国民またはパキスタンで設立された事業体は、防衛、宇宙および原子力ならびに外国投資が禁止される分野／活動以外の分野／活動に政府ルートを通じてのみ投資を行うことができる。

3.1.2 ネパールおよびブータンに居住する非居住インド人（NRI）、ならびにネパールおよびブータンの国民は、本国送金原則によりインド内国会社の資本に投資することができる。ただし、当該投資の対価は、専ら一般の銀行チャネルを介した自由外国為替（free foreign exchange）による送金為替受取（inward remittance）により支払われなければならない。

3.1.3 2003年9月16日以降、海外法人（OCB）は、インドにおいて投資家としての承認を取り消されている。インド国外で設立され、インド準備銀行（RBI）の禁止通告（adverse notice）の対象とならない旧海外法人（Erstwhile OCB）は、政府ルートに基づく投資の場合にはインド政府の事前承認を得た上で、また自動ルートに基づく投資の場合にはインド準備銀行（RBI）の事前承認を得た上で、法人格を有する非居住事業体として外国直接投資（FDI）方針に基づき新たな投資を行うことができる。

3.1.4 (i) 外国機関投資家（FII）は、外国機関投資家（FII）の個々の株式保有高をインド内国会社の資本の10%に制限し、外国機関投資家（FII）による投資に関する総額制限をインド内国会社の資本の24%に制限するポートフォリオ投資スキームに基づき、インド内国会社の資本に投資することができる。当該インド内国会社は、取締役会決議およびこれに続く株主総会特別決議を通じて、またインド準備銀行（RBI）への事前通知を条件として、この24%の総額制限を分野別上限／法定上限にまで引き上げることができる。外国機関投資家（FII）の外国直接投資（FDI）およびポートフォリオ投資スキームにおける投資の総額は、上記の制限の範囲内でなければならない。

(ii) 外国直接投資（FDI）方針に基づき外国機関投資家（FII）に対して株式を発行し、これにつき会社の口座に直接支払いを受けたインド内国会社は、フォーム FC-GPR（別紙1）の項目番号5において、別途その数値を報告しなければならない。

- (iii) カストディアン銀行は、全ての取引（デリバティブ取引を除く）に関する日次計算書（daily statement）を、所定のフォーマットのフロッピー／ソフトコピーにより、インド準備銀行（RBI）に対して直接提出するとともに、インド準備銀行のORFS（Online Returns Filing System）のウェブサイト（<https://secweb.rbi.org.in/ORFSMainWeb/Login.jsp>）に直接アップロードしなければならない。

3.1.5 2000年インド外国為替管理（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）施行規則（Foreign Exchange Management（Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India） Regulations）の別紙2および3によりインド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国機関投資家（FII）および非居住インド人（NRI）のみが、公認されているインドの証券取引所において、登録ブローカーを経由してインド内国会社の資本に投資し、またはインド内国会社の資本を取引することができる。

3.1.6 インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国ベンチャーキャピタル投資家（FCVI）は、インドベンチャーキャピタル事業者（IVCU）の資本の最大100%まで出資することができるほか、資金運用のために国内資産運用会社（domestic asset management company）を設立することもできる。かかる投資は全て、通達 FEMA20号の別紙6に基づいて、自動ルートにより行うことができる。インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国ベンチャーキャピタル投資家（FCVI）は、1996年インド証券取引委員会（ベンチャーキャピタルファンド）規制（SEBI（Venture Capital Fund） Regulations, 1996）に基づき登録されている国内ベンチャーキャピタルファンドに投資することができる。かかる投資についても、既存のインド外国為替管理法（FEMA）規制および分野別上限等を含む既存の外国直接投資（FDI）方針は適用される。インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国ベンチャーキャピタル投資家（FCVI）は、外国直接投資（FDI）方針およびインド外国為替管理法（FEMA）規制に従い、外国直接投資（FDI）スキームに基づき非居住事業体として他の内国会社に投資することもできる。

また、外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）は、2000年5月3日付通達 FEMA20/2000-RB号（その後の改正を含む）附則6に定める条件に基づき、相対取引または第三者からの購入により適格証券（株式、株式連動証券、債券、債務証券、インドベンチャーキャピタル事業者（IVCU）またはベンチャーキャピタルファンド（VCF）の無担保債券、ベンチャーキャピタルファンド（VCF）が設定するスキームまたはファンドの持分）に投資することもできる。さらに、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国ベンチャーキャピタル投資家（FCVI）は、2000年インド証券取引委員会（外国ベンチャーキャピタル投資家）規則（その後の改正を含む）の規定および同規則に定める条件に従い、認証証券取引所において有価証券に投資することもできる。

3.1.7 適格外国投資家（QFI）による資本株式への投資

3.1.7.1 適格外国投資家（QFI）は、インド証券取引委員会（SEBI）の関係するガイドラインまたは規則に基づき、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている証券保管振替機構参加者（Depository Participant）を通じて、インドの認証証券取引所の認証ブローカーを介して上場インド内国会社の資本株式およびインド国民に対して売り出されるインド内国会社の資本株式にのみ投資することができる。適格外国投資家（QFI）は、所定の投資制限に服することを条件として、権利株、株式配当、株式分割もしくは株式併合による資本株式または合併、分割等の会社の行為により発行される資本株式を取得することもできる。適格外国投資家（QFI）は、インド証券取引委員会（SEBI）の関係するガイドラインに基づき、当該取得した資本株式を売却することができる。

3.1.7.2 適格外国投資家（QFI）による投資に関する個別制限および総額制限は、それぞれインド内国会社の払込資本の5%および10%とする。かかる制限は、インドへの対外投資に関してポートフォリオ投資スキームにより規定される外国機関投資家（FII）および非居住インド人（NRI）の投資上限を上回るものとする。また、現行の外国直接投資（FDI）方針において複合的な分野別上限が存在する場合には、適格外国投資家（QFI）による資本株式への投資に関する上記制限は、外国直接投資（FDI）に関するかかる全体的な分野別上限の範囲に服する。

3.1.7.3 適格外国投資家（QFI）が保有する資本株式に対する配当金は、当該適格外国投資家（QFI）の海外の指定銀行口座宛てに直接送金するか、またはシングル無利息ルピー口座（single non-interest bearing Rupee account）に入金することができる。配当金をシングル無利息ルピー口座に入金する場合には、5営業日（シングル無利息ルピー口座への入金日を含む。）以内に、適格外国投資家（QFI）の海外の指定銀行口座宛てに配当金を送金しなければならない。適格外国投資家（QFI）が指示した場合には、当該5営業日以内に、配当金をこのスキームに基づく資本株式の新規購入に当てることができる。

3.2 外国直接投資（FDI）を受けられる事業体

3.2.1 インド内国会社への外国直接投資（FDI）：インド内国会社は、外国直接投資（FDI）に対して資本を発行することができる。

3.2.2 組合（Partnership Firm）／単独事業主（Proprietary Concern）への外国直接投資（FDI）：

- (i) インド国外に居住する非居住インド人 (NRI) またはインド出身者 (PIO) は、本国非送金原則により、インド国内の組合または単独事業主の資本に対して投資することができる。ただし、以下の条件に従う。
- (a) 送金為替受取により、または承認取引者 (Authorized Dealers) / 承認取引銀行 (Authorised Bank) にある NRE/FCNR(B)/NRO 口座から、資金が投資されること
 - (b) 組合または単独事業主が農業/農園事業、不動産事業または印刷出版業に従事していないこと
 - (c) 投資資金がインド国外に送金されないこと
- (ii) 本国送金オプション (repatriation option) 付き投資：非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO) は、本国送金オプション付きの単独事業主/組合に投資するために、準備銀行の事前承認を申請することができる。申請はインド政府と協議の上、決定される。
- (iii) 非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO) 以外の非居住者による投資：非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO) 以外のインド非居住者は、インド国内の組合もしくは単独事業者または社団の資本に対して投資するために、申請の上、準備銀行の事前承認を求めることができる。申請はインド政府と協議の上、決定される。
- (iv) 制限：非居住インド人 (NRI) またはインド出身者 (PIO) は、農業/農園事業、不動産事業または印刷出版業に従事する組合または単独事業者に投資することができない。

3.2.3 **ベンチャーキャピタルファンド (VCF) への外国直接投資 (FDI)：**外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) は、本通達 3.1.6 項の規定するところにより、インドベンチャーキャピタル事業者 (IVCU) / ベンチャーキャピタルファンド (VCF) / 他のインド内国会社に投資することができる。国内ベンチャーキャピタルファンド (VCF) が信託として設立される場合には、インド非居住者 (非居住の法人/個人 (非居住インド人 (NRI) を含む。)) は、インド外国投資促進委員会 (FIPB) の承認を条件として、当該国内ベンチャーキャピタルファンド (VCF) に投資することができる。ただし、国内ベンチャーキャピタルファンド (VCF) が 1956 年会社法に基づく法人格を有する会社として設立される場合には、インド非居住者 (非居住の法人/個人 (非居住インド人 (NRI) を含む。)) は、価格ガイドライン、報告要件、支払形態、最低資本金基準等に従うことを条件として、外国直接投資 (FDI) スキームの自動ルートにより当該国内ベンチャーキャピタルファンド (VCF) に投資することができる。

3.2.4 信託への外国直接投資 (FDI) : ベンチャーキャピタルファンド (VCF) 以外の信託への外国直接投資 (FDI) は認められない。

3.2.5 有限責任組合 (LLP) への外国直接投資 (FDI) : 有限責任組合 (LLP) への外国直接投資 (FDI) は、以下の条件により認められる。

(a) 自動ルートにより 100% の外国直接投資 (FDI) が認められており、かつ、外国直接投資 (FDI) に関する実績条件が存在しない産業分野／活動 (「ノンバンク金融会社」、「タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーおよび建設・開発プロジェクトの開発」等) において事業を営む有限責任組合 (LLP) に限り、政府承認ルートによる外国直接投資 (FDI) が認められる。

(b) 外国直接投資 (FDI) を受けている有限責任組合 (LLP) は、農業／農園事業、印刷出版業または不動産事業を営むことはできない。

(c) 外国直接投資 (FDI) を受けているインド内国会社は、自動ルートによる 100% の外国直接投資 (FDI) が認められており、かつ、当該内国会社と有限責任組合 (LLP) の双方が外国直接投資 (FDI) に関する実績条件が存在しない産業分野において事業を営んでいる場合に限り、当該有限責任組合 (LLP) に対してダウンストリーム・インベストメントを行うことができる。

(d) 外国直接投資 (FDI) を受けている有限責任組合 (LLP) は、ダウンストリーム・インベストメントを行うことはできない。

(e) 有限責任組合 (LLP) への外資による資本参加は、一般の銀行チャネルを通じた送金為替受取 (inward remittance) により受領した現金対価による場合、または承認取引者／承認取引銀行に維持する当該者の NRE/FCNR 口座に対する借方記入による場合に限り、認められる。

(f) 外国機関投資家 (FII) および外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) による有限責任組合 (LLP) への投資は認められない。また、有限責任組合 (LLP) は、対外商業借入れ (External Commercial Borrowing (ECB)) を利用することはできない。

(g) 外国直接投資 (FDI) を受けている有限責任組合 (LLP) が、2008 年有限責任組合 (LLP) 法第 7 条の規定に基づく指定パートナーである法人を有する場合、または同条に基づき指定パートナーとして行為する個人を指名する法人を有する場合には、当該法人は、1956 年会社法 (Companies Act, 1956) に基づきインドで登記されている会社でなくてはならず、有限責任組合 (LLP) や信託等のその他の組織であってはならない。

(h) かかる有限責任組合（LLP）に関して、2008年有限責任組合（LLP）法第7条(1)の「説明」に定義される「インドに居住する」指定パートナーは、1999年インド外国為替管理法（Foreign Exchange Management Act, 1999）第2条(v)(i)に規定する「インド居住者」の定義も満たさなければならない。

(i) 指定パートナーは、上記条件を全て遵守する責任を負うとともに、違反があった場合に有限責任組合（LLP）に課せられるすべての罰則についても責任を負う。

(j) 外国直接投資（FDI）を受けている内国会社から有限責任組合（LLP）への転換は、上記規定（会社には任意適用となる 3.2.5(e)の規定を除く。）が満たされ、かつ、インド外国投資促進委員会（FIPB）／政府の事前承認を得た場合に限り認められる。

3.2.6 その他の事業体への外国直接投資（FDI）：上記以外の居住事業体への外国直接投資（FDI）は認められない。

3.3 証券の種類

3.3.1 インド内国会社は、インド外国為替管理法（FEMA）規制に規定される価格ガイドライン／評価基準に従い、資本株式（equity shares）、完全強制転換社債（fully, compulsorily and mandatorily convertible debentures）および完全強制転換優先株式（fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares）を発行することができる。転換資本証券（convertible capital instruments）の価格／転換に関する計算式は、その発行時に予め決定されなければならない。転換時の価格は、いかなる場合であっても当該証券の発行時に既存のインド外国為替管理法（FEMA）規制〔非上場会社については DCF 評価方法、上場会社についてはインド証券取引委員会（SEBI）（ICDR）規制に基づく評価〕により算出される公正な評価額を下回ってはならない。

3.3.2 無転換（non-convertible）、任意転換（optionally convertible）または部分転換（partially convertible）等、その他の種類の優先株式または優先債券であってその発行につき 2007 年 5 月 1 日以後に資金を受領したものは、負債とみなされる。したがって、対外商業借入れ（External Commercial Borrowing (ECB)）に対して適用される適格借主、認証貸主、金額および満期、用途に関する規定等の全ての基準を遵守しなければならない。これらの証券はルピー建てで発行されるため、ルピーの金利は、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）のスワップ相当額に、同等の期限を有する対外商業借入れ（ECB）に認められたスプレッドを加えたものに基づく。

3.3.3 インド内国会社が預託証券（DR）および外貨建て転換社債（FCCB）の発行により受領した送金為替受取（inward remittance）は、外国直接投資（FDI）として取り扱われ、外国直接投資（FDI）に算入される。

3.3.4 インド内国会社による外貨建て転換社債（FCCB）／米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）の裏付けとなる株式の発行

- (i) インド内国会社は、1993年外貨建ての転換社債および（預託証券を通じた）普通株式の発行計画規則（Scheme for issue of Foreign Currency Convertible Bonds and Ordinary Shares (Through Depository Receipt Mechanism) Scheme, 1993）、および同規則に基づきインド政府によりその時々に通達されるガイドラインに基づき、外貨建て転換社債（FCCB）／預託証券（DR）（米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR））を発行することにより、海外で外貨資金を調達することができる。
- (ii) 内国会社は、外国直接投資（FDI）方針に基づいてインド非居住者に対して株式を発行する資格を有する場合には、米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）を発行することができる。ただし、インド証券取引委員会（SEBI）から証券市場の利用を規制されている内国会社を含め、インド資本市場から資金を調達する資格を有しないインド上場内国会社は、米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）を発行する資格を有しない。
- (iii) 国際市場での資本調達のために米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）を利用したことがない非上場内国会社は、これらの海外証券の発行を希望する間に、予めまたは同時に国内市場に上場しなければならない。国際市場において米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）を発行したことがある非上場内国会社は、利益が発生したとき、または米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）の当該発行から3年以内のいずれか早いときまでに、国内市場に上場しなければならない。米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）は、インド内国会社が発行の主幹事会社と協議のうえ決定した割合に基づき発行される。このようにして調達した資金は、インドで実際に必要となるまで外国で保有しなければならない。資金を送金または利用するまでの間、インド内国会社は、資金を以下に投資することができる。
 - (a) スタンダード&プアーズ、フィッチ、IBCA、ムーディーズ等によりその時々において準備銀行が定める水準を下回っていない格付けが付与されている銀行への預金、またはかかる銀行が提供する譲渡性預金証書その他の商品
 - (b) インドの承認取引者（Authorised Dealer）がインド国外に有する支店への預金
 - (c) 満期または残期が1年以内の短期国債その他の貨幣代替物（monetary

instruments)

- (iv) 不動産市場または株式市場における当該資金の分散 (deployment) / 投資の禁止を除き、使途に制限はない。インド内国会社が募集可能な米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) には、金額上限はない。
 - (v) 米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の発行により取得した資金は、公的事業 / 会社 (Public Sector Undertakings / Enterprises) の投資回収プロセスにおける株式の第一次取得および戦略的重要性の見地から行われる公衆に対する強制的第二次取得に利用することができる。
 - (vi) 計画に基づき発行される株式の議決権は、1956 年会社法の規定に従う。また、米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の発行時に課せられる議決権の制限の方法も会社法の規定に従う。銀行 (banking companies) の場合の議決権は、引き続き、議決権を行使する全ての株主に適用される 1949 年銀行規制法 (Banking Regulation Act, 1949) の規定および準備銀行がその時々に行う指示に従う。
 - (vii) インドにおいて投資を行う資格を有しない旧海外法人 (OCB) およびインド証券取引委員会 (SEBI) により有価証券の売買または取引が禁止されている事業体は、インド内国会社が発行する米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) を引き受ける資格を有しない。
 - (viii) 米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の価格設定は、1993 年外貨建ての転換社債および (預託証券を通じた) 普通株式の発行計画規則の規定、インド政府によりその時々に通達されるガイドラインおよび準備銀行のその時々指示により決定される価格で行わなければならない。
 - (ix) スポンサーリングによる米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の価格設定は、1993 年外貨建ての転換社債および (預託証券を通じた) 普通株式の発行計画規則の規定、インド政府によりその時々に通達されるガイドラインおよび準備銀行のその時々指示により決定される。
- 3.3.5 (i) **2 方向流用スキーム (Two-way Fungibility Scheme)** : インド政府は、米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) について、限定的な 2 方向流用スキームを導入した。このスキームにより、インド証券取引委員会 (SEBI) に登録されているインドの株式仲買人は、外国投資家からの指図に従い、市場からインド内国会社の株式を購入して米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) に転換することができる。米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の再発行は、その裏付けとなる株式に償還され、インド市場で売却された米国預託証券 (ADR) / グローバ

ル預託証券（GDR）の範囲において認められる。

- (ii) **スポンサリングによる米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）の発行**：インド内国会社は、スポンサリングによる米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）の発行を行うこともできる。この仕組みにより、内国会社は、居住株主に対してその保有する株式を内国会社に返還する機会を与え、当該株式を裏付けとして外国で米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）を発行することができる。米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）の発行手取金はインドに送金され、ルピー建て株式を転換のために提供した居住投資家間で分配される。この資金は、米国預託証券（ADR）／グローバル預託証券（GDR）への転換のために当該株式を提供した居住株主が、インド国内の居住者外貨（国内）口座において保有することができる。

3.4 株式の発行／譲渡

3.4.1 資本証券（capital instruments）は、一般の銀行チャネル（送金為替受取（inward remittance）を受領するために開設され維持されるエスクロー口座を含む。）を通じて送金為替受取を受領した日または非居住投資家の NRE／FCNR（B）口座に対する借方記入を行った日から 180 日以内に発行されなければならない。送金為替受取を受領した日または NRE／FCNR（B）口座に対する借方記入の日から 180 日以内に資本証券が発行されない場合、当該受領した対価は、一般の銀行チャネルを通じた国外向け送金（outward remittance）により、または NRE/FCNR（B）口座に対する振込みにより、直ちに非居住投資家に払い戻されなければならない。上記規定の不遵守はインド外国為替管理法（FEMA）上の違反とみなされ、罰則規定の適用対象となることがある。なお、例外的に、インド準備銀行（FBI）は、受領日から 180 日経過後の対価の払戻しを、事案の内容に応じて検討する場合がある。

3.4.2 **株式の発行価格**—外国直接投資（FDI）方針に基づきインド非居住者に対して発行される株式の価格は、下記を下回らないものとする。

- a. 当該会社の株式がインドの認証証券取引所に上場されている場合には、インド証券取引委員会（SEBI）ガイドラインに基づき算定される価格
- b. 当該会社の株式がインドの認証証券取引所に上場されていない場合には、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているカテゴリー I のマーチャントバンカー（Category I Merchant Banker）または勅許会計士（Chartered Accountant）が DCF 法に従って評価する株式の公正な評価額
- c. 株式の発行が優先割当による場合は、準備銀行（Reserve Bank）が随時定める価格ガイドラインに従い居住者から非居住者に対して行われる株式の譲渡に

適用される価格

ただし、非居住者（インド非居住者（NRI）を含む。）が、インド内国会社の基本定款を引き受けることにより、1956年会社法の規定に従って当該インド内国会社に投資する場合には、自らが外国直接投資（FDI）スキームに基づき投資を行う権利を有していることを条件として、額面価額でかかる投資を行うことができる*。

3.4.3 外貨口座—外国直接投資（FDI）方針に基づきインド非居住者に対して株式を発行する資格を有するインド内国会社は、インド準備銀行（RBI）の事前承認を得た上で、株式申込金を外貨口座において保有することができる場合がある。

3.4.4 株式および転換社債の譲渡—

- (i) （分野別上限および参入ルートに関する）該当する事業分野の外国直接投資（FDI）に関する方針、適用のある法律およびセキュリティー条件等のその他の制約条件に従い、非居住投資家は、インドの株主またはその他の非居住株主から既発行株式を購入／取得することによりインド内国会社に投資することもできる。非居住者／非居住インド人（NRI）に対しては、以下を条件として、譲渡による株式の取得につき一般的な承認が与えられている。
 - (a) インド非居住者（非居住インド人（NRI）および旧海外法人（erstwhile OCB）を除く）は、インド非居住者（非居住インド人（NRI）を含む）に対して、売却または贈与により、株式または転換社債を譲渡することができる。
 - (b) 非居住インド人（NRI）は、他の非居住インド人（NRI）に対して、自己が保有する株式または転換社債を、売却または贈与により、譲渡することができる。
 - (c) インド非居住者は、インド居住者に対して、贈与により有価証券を譲渡することができる。
 - (d) インド非居住者は、証券取引所に登録されている株式仲買人またはインド証券取引委員会（SEBI）に登録されている商業銀行を通じて、インドの認証証券取引所においてインド内国会社の株式および転換社債を売却することができる。

* 訳注：この但書は、新規に設立される会社については、3.4.2項に定める価格規制が適用されないことを明確にしたものであると考えられる。したがって、新会社の設立の際の資本金の払込にあたっては、カテゴリー I のマーチャントバンカーまたは勅許会計士による DCF 法に基づく評価証明等は不要と考えられる。

- (e) インド居住者は、3.4.5.2 項および別紙 2 のガイドラインに従い、インド非居住者に対して、インド内国会社の株式／転換社債を、相対取引に基づく売却により譲渡（割当株式（subscriber's shares）の譲渡を含む）することができる。
- (f) インド非居住者がインド居住者に対して相対取引に基づく売却により株式／転換社債を譲渡することについても、3.4.5.2 項および別紙 2 のガイドラインに従うことを条件として、一般的な承認が与えられる。
- (g) 上記の一般的な承認は、かつては政府ルートの対象であったが現在は自動ルートの対象である活動に従事するインド内国会社の株式／転換社債の居住者から非居住者に対する譲渡、ならびにインド内国会社の自己株式取得および／または減資計画に基づく非居住者から当該会社への株式の譲渡についても適用される。
- (h) フォーム FC-TRS は、対価の額を受領した日から 60 日以内に、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）に提出されなければならない。所定の期限内にフォーム FC-TRS を提出する責任は、インド居住者である譲渡人または譲受人が負う。
- (ii) インド非居住者が購入したエクイティ証券（equity instruments）※に係る対価であって、一般の銀行チャネルを通じてインド国内に送金されるものは、資金を受領した時点で、送金を受領する承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）による顧客確認（Know Your Customer (KYC)）を受ける。送金を受領する承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）が、振替取引を処理する承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）と異なる場合、顧客確認（KYC）は送金を受領する銀行が行わなければならない。顧客確認報告書は、フォーム FC-TRS とともに、取引を行う承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）に対して顧客が提出しなければならない。
- (iii) エスクロー：承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）には、株式の公開買付け／イグジット買付け（exit offers）および上場廃止に関して、非居住法人のエスクロー口座および特別口座を開設する一般的な承認が与えられている。これには、関連する 2011 年インド証券取引委員会（SEBI）（株式の大量取得および買収）規則またはその他の適用のあるインド証券取引委員会（SEBI）の規制／1956 年会社法の規定が適用される。また、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）は、外国直接投資（FDI）取

※ 訳注：エクイティ証券（equity instruments）という文言は、本項でしか使用されていない。3.4 項の表題や、3.4.1 項の記載から、この文言は、資本証券（capital instruments）を表しているものと考えられる。

引を促進することを目的として、インド準備銀行（RBI）の事前承認なくして、インド準備銀行（RBI）の定める条件に従い、居住者および／または非居住者のためにインドにおいてインドルピー建ての**無利息**エスクロー口座（株式購入代金を支払うためのもの）を開設し維持すること、および／または有価証券を保管するためのエスクローファシリティを提供することができる。さらに、インド証券取引委員会（SEBI）の承認を受けた預託機関参加者（Depository Participants）は、インド準備銀行（RBI）の事前承認なく、インド準備銀行（RBI）の定める条件に従い、有価証券のためのエスクロー口座を開設し維持することができる。いずれの場合も、エスクロー代理人は、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）または（有価証券のための口座の場合）インド証券取引委員会（SEBI）の承認を受けた預託機関参加者でなければならない。かかるファシリティは、非居住者に対する新株発行および非居住者からの／非居住者に対する株式の譲渡の双方に適用される。

3.4.5 資本証券の譲渡に係るインド準備銀行（RBI）の事前承認

3.4.5.1 下記 3.4.5.2 項の場合を除き、次の場合には、インド準備銀行（RBI）の事前承認を要する。

- (i) 以下に該当する居住者から非居住者への売却による資本証券の譲渡
 - (a) 準備銀行がその時々定める価格ガイドラインに従わない価格による譲渡であって、3.4.5.2 項に規定する例外に該当しないもの
 - (b) 非居住取得者による対価の支払延期を伴う資本証券の譲渡。また、取引につき承認が与えられる場合には、対価の全額を受領した日から 60 日以内に、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）に対してフォーム FC-TRS にて当該取引を報告し、必要な精査を受けなければならない。
- (ii) インド居住者からインド非居住者に対する贈与による資本証券の譲渡。贈与による資本証券の譲渡の承認申請書を準備銀行に送付する際には、別紙 3 記載の文書が同封されなければならない。準備銀行は、かかる申請書を処理する際、以下の要素を考慮する。
 - (a) 予定される譲受人（受贈者）が、2000 年 5 月 3 日付通達 FEMA20/2000-RB 号（その後の改正を含む）附則 1、4 および 5 に基づき、当該資本証券を保有する資格を有すること
 - (b) 贈与されるものが、インド内国会社の払込資本／社債の各シリーズ／各

ミューチュアル・ファンド・スキームの5%を超えないこと

- (c) インド内国会社の適用のある分野別上限規制に抵触しないこと
 - (d) 譲渡人（贈与者）および予定される譲受人（受贈者）が、1956年会社法（その後の改正を含む）6条に定義する近親者（close relatives）であること。最新のリストは別紙4に記載している
 - (e) 譲渡人がインド非居住者に対して贈与として譲渡する資本証券および既に譲渡した資本証券の価値が1会計年度中に50,000米ドルのルピー相当額を超えないこと
 - (f) 準備銀行が公益のためにその時々定めるその他の条件
- (iii) 非居住インド人（NRI）から非居住者への株式の譲渡

3.4.5.2 以下の場合、インド準備銀行（RBI）の承認を要しない。

A. 1999年インド外国為替管理法（FEMA）に基づく価格ガイドラインを満たしていないが、下記条件を満たす外国直接投資（FDI）スキームに基づく非居住者から居住者への株式の譲渡。

- i. 最初の投資およびその後の投資が、分野別上限、条件制限（最低資本金等）、報告要件、文書等の点において既存の外国直接投資（FDI）方針および外国為替管理法（FEMA）規則に沿ったものであること。
- ii. 取引の価格設定が特定の／明示的な、既存の、かつ関係するインド証券取引委員会（SEBI）の規則／ガイドライン（IPO、ブックビルディング、一括取引、上場廃止、エグジット、公開買付／大量取得／インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則、自己株式取得等に関するもの）を遵守していること。
- iii. 上記のインド証券取引委員会（SEBI）の規則／ガイドラインを遵守している旨の勅許会計士の証明書が、承認取引銀行（AD bank）に提出されるフォームFC-TRSに添付されていること。

B. 居住者から非居住者への譲渡

i) 既存の外国直接投資（FDI）方針に従い株式の譲渡にインド外国投資促進委員会（FIPB）を通じた政府の事前承認を要する場合。ただし、以下を条件とする。

a) インド外国投資促進委員会（FIPB）の必要な承認を得ていること。

b) 株式の譲渡が、インド準備銀行が随時定める価格ガイドラインおよび文書要件を遵守するものであること。

ii) インド準備銀行が随時定める価格ガイドラインおよび文書要件を遵守することを条件として、株式の譲渡にインド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則が適用される場合。

iii) 株式の譲渡が 1999 年インド外国為替管理法（FEMA）に基づく価格ガイドラインを満たしていないが、下記条件を満たす場合。

a) 当該株式譲渡に基づいて行われる外国直接投資（FDI）が、分野別条件、条件制限（最低資本金等）、報告要件、文書等の点において既存の外国直接投資（FDI）方針およびインド外国為替管理法（FEMA）施行規則を遵守していること。

b) 取引の価格設定が特定の／明示的な、既存の、かつ関係するインド証券取引委員会（SEBI）の規則／ガイドライン（IPO、ブックビルディング、一括取引、上場廃止、エグジット、公開買付／大量取得／インド証券取引委員会（株式の大量取得および買収）規則等）を遵守していること。

c) 上記のインド証券取引委員会（SEBI）の規則／ガイドラインを遵守している旨の勅許会計士の証明書が、承認取引銀行（AD bank）に提出されるフォーム FC-TRS に添付されていること。

iv) 投資を受ける内国会社が金融部門に属する場合。ただし、以下を条件とする。

a) 金融部門の規制当局または投資を受ける内国会社の規制当局ならびに譲渡人および譲受人からノー・オブジェクション・サーティフィケート（NOC）を取得しており、当該ノー・オブジェクション・サーティフィケート（NOC）がフォーム FC-TRS とともに取引承認銀行（AD bank）に提出されること。

b) 分野別上限、条件制限（最低資本金、価格等）、報告要件、文書等の点において外国直接投資（FDI）方針およびインド外国為替管理法（FEMA）施行規則を遵守していること。

3.4.6 対外商業借入れ（ECB）／一時金（Lumpsum Fee）／ロイヤリティ等の資本（equity）への転換

- (i) インド内国会社には、以下の条件および報告要件に従い、転換可能な外国通貨建ての対外商業借入れ（ECB）（みなし対外商業借入れ（ECB）となるものを除く）を、資本株式（equity shares）／完全強制転換優先株式（fully

- compulsorily and mandatorily convertible preference shares) に転換するための一般的な承認が与えられている。
- (a) 内国会社の活動が外国直接投資 (FDI) の自動ルートの対象であること、または内国会社に外国資本が入ること (foreign equity in the company) について政府承認を得ていること
 - (b) 対外商業借入れ (ECB) の株式への転換後における外国投資家による株式保有率 (foreign equity) が、分野別上限 (もしあれば) の範囲にあること
 - (c) 株式の価格設定が、上記 3.4.2 項の規定に則していること
 - (d) その他の有効な法令および規制に定める要件を遵守していること
 - (e) 転換枠が自動ルートまたは政府ルートに基づく対外商業借入れ (ECB) について利用可能であり、対外商業借入れ (ECB) (支払期日が到来しているか否かを問わない) および非居住提携者 (collaborator) から提供される担保/無担保貸付に適用されること
- (ii) 技術ノウハウ一時金、ロイヤリティを対価とする株式/優先株式の発行についても、参入ルート、分野別上限、(上記 3.4.2 項の規定に則した) 価格ガイドラインおよび適用される税法に従い、一般的な承認が与えられる。
- (iii) 外国直接投資 (FDI) 方針に基づく資本株式の発行は、以下につき政府ルートにより認められる。
- (I) 資本財/機械/設備 (中古機械を除く。) の輸入を対価とする資本株式の発行は、以下の条件を遵守しなければならない。
 - (a) インド居住者による資本財/機械等の輸入が、インド政府が通達する/輸入に関する貿易管理当局 (Directorate General of Foreign Trade (DGFT)) およびインド外国為替管理法 (FEMA) の規定の定める輸出/輸入方針 (Export/ Import Policy) に従っていること。
 - (b) 輸入会社および海外事業体の実質的所有権および身元を明示した申請が行われること。
 - (c) 当該資本財の輸入代金支払債務の外国直接投資 (FDI) への転換に関する申請が、商品の出荷日から 180 日以内にすべての点において完了すること。

- (II) 開業費／創立費（賃料等の支払いを含む。）を対価とする資本株式の発行は、以下の条件を遵守しなければならない。
- (a) 発生した費用に係る海外プロモーターの送金に関する外国対内送金証明書（FIRC）が提出されること。
 - (b) 法定監査人による創立費／開業費の確認および証明
 - (c) インド外国為替管理法（FEMA）の施行規則の定めるところにより、外国投資家からインド内国会社に対して直接に、または外国投資家が開設した銀行口座経由で支払いがなされること。
 - (d) インド内国会社の設立日から 180 日以内に、資本化に関する申請がすべての点において完了すること。

一般的条件：

- (i) 転換請求は、全てインド内国会社の特別決議を伴わなければならない。
- (ii) 政府の承認は、インド準備銀行（RBI）の価格ガイドラインおよび税務上の清算を条件とする。

3.5 一定の場合における具体的条件

3.5.1 株式引受権／ボーナス株式の発行—インド外国為替管理法（FEMA）の規定は、インド内国会社が、分野別上限（もしあれば）に従い、既存の非居住株主に対して株式引受権／ボーナス株式^{*}を自由に発行することを認めている。ただし、かかるボーナス株式／株式引受権の発行は、1956 年会社法、（上場内国会社の場合）2009 年インド証券取引委員会（SEBI）（資本の発行および開示要件）規則（SEBI (Issue of Capital and Disclosure Requirements) Regulations, 2009）その他の法令に基づかなければならない。株式引受権の形によるインド非居住者へのオファーは、以下の条件による。

- (a) インドの認証証券取引所に上場されている会社の株式については、当該会社が決定する価格による。
- (b) インドの認証証券取引所に上場されていない会社の株式については、新株引受権の形による提供が居住株主に対して行われる場合の価格を下回らない価格による。

^{*} 訳注：既存株式の配当として、現物株式を配当することをいう。日本の旧商法の 1991 年改正前における株式配当に類似する。

3.5.2 旧海外法人（erstwhile OCB）に対する株式引受権の発行に関するインド準備銀行（RBI）の事前承認—2003年9月16日以降、海外法人（OCB）は、投資家としての承認を取り消されている。したがって、かかる旧海外法人（erstwhile OCB）に対して株式引受権を発行しようとする内国会社は、インド準備銀行（RBI）から特別な事前承認を得なければならない。すなわち、旧海外法人（erstwhile OCB）に対しては、株式引受権は自動的に付与されない。ただし、ボーナス株式はインド準備銀行（RBI）の承認なくして、旧海外法人（erstwhile OCB）に対して発行することができる。

3.5.3 居住者から非居住者に対する株式引受権の追加割当て—既存の非居住株主は、自己の株式引受権に基づいて、株式／完全強制転換社債／完全強制転換優先株式の追加発行を申し込むことができる。投資を受ける内国会社は、株式未発行部分から追加の株式引受権を割り当てることができる。ただし、内国会社の払込資本総額に占める非居住者に対する株式発行総額の割合は、分野別上限を超えてはならない。

3.5.4 合併／分割／統合スキームに基づく株式の取得—インドにおける内国会社の合併／分割／統合は、通常、合併／分割／統合の当事会社が提出する計画に基づいて出される管轄裁判所の命令に従う。2社またはそれ以上のインド内国会社の合併、分割または統合計画が、インドの裁判所により承認され次第、譲受会社または新会社は、インド国外に居住する譲渡会社の株主に対して、以下の条件で株式を発行することができる。

- (i) インド非居住者が保有する事業譲受会社または新会社の株式の割合が、分野別上限を超えないこと
- (ii) 事業譲渡会社、事業譲受会社または新会社が、外国直接投資（FDI）方針によって禁止されている活動に従事していないこと

3.5.5 従業員ストックオプション制度（ESOP）に基づく株式の発行—

- (i) インドの上場内国会社は、外国の合併会社もしくは完全子会社の従業員のうち、インド国外に居住する者（パキスタン国民を除く）に対し、従業員ストックオプション制度（Employees Stock Option Scheme (ESOP)）に基づいて株式を発行することができる。従業員ストックオプション制度（ESOP）は、インド外国投資促進委員会（FIPB）の事前承認を得た上で、バングラデシュ国民に対して発行することができる。ESOPに基づく株式は、以下の条件に従い、直接または信託を介して発行することができる。
 - (a) 当該制度がインド証券取引委員会（SEBI）により通達された関連規制に準拠していること
 - (b) 当該制度に基づき非居住従業員に割り当てられる株式の額面価額が、発

行会社の払込資本の5%を超えないこと

- (ii) 非上場内国会社は、1956年会社法の規定に従わなければならない。当該非上場インド内国会社は、インド国外に居住する従業員（パキスタン国民を除く）に対して、従業員ストックオプション制度（ESOP）に基づいて株式を発行することができる。バングラデシュ国民に対しては、インド外国投資促進委員会（FIPB）の事前承認を得た上で、従業員ストックオプション制度（ESOP）に基づく株式を発行することができる。
- (iii) 発行会社は、非居住従業員に対する同制度に基づくストックオプションの付与の詳細を、インド準備銀行の地方局にフォーム FC-GPR により報告（文書による報告）しなければならない。その後、当該ストックオプションの行使に伴う株式の発行の詳細を、株式の発行日から30日以内に、準備銀行の地方局にフォーム FC-GPR により報告（文書による報告）しなければならない。

3.5.6 株式交換：株式交換による投資の場合には、金額の如何を問わず、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているカテゴリー I のマーチャントバンカー（Category I Merchant Banker）または株式を受け入れる国の規制当局に登録されているインド国外の投資銀行（Investment Banker）が株式の評価を行わなければならない。株式交換による投資には、インド外国投資促進委員会（FIPB）を通じた政府の承認も必須となる。

3.5.7 株式の質権設定：

(A) 対外商業借入れ（ECB）を調達したインドに登録されている内国会社（借入会社）のプロモーターである者は、借入会社が調達した対外商業借入れ（ECB）を担保するために、借入会社の株式またはその関連する居住会社の株式に対して質権を設定することができる。ただし、承認取引者である銀行から質権設定につき異議がない旨の書面を取得しなければならない。承認取引者は、対外商業借入れが対外商業借入れ（ECB）に関する既存のインド外国為替管理法（FEMA）施行規則に合致していることおよび下記事項を確認した上で、かかる質権設定につき異議がない旨の書面を発行する。

- i) ローン契約が貸付人および借入人の双方により署名されていること。
- ii) 金融証券に対して担保を設定することを借入人に義務づける担保条項がローン契約に存在すること。
- iii) 借入人が準備銀行から貸付登録番号（LRN）を取得していること。

また、当該質権が以下の条件に従うものであること。

- a) 当該質権の存続期間が対外商業借入れ (ECB) の満期とともに終了すること。
- b) 質権が実行される場合の株式の移転は、既存の外国直接投資 (FDI) 方針および準備銀行が発する命令に基づくものとする。
- c) 借入会社が許可された用途のためだけに対外商業借入れ (ECB) の手取金を利用する／利用している旨を法定監査人 (Statutory Auditor) が証明していること。

(B) インド内国会社の株式を保有する非居住者は、投資先である居住会社に対して誠実な事業目的のために提供される与信枠を担保する目的で、以下の条件に従い、インドの承認取引銀行 (AD bank) のために当該株式に対して質権を設定することができる。

- (i) 質権が実行される場合の株式の移転は、質権設定時に施行されていた外国直接投資 (FDI) 方針に従うものとする。
- (ii) 公表した目的のために借入金が利用される／利用された旨の報告書／年次証明書が、投資先会社の法定監査人から提出されること。
- (iii) インド内国会社はインド証券取引委員会 (SEBI) の関連する開示基準を遵守しなければならないこと。
- (iv) 貸付人 (銀行) のための株式の質権設定が 1949 年銀行規制法 (Banking Regulation Act, 1949) 第 19 条に従うこと。

(C) インド内国会社の株式を保有する非居住者は、インド内国会社またはその海外のグループ会社の非居住投資家／非居住プロモーターに提供される与信枠を担保するために、以下を条件として、外国の銀行のために当該株式に対して質権を設定することができる。

- (i) 借入れは外国の銀行からに限り利用することができること。
- (ii) 借入れは外国における誠実な事業目的のために利用され、インドへの直接または間接の投資のために利用されないこと。
- (iii) 外国からの投資によりインドに資金が流入しないこと。
- (iv) 質権が実行される場合の株式の移転は、質権設定時に施行されていた外国直接投資 (FDI) 方針に従うものとする。

- (v) 公表した目的のために借入金が利用される／利用された旨の報告書／年次証明書が、非居住借入人の勅許会計士（Chartered Accountant）／公認会計士（Certified Public Accountant）から提出されること。

3.6 投資の参入ルート：

3.6.1 非居住者は、自動ルートまたは政府ルートを通じてインド内国会社の資本株式／完全強制転換社債／完全強制転換優先株式に投資することができる。自動ルートでは、非居住投資家またはインド内国会社は、投資につきインド政府の承認を要しない。政府ルートでは、インド政府の事前承認を要する。政府ルートによる外国投資の提案は、インド外国投資促進委員会（FIPB）により審議される。

3.6.2 インド内国会社の設立／居住インド市民から非居住事業体に対して行われる、外国投資上限のある分野の事業を営むインド内国会社の所有権または支配権の移転に関するガイドライン

防衛機器生産事業、航空輸送サービス事業、地上業務取扱サービス事業、資産管理会社、民間銀行事業、放送事業、商品取引所事業、信用情報会社、保険事業、印刷出版業、電気通信事業、衛星事業等の外国投資上限のある分野／活動では、以下の全ての場合に政府の承認／インド外国投資促進委員会（FIPB）の承認を要する。

- (i) インド内国会社が外国投資により設立され、居住事業体により所有されない（not owned）こととなる場合
- (ii) インド内国会社が外国投資により設立され、居住事業体により支配されない（not controlled）こととなる場合
- (iii) 現時点で居住インド市民、および居住インド市民により所有または支配されているインド内国会社により、所有または支配されている既存のインド内国会社の支配権（control）が、合併、分割、買収等による非居住事業体への株式の譲渡または新株発行により、非居住事業体に移転する場合
- (iv) 現時点で居住インド市民、および居住インド市民により所有または支配されているインド内国会社により、所有または支配されている既存のインド内国会社の所有権（ownership）が、合併、分割、買収等による非居住事業体への株式の譲渡または新株発行により、非居住事業体に移転する場合
- (v) 本ガイドラインは、外国投資に関する上限が存在しない（すなわち自動ルートにより 100%の外国投資が認められる）産業分野／活動には、適用されない。

- (vi) また、外国投資には、インド外国為替管理法（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）施行規則（Foreign Exchange Management (Transfer or Issue of Security By a Person Resident Outside India) Regulations）の別紙 1、2、3 および 6 に基づき行われているか否かを問わず、外国直接投資（FDI）、外国機関投資家（FII）、非居住インド人（NRI）、米国預託証券（ADR）、グローバル預託証券（GDR）、外国建て転換社債（FCCB）、完全強制転換優先株式／社債（fully, mandatorily and compulsorily convertible preference share/debentures）による投資など、あらゆる種類の外国投資が含まれる。

3.7 投資上限

3.7.1 非居住者は、外国直接投資（FDI）方針に規定されるところにより、総資本の一定割合を限度として、居住事業体の資本に投資することができる。各産業分野における投資上限は、本通達の第 6 章で詳述する。

3.8 投資参入条件

3.8.1 非居住者には、参入条件が付された一部の産業分野／活動を営む居住事業体の資本への投資が認められる場合がある。かかる条件には、最低資本金、ロックイン期間等についての基準が含まれることがある。各産業分野／活動における参入条件は、本通達の第 6 章で詳述する。

3.9 参入条件以外のその他の投資条件

3.9.1 外国投資に関する参入条件のほか、投資／投資家は、産業分野の関連する全ての法律、規制、規則、セキュリティー条件および州／地域の法令に従う必要がある。

3.10 インド内国会社への外国投資／インド内国会社によるダウンストリーム・インベストメント

3.10.1 インド内国会社に対するあらゆる投資段階における直接、間接双方の外国投資合計（ダウンストリーム・インベストメントを含む）の計算に関するガイドラインは、4.1 項に詳述されている。

3.10.2 本章において、

- (i) 「ダウンストリーム・インベストメント（Downstream investment）」とは、あるインド内国会社が、他のインド内国会社に対して、4.1 項に従って、新株引受または既発行株式の取得の方法により、間接的な外国投資を行うことをいう。4.1.3 項は、4.1.3 項(v)に定める条件が付された間接的な外国投資の計算に関するガイドラインを規定している。

(ii) 「外国投資 (Foreign Investment)」は、4.1 項と同一の意味を有する。

3.10.3 (所有権または支配権に関係なく) 他のインド内国会社の資本に投資する活動のみを行うインド内国会社への外国投資

3.10.3.1 他のインド内国会社の資本に投資する活動のみを行うインド内国会社への外国投資は、外国投資の額や範囲に関係なく、政府／インド外国投資促進委員会 (FIPB) の事前承認を要する。外国直接投資 (FDI) が認められた活動を行うノンバンク金融会社 (Non-Banking Finance Companies (NBFC)) への外国投資は、本通達の 6.2.24 項に記載する条件に従う。

3.10.3.2 中核投資会社 (Core Investment Companies (CIC)) に該当する会社は、インド準備銀行 (RBI) の中核投資会社 (CIC) に関する規制体系 (Regulatory Framework) も遵守しなければならない。

3.10.3.3 事業を営んでおらず、ダウンストリーム・インベストメントも行わないインド内国会社に外国投資を行うためには、外国投資の額や範囲に関係なく、政府／インド外国投資促進委員会 (FIPB) の承認を要する。また、当該内国会社が事業を開始する場合、またはダウンストリーム・インベストメントを行う場合には、参入ルート、条件制限および上限に関する分野別条件を遵守しなければならない。

注：他のインド内国会社への外国投資は、参入ルート、条件制限および上限に関する分野別条件に従うこととなる。

3.10.4 居住事業体により所有および／または支配されていないインド内国会社によるダウンストリーム・インベストメント

3.10.4.1 居住事業体により所有および／または支配されていないインド内国会社による他のインド内国会社へダウンストリーム・インベストメントは、後者のインド内国会社が事業を営む産業分野に係る参入ルート、条件制限および上限に関する分野別条件に従う。

注：インドにおいて設立され、非居住者／非居住事業体により所有および／または支配される銀行 (1949 年銀行規制法 (Banking Regulation Act, 1949) 第 5 条(c) に定義される。) が、コーポレート・デット・リストラクチャリング (CDR) もしくはその他のローン・リストラクチャリングの手法により、トレーディング勘定において、またはローンの債務不履行に伴う株式取得のために行うダウンストリーム・インベストメントは、間接的な外国投資に含めない。ただし、当該銀行の「戦略的ダウンストリーム・インベストメント (strategic downstream investment)」は間接的な外国投資に含める。この場合において、「戦略的ダウンストリーム・インベストメント」とは、当該銀行がその子会社、ジョイント・ベンチャーまた

は関連会社に対して行う投資をいう。

3.10.4.2 インド内国会社によるダウンストリーム・インベストメントは、以下の条件に従う。

- (i) (拡張プログラムを有する／有しない) 新規／既存ベンチャーに対する投資の属性に沿った資本証券の割当が未了であっても、当該会社は、産業支援局 (SIA)、産業政策促進局 (DIPP) およびインド外国投資促進委員会 (FIPB) に対して、ダウンストリーム・インベストメントにつき、当該投資後30日以内に <http://www.fipbindia.com> で入手可能な様式により通知しなければならない。
- (ii) 既存のインド内国会社に対して外国資本の導入によりダウンストリーム・インベストメントを行う場合、当該インド内国会社において外国資本の導入につき取締役会の適式な決議を受けており、かつ株主間契約（もしあれば）の裏付けがなければならない。
- (iii) 株式の発行・譲渡・価格設定・評価は、インド証券取引委員会 (SEBI) / インド準備銀行 (RBI) の適用のあるガイドラインに従わなければならない。
- (iv) ダウンストリーム・インベストメントを行うために、ダウンストリーム・インベストメントを行うインド内国会社は、必要な資金を海外から調達しなければならない。国内の市場から資金を調達してはならない。ただし、このことは、ダウンストリーム・インベストメントを受ける事業会社が国内市場において借入れを行うことを妨げるものではない。内部留保を用いたダウンストリーム・インベストメントは、3.10.3 項および 3.10.4.1 項の規定を条件として容認される。

第4章：外国投資の計算

4.1 インド内国会社に対する外国投資合計（直接的な外国投資および間接的な外国投資）

4.1.1 インド内国会社に対する投資は、非居事業体および居住インド事業体の双方が行うことができる。非居事業体によるインド内国会社に対する投資は、直接的な外国投資となる。居住インド事業体による投資は、居住者による投資と非居住者による投資の双方で構成される場合がある。したがって、インド内国投資会社がインド内国会社に対して外国投資を行う場合には、当該インド内国会社は間接的な外国投資を受ける可能性がある。間接投資はカスケード投資（すなわち多層構造）となる場合もある。

4.1.2 間接的な外国投資の計算において、インド内国会社に対する外国投資には、2000年インド外国為替管理法（インド非居住者による有価証券の譲渡または発行）施行規則（FEM (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations, 2000）*の別紙1、2、3および6に基づき行われているか否かを問わず、外国直接投資（FDI）、外国機関投資家（FII）（3月31日現在保有されているもの）、非居住インド人（NRI）、米国預託証券（ADR）、グローバル預託証券（GDR）、外国建て転換社債（FCCB）、完全強制転換優先株式（fully, compulsorily and mandatorily convertible preference share）、完全強制転換社債（fully, compulsorily and mandatorily convertible debenture）による投資など、あらゆる種類の外国投資が含まれる。

4.1.3 インド内国会社に対する外国投資合計（直接的な外国投資および間接的な外国投資）の計算に関するガイドライン

(i) **直接的な外国投資の計算**：非居事業体によるインド内国会社に対する直接の投資は、全て外国投資として計算される。

(ii) **間接的な外国投資の計算**

(a) インド内国投資会社が、居住インド市民によって「所有かつ支配」されている場合、または居住インド市民によって所有かつ支配されているインド内国会社によって所有かつ支配されている場合には、かかるインド内国投資会社を通じた外国投資は間接的な外国投資の計算には含まれない。

*訳注：原文ママ。「FEMA (Transfer or Issue of Security by a Person Resident Outside India) Regulations 2000」が正しいと思われる。

- (b) 上記(a)の条件を充足しない場合または内国投資会社が「非居住事業体」によって所有もしくは支配されている場合には、内国投資会社によるインド内国再投資先会社に対する投資は、全て間接的な外国投資とみなされる。

ただし、例外として、間接的な外国投資が、事業会社兼投資会社（operating-cum-investing companies）／投資会社（investing companies）によって100%所有される子会社に対してなされる場合には、かかる間接的な外国投資によるインド内国再投資先会社における外国投資比率は、事業会社兼投資会社（operating-cum-investing companies）／投資会社（investing companies）に対する外国投資比率に限られる。このような例外が設けられているのは、親会社によって100%所有される子会社のダウンストリーム・インベストメントは親会社による投資と同等であり、ダウンストリーム・インベストメントは親会社のミラーイメージとなるはずだからである、ただし、この例外が適用されるのは、再投資先となる子会社の全資本が親会社により所有されている場合に厳格に限定される。

具体例

例えば、外国投資を受けている内国投資会社 Y を通じた投資が行われている会社 X について、間接的な外国投資を計算する場合の計算方法は、以下のとおりである。

- (A) 会社 Y への外国投資が 50%未満である場合—会社 X は、会社 Y を通じて間接的な外国投資を受けているとはみなされない。
- (B) 会社 Y が、例えば 75%の外国投資を受けており、
- (I) 会社 X に 26%投資している場合、会社 Y による 26%の投資は全て、会社 X への間接的な外国投資として取り扱われる。
 - (II) 会社 X に 80%投資している場合、会社 X への間接的な外国投資は 80%として取り扱われる。
 - (III) 会社 X が会社 Y の完全子会社である（会社 Y が会社 X の株式を 100%所有している）場合、75%のみが間接的な外国投資として取り扱われ、残りの 25%は居住者が保有する株式として取り扱われる。会社 X の間接的な外国投資は、会社 Y の会社 X への投資額合計から 75 : 25 の割合で計算される。

- (iii) 外国投資合計は、直接的な外国投資と間接的な外国投資の合計となる。

- (iv) 上記の計算方法は、インド内国会社に対する投資のあらゆる段階において適用される。すなわち、全てのインド内国会社について適用される。
- (v) 追加条件
- (a) インド内国会社への外国投資に関する詳細（株式保有の詳細等を含む）および内国会社の支配権に関する情報は、内国会社が承認申請時にインド政府に提出する。
- (b) 外国投資につき政府承認が必要な産業分野／活動において、取締役の選任、議決権の行使、持株割合に不相応の議決権の設定等に影響を及ぼす株主間契約が存在する場合には、承認権限のある当局に対して当該契約を届け出なければならない。承認権限のある当局は、外国投資の承認のために当該投資提案を審議するにあたり、所有権および支配権の所在を決定すべく、株主間契約等の審査を行う。
- (c) 分野別上限が存在する全ての産業分野における残りの資本（外国投資の分野別上限を超える部分）は、居住インド市民および居住インド市民により所有かつ支配されているインド内国会社がとりわけ実質所有し、保有し、支配することとなる。
- (d) 分野別上限が49%未満であるI&B^{*}および防衛分野では、内国会社は、居住インド市民および居住インド市民により所有かつ支配されているインド内国会社によって「所有かつ支配」されなければならない。
- (A) このため、最大インド株主が保有する資本は、総資本の51%以上（公的銀行および公的金融機関（1956年会社法4条Aに定義される）が保有する資本を除く）でなければならない。本項の「最大インド株主（largest Indian shareholder）」とは、以下のいずれかまたはその複数を含む。
- (I) 個人株主の場合
- (aa) 個人株主
- (bb) 1956年会社法6条にいう株主の親族
- (cc) 個人株主／個人株主が属するHUFが経営権および支配権を有する会社／グループ会社
- (II) インド内国会社の場合
- (aa) インド内国会社

^{*} 訳注：information and broadcasting の略。

(bb) 同一の経営権および支配権の下にあるインド内国会社グループ

- (B) 本項において「インド内国会社」とは、単独で、または併せてその株式の51%以上を保有する居住インド人または親族（1956年会社法6条に定義する）／HUFが存在しなければならない会社とする。
- (C) ただし、51%以上を保有する株主が、上記4.1.3項(v)(d)(A)の(I)および(II)の事業体の全部または一部の組み合わせとなる場合、各当事者は、申請会社に関する事項を管理するにあたって、単独の組織（single unit）として行為すべく、法的拘束力のある契約を締結していなければならない。
- (e) インド会社法187条Cに基づいて、受益権（beneficial interest）が非居住事業体に保有されることとなることの宣言が行われる場合、投資が居住インド市民により行われる可能性がある場合であっても、当該投資外国投資として計算される。

4.1.4 上記の方針および方法は、全ての分野（法令または法令に基づく規則に定めがある分野を除く）の外国投資の合計の決定につき適用される。したがって、直接外国投資および間接外国投資を決定する上記計算方法は、引き続き別途の規制により規律される保険分野には適用されない。

4.1.5 2009年2月13日（プレスノート2009年2号の通達日）より前に存在していたガイドラインに基づいて既に行われた外国投資については、このガイドラインを遵守するための特段の変更を要しない。過去・将来の別を問わず、その他の投資は全てこの新たなガイドラインの範疇に含まれる。

第5章：インド外国投資促進委員会（FIPB）

5.1 インド外国投資促進委員会（FIPB）の構成

5.1.1 インド外国投資促進委員会（FIPB）は、インド政府の以下の次官により構成される。

- (i) 財務省経済局政府次官－委員長
- (ii) 商工省産業政策促進局政府次官
- (iii) 商工省商業局政府次官
- (iv) 外務省経済関係政府次官
- (v) 在外インド人省政府次官

5.1.2 委員会は、その他の中央政府長官、金融機関・銀行の幹部および商工業の専門家を必要に応じて選任することができる。

5.2 政府ルートによる事案に対する承認のレベル

5.2.1 インド外国投資促進委員会（FIPB）の責任者である財務大臣は、合計で120億ルピー（Rs. 1200 crore）以下の外国資本が流入する投資提案に関するインド外国投資促進委員会（FIPB）の勧告について検討する。

5.2.2 合計で120億ルピーを上回る外国資本が流入する投資提案に関するインド外国投資促進委員会（FIPB）の勧告は、内閣経済対策委員会（CCEA※）の審議に付される。

5.2.3 内閣経済対策委員会（CCEA）は、インド外国投資促進委員会（FIPB）または（インド外国投資促進委員会（FIPB）の責任者である）財務大臣から内閣経済対策委員会（CCEA）に付託されることのある投資提案についても審議する。

5.3 新たな承認を要しない事案

5.3.1 以下に該当する場合、内国会社は、追加的な外国投資を導入するにあたり、政府（すなわち、インド外国投資促進委員会（FIPB）を統括する財務大臣または内閣経済対策委員会（CCEA））の新たな事前承認を取得する必要がない。

- (i) その活動につき、従前にインド外国投資促進委員会（FIPB）／内閣外国投資委員会（CCFI※）／内閣経済対策委員会（CCEA）の事前承認が必要とさ

※ 訳注：Cabinet Committee on Economic Affairs の略。

※ 訳注：Cabinet Committee on Foreign Investment の略。2003年2月18日に、内閣経済対策委員会（Cabinet Committee on Economic Affairs）に改組された。

れており、それにより当初の外国投資に関して従前にインド外国投資促進委員会 (FIPB) / 内閣外国投資委員会 (CCFI) / 内閣経済対策委員会 (CCEA) による事前承認を取得したが、その後、当該活動 / 産業分野が自動ルートによる承認対象となった事業体。

- (ii) その活動につき、従前に分野別投資上限が設けられており、それにより最初の外国投資に関して従前にインド外国投資促進委員会 (FIPB) / 内閣外国投資委員会 (CCFI) / 内閣経済対策委員会 (CCEA) による事前承認を取得したが、その後当該投資上限が撤廃または引き上げられ、その活動が自動ルートによる承認対象となった事業体。ただし、当該追加投資が、当初の投資と併せて分野別投資上限を超えない場合に限られる。
- (iii) プレスノート 1998 年 18 号またはプレスノート 2005 年 1 号の要件を満たすために、当初の外国投資に関して従前にインド外国投資促進委員会 (FIPB) / 内閣外国投資委員会 (CCFI) / 内閣経済対策委員会 (CCEA) による事前承認を取得しており、かつ、その他の理由 / 目的のために外国直接投資 (FDI) に関する方針に基づく政府の事前承認が要求されない同一事業体への追加外国投資。

5.4 インド外国投資促進委員会 (FIPB) / 政府による承認のための申請書のオンライン提出

5.4.1 申請書の電子提出、変更申請書の提出および申請者への指示に関するガイドラインは、インド外国投資促進委員会 (FIPB) のウェブサイト (<http://finmic.nic.in/>) および (<http://www.fipbindia.com>) において入手可能である。

第6章：産業分野固有の外国直接投資（FDI）に関する条件

6.1 禁止対象の産業分野

以下への外国直接投資（FDI）は、禁止されている。

- (a) 宝くじ事業（政府／民間の宝くじ、オンライン宝くじ等を含む）
- (b) 賭博および賭け事（カジノ等を含む）
- (c) チットファンド（chit fund）※
- (d) ニディカンパニー（Nidhi Company）※※
- (e) 譲渡可能な開発権（Transferable Development Rights (TDR)）※※※の取引業
- (f) 不動産事業または農場（Farm Houses）の建設
- (g) 葉巻（cigars）、両切り葉巻たばこ（cheroots）、小型葉巻たばこ（cigarillos）、葉巻たばこ（cigarettes）、たばこ（tobacco）、たばこ代用品（tobacco substitutes）の製造
- (h) 民間部門による投資に開放されていない活動／産業分野（原子力および（大量高速輸送システム以外の）鉄道輸送等）

宝くじ事業ならびに賭博および賭け事に係る活動については、フランチャイズ、商標、ブランドネームのライセンス許諾、管理契約を含む、あらゆる形態の外国技術協力が禁止されている。

6.2 許可される産業分野

以下の分野／活動においては、適用のある法令、セキュリティ条件およびその他の条件制限に従うことを条件として、各分野／活動の反対側に記載されている上限まで外国直接投資（FDI）が認められる。以下に記載されていない分野／活動においては、適用のある法令、セキュリティ条件およびその他の条件制限に従うことを条件として、自動ルートにより100%まで外国直接投資（FDI）が認められる。

最低資本金要件がある場合、最低資本金には、会社が非居住投資家に対する株式発行時に株式の額面価額とともに株式払込剰余金（share premium）を受領した場合の、当該受領した株式払込剰余金も含まれる。株式発行後に株式の譲渡がなされた場合について、譲受人が払い込んだ金額のうち株式の発行価格を超える部分は、最低資本金の計算にあたり、算入することができない。

※ 訳注：一定数の個人が契約により出資し、集まった出資金を抽選等により賞金として分配するファンドをいう。日本法上の無尽に類似する。

※※ 訳注：インド会社法上の互助金融会社をいう。

※※※ 訳注：定義は2.1.39項参照。

整理番号	分野／活動	外国直接投資 (FDI)による上 限持分	参入ルー ト
農業			
6.2.1	農業および畜産		
	a) 管理された状況下での花卉栽培、園芸、養蜂および野菜、茸等の栽培 b) 種子および植物基材の開発および生産 c) 管理された状況下での畜産（犬の繁殖を含む。）、養魚、水産養殖 d) 農業および関連分野に関するサービス事業 注：上記以外のその他の農業分野／活動については、外国直接投資（FDI）は認められない。	100%	自動
6.2.1.1	その他の条件：		
	I. 遺伝子組み換え種／遺伝子組み換え野菜の開発を取り扱う内国会社については、以下の条件が適用される。 (i) 遺伝子組み換え種または遺伝子組み換え植物原料を取り扱う場合、遺伝子組み換え有機体に関する環境（保護）法（Environment (Protection) Act on the genetically modified organisms）に基づいて制定される各法律上の安全要件に従わなければならない。 (ii) 遺伝子組み換え原料の輸入が必要な場合、1992年外国貿易（開発および規制）法（Foreign Trade (Development and Regulation) Act, 1992）に基づいて発行される通達に定められる条件に従わなければならない。 (iii) その時々において有効な、遺伝子組み換え原料を規律するその他の法律、規則または方針を遵守しなければならない。 (iv) 伝子組み換え細胞および原料の使用を伴う事業活動の実施は、遺伝子工学承認委員会（Genetic Engineering Approval Committee (GEAC)）および遺伝子操作審議委員会（Review Committee on Genetic Manipulation (RCGM)）の承認を受けなければならない。		

	<p>(v) 遺伝子組み換え原料の輸入は、国家種子方針（National Seeds Policy）に従わなければならない。</p> <p>I I. 「管理された状況下」には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 花卉栽培、園芸、野菜、茸等の栽培という分類に関する「管理された状況下での栽培」とは、降水量、気温、日射、大気中の湿度や培養基が人工的に管理されている栽培実務をいう。これらのパラメータの管理は、局地的気象環境が人為的に制御されたグリーンハウス、ネットハウス、ポリハウスまたはその他の改良されたインフラ設備の下での保護栽培を通じて行われてもよい。 ❖ 畜産の場合、「管理された状況下」の範囲には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎内飼育を伴う集約農業システムの下での動物の飼育。集約農業システムは、気候システム（空調、気温／湿度の管理）、健康管理および栄養、家畜登録／血統登録、機械の使用、排泄物管理システムを要件とする。 ・局地的気象が孵卵器、換気システム等の最新技術により管理されている家禽飼育場および孵化場 ❖ 養魚、および水産養殖の場合、「管理された状況下」の範囲には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・水槽 ・気象を人工的に管理する閉鎖環境下で卵を人工受精させ、稚魚を孵化させる孵化場 ❖ 養蜂の場合、「管理された状況下」の範囲には、以下が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・気温、湿度等の気候要素、餌が不足する季節における人工給餌が制御されている一定の空間での養蜂（森林／原野を除く）による蜂蜜の製造 		
6.2.2	紅茶農園		
6.2.2.1	紅茶事業（紅茶農園を含む）	100%	政府

	注：上記以外のその他の農園分野／活動については、外国直接投資（FDI）は認められない。		
6.2.2.2	その他の条件：		
	(i) 5年以内に会社の株式の26%を、インドの事業パートナー／株式市場に強制的に譲渡放出すること (ii) 将来の土地利用の変更について、関係州政府の事前承認を取得すること		
6.2.3	鉱業		
6.2.3.1	金属および非金属鉱石（ダイヤモンド、金、銀および貴金属鉱石を含むが、チタニウム鉱物および鉱石を除く）の採掘および調査採掘。1957年鉱山ならびに鉱物（開発および規制）法（Mines and Minerals (Development & Regulation) Act 1957）に従う。	100%	自動
6.2.3.2	石炭および褐炭		
	(1) 1973年炭鉱（国営化）法（Coal Mines (Nationalisation) Act, 1973）の規定に基づいて認められる、電力プロジェクト、鉄および鉄鋼事業、セメント事業ならびに他の適格とされる活動に必要な自家消費用の石炭（coal）および褐炭（lignite）の採掘事業	100%	自動
	(2) 洗炭場（washeries）のような石炭加工プラントの設立。ただし、その会社が採炭をせず、かつ公開市場においてその石炭加工プラントからの不純物除去済み（washed）石炭もしくは大きさを均一化した（sized）石炭を販売しないこと、また不純物除去もしくは大きさを均一化させる為の石炭加工プラントに未加工の石炭を供給する者に対して、不純物除去済みまたは大きさを均一化させる石炭を供給することを条件とする。	100%	自動

6.2.3.3	チタニウム鉱物および鉍石の採掘および鉱物分離、価値付加ならびに結合活動		
6.2.3.3.1	チタニウム鉱物および鉍石の採掘および鉱物分離、価値付加ならびに結合活動。当該分野に適用される規制、および1957年鉍山ならびに鉍物（開発および規制）法（Mines and Minerals (Development & Regulation) Act 1957）に従う。	100%	政府
6.2.3.3.2	その他の条件：		
<p>インドには、各地の海岸一帯に、砂含鉍物（beach sand minerals）が豊富に存在する。チタニウム鉱物（すなわちイルメナイト、ルチルおよび白チタン石）ならびにジルコニウム鉍石（ジルコンを含む）は、1962年原子力法（Atomic Energy Act, 1962）上の「指定物質（prescribed substances）」に分類されている砂含鉍物（beach sand minerals）の一部である。</p> <p>1991年産業方針声明（Industrial Policy Statement 1991）に基づき、「指定物質（prescribed substances）」に分類され、1953年原子力（製造および利用管理）令（Atomic Energy (Control of Production and Use) Order, 1953）の別紙に規定されている希少価値のある鉍物の採掘および生産が、公的部門留保産業のリストに含められた。砂含鉍物（beach sand minerals）の調査採掘に関する方針を定める、原子力省（Department of Atomic Energy）により通達された1998年10月6日付け決議8/1(1)/97-PSU/1422号により、チタニウム鉍石（イルメナイト、ルチルおよび白チタン石）ならびにジルコニウム鉍石（ジルコン）の採掘および生産については、外国直接投資（FDI）を含む民間部門の参入が認められた。</p> <p>2006年1月18日付け通達S.O.61(E)号により、原子力省は、1962年原子力法に基づく「指定物質（prescribed substances）」のリストを再度通達した。これにより、チタニウム鉍石および精鉍（イルメナイト、ルチルおよび白チタン石）ならびにジルコニウム、その合金、化合物、原鉍／濃縮物（ジルコンを含む）は、「指定物質（prescribed substances）」のリストから削除された。</p> <p>(i) チタニウム鉍物および鉍石の分離に関する外国直接投資（FDI）には、以下の追加条件が適用されることとなる。</p> <p>(A) 価値付加施設が、技術移転を伴ってインド国内に設置されること。</p>			

	<p>(B) 鉍物分離に際しての尾鉍 (tailing) の処分が、原子力規制委員会 (Atomic Energy Regulatory Board) が定める規制 (2004年原子力 (放射線保護) 規則 (Atomic Energy (Radiation Protection) Rules, 2004) および1987年原子力 (放射性廃棄物の安全な処分) 規則 (Atomic Energy (Safe Disposal of Radioactive Wastes) Rules, 1987) 等) に基づいて実施されること。</p> <p>(ii) 原子力省が通達した2006年1月18日付け通達S.O.61(E)号に記載される「指定物質 (prescribed substances) の採掘事業については、外国直接投資 (FDI) は認められない。</p> <p>説明: (1) イルメナイト、白チタン石、ルチル等のチタニウム鉍石については、二酸化チタン顔料およびチタンスポンジの製造が付加価値を構成する。中間付加価値製品としての合成ルチルまたはチタンスラグを産出するためにイルメナイトを加工することができる。</p> <p>(2) 国内で調達可能な原材料がダウンストリーム産業の構築に用いられ、また、国際的に利用可能な技術が国内における当該産業の構築にも活用できるようにすることが目的である。したがって、技術移転によりFDIポリシー (FDI Policy) の目的が達成可能な場合には、上記(i)(A)の条件が成就したものとみなされる。</p>		
6.2.4	石油および天然ガス		
6.2.4.1	<p>民間部門における油田および天然ガス田の調査採掘活動、石油製品および天然ガスの市場取引に関連するインフラ、天然ガスおよび石油製品の市場取引、石油製品パイプライン、天然ガス/パイプライン、LNG再ガス化インフラ、市場調査および市場形成、石油精製。</p> <p>石油販売部門における既存の分野別方針および規制体系、ならびに石油探査および国有石油会社の既発見油田への民間の参加に関する政府の方針に従う。</p>	100%	自動
6.2.4.2	<p>国営企業 (Public Sector Undertakings) (PSU) による石油精製事業。</p> <p>ただし、国営企業 (PSU) の国内株</p>	49%	政府

	式が譲渡放出され、または持分が希薄化されることがあってはならない。		
	製造業		
6.2.5	零細・小規模企業の製造に留保されている品目の製造		
6.2.5.1	<p>零細・小規模企業（2006年零細・小規模・中規模企業開発法（Micro, Small And Medium Enterprises Development Act, 2006）に定義される。）に対する外国直接投資（FDI）は、当該分野に適用される上限、参入ルートおよび当該分野に適用される規制に服する。零細・小規模企業（Micro and Small Enterprises (MSE)）分野に留保されている製造品目を製造する零細企業または小企業でない産業会社については、当該会社に対する外国投資が資本の24%を超える場合には、政府ルートによることを要する。当該会社は、当該製造につき1951年産業（開発および規制）法（Industries (Development & Regulation) Act, 1951）に基づく産業ライセンスも取得する必要がある。産業ライセンスの交付は、いくつかの一般的条件のほか、最長3年以内に零細・小規模企業に留保された品目の年間新規もしくは追加製造量の最低50%の輸出を達成するという特別な条件に従う。この輸出義務は、量産開始日から、1951年産業（開発および規制）法（Industries (Development & Regulation) Act, 1951）11条の規定に基づいて適用される。</p>		
6.2.6	防衛産業		
6.2.6.1	1951年産業（開発および規制）法に基づく産業ライセンスに従う。	26%	政府
6.2.6.2	その他の条件：		
	<p>(i) ライセンスの申請は、商工省の産業政策促進局が、防衛省（Ministry of Defense）と協議の上審査し、ライセンスを付与する。</p> <p>(ii) 申請人は、インドの内国会社／組合でなければならない。</p> <p>(iii) 申請を行う内国会社／組合の経営は、インド人に主導されていなければならない。取締役会の過半数をインド人が支配し、かつ当該会社／組合の代表者（Chief Executive）は居住インド人である必要がある。</p> <p>(iv) 申請書とともに取締役および代表者（Chief Executive）の履歴の詳細を提出しなければならない。</p> <p>(v) 政府は、外国協力者および国内プロモーターの身元（財政状態および世界市場における信用力を含む）を確認するこ</p>		

とができる。他社ブランドの製品を製造する企業（original equipment manufacturer）または設計会社（design establishment）、および軍事・宇宙・原子力分野へのこれまでの供給につき優れた実績があり、かつ、磐石な研究開発基盤（R&D base）のある会社に対しては、優先的な取り扱いが与えられる。

- (vi) 外国直接投資（FDI）について、最低投資要件（minimum capitalization）は存在しない。ただし、申請会社の経営陣は、製品および技術に応じて適切な評価を行う必要がある。ライセンスを付与する当局は、製造が予定されている武器および装備の分類を考慮の上、非居住投資家の純資産が十分であることを確認する。
- (vii) ある非居住投資家から別の非居住投資家（非居住インド人（NRI）および60%以上の非居住インド人（NRI）持分を有する旧海外法人（OCB）を含む）への株式の譲渡には、3年間のロックイン期間が存在する。また、かかる譲渡は、政府の事前承認を要する。
- (viii) 防衛省は、製造される製品につき購入を保証する立場にない。ただし、当該装備の取得計画案および全体の必要量は、可能な限り公表される。
- (ix) 製造可能量は、同種製品および関連製品の既存の製造能力を調査の上、申請および防衛省の勧告に基づいて、ライセンスに記載される。
- (x) 事前製造活動のための設備の輸入（申請会社による試作品の開発を含む）が認められる。
- (xi) ライセンス付与に伴い製造を開始するにあたり、ライセンス取得者は、十分な安全手続を実施しなければならない。かかる安全手続は、権限のある政府機関による確認を受ける。
- (xii) 外国協力者または国内の研究開発からのライセンスに基づいて製造される装備に関する基準および検査手続は、ライセンス取得者により、相応の守秘義務を負う政府指名の品質保証機関（quality assurance agency）に提出されなければならない。指名を受けた品質保証機関は、完成品を検査す

	<p>るとともに、ライセンス取得者の品質保証手続の調査および監査を行う。個別の事案に応じ、ライセンス取得者により製造される個々の品目または品目グループについて、防衛省により、ライセンス取得者自身による証明が認められることもある。当該承認は一定期間のみ有効であり、更新の必要がある。</p> <p>(xiii) 国営企業局 (Department of Public Enterprises) のガイドラインに基づき、公的組織 (Public Sector organizations) に対して購入優先権 (purchase preference) および価格優先権 (price preference) が与えられる場合がある。</p> <p>(xiv) 民間製造会社が製造する武器および弾薬は、主として防衛省に販売される。これらは、防衛省の事前承認を得た上で、内務省 (Ministry of Home Affairs) および州政府の支配下にあるその他の政府組織にも販売することができる。これらの製造品は、国内において、その他の者または事業体に対して販売されてはならない。製造品の輸出は、軍需品工場および防衛公共部門事業に適用される方針およびガイドラインに従う。殺傷用以外の品目は、防衛省の事前承認を得た上で、中央政府または地方政府 以外の者／事業体に販売することができる。ライセンス取得者は、全製品の工場からの搬出につき、検証可能なシステムを設けなければならない。上記規定に違反した場合には、ライセンスが取り消されることがある。</p> <p>(xv) インド外国投資促進委員会 (FIPB) に対して行われる防衛産業分野への外国直接投資 (FDI) の申請に関する政府の決定は、通常は申請受理日から10週間以内に通知される。</p>							
<p>サービス分野</p>								
<p>情報サービス</p>								
<p>6.2.7</p>	<p>放送事業</p>							
<p>6.2.7.1</p>	<p>放送キャリッジサービス</p>							
<p>6.2.7.1.1</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="451 1648 986 1827"> <p>(1) 通信ネットワーク拠点 (連結ハブ / 通信ネットワーク拠点 (Teleport) の設置)</p> </td> <td data-bbox="986 1648 1249 1827"> <p>74%</p> </td> <td data-bbox="1249 1648 1396 2002" rowspan="3"> <p>自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1827 986 1895"> <p>(2) 家庭向け直接放送 (DT</p> </td> <td data-bbox="986 1827 1249 1895"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1895 986 2002"> <p>(3) ケーブル・ネットワーク (国、州または地方レベルで運営し、デジ</p> </td> <td data-bbox="986 1895 1249 2002"></td> </tr> </table>	<p>(1) 通信ネットワーク拠点 (連結ハブ / 通信ネットワーク拠点 (Teleport) の設置)</p>	<p>74%</p>	<p>自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで</p>	<p>(2) 家庭向け直接放送 (DT</p>		<p>(3) ケーブル・ネットワーク (国、州または地方レベルで運営し、デジ</p>	
<p>(1) 通信ネットワーク拠点 (連結ハブ / 通信ネットワーク拠点 (Teleport) の設置)</p>	<p>74%</p>	<p>自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで</p>						
<p>(2) 家庭向け直接放送 (DT</p>								
<p>(3) ケーブル・ネットワーク (国、州または地方レベルで運営し、デジ</p>								

	<p>タル化に向けたネットワークおよびアドレサビリティのアップグレードを請け負うマルチ・システム・オペレーター (MSO))</p> <p>(4) モバイルテレビ</p> <p>(5) ヘッドエンド・イン・ザ・スカイ放送事業 (HITS)</p>		
6.2.7.1.2	<p>ケーブル・ネットワーク (デジタル化に向けたネットワークおよびアドレサビリティのアップグレードを請け負わないその他のマルチ・システム・オペレーター (MSO) ならびにローカル・ケーブル・オペレーター (LCO))</p>	49%	自動
6.2.7.2	放送コンテンツ事業		
6.2.7.2.1	<p>FM地上波放送 (FMラジオ) : FMラジオ局の設置許可に関して情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) がその時々定める条件に従う。</p>	26%	政府
6.2.7.2.2	<p>「ニュースと時事問題」を扱うテレビチャンネルのアップリンク事業</p>	26%	政府
6.2.7.2.3	<p>「ニュースと時事問題」以外を扱うテレビチャンネルのアップリンク事業およびテレビチャンネルのダウンリンク事業</p>	100%	政府
6.2.7.3	<p>テレビチャンネルのアップリンク/ダウンリンクに関する外国直接投資 (FDI) は、情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) によりその時々に通達されるアップリンク/ダウンリンクポリシー (Up-linking/Down-linking Policy) の遵守が条件となる。 通信ネットワーク拠点</p>		
6.2.7.4	<p>上記の事業全てに従事する会社への外国投資 (FI) は、関係する規制および情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) がその時々定める条件に従う。</p>		
6.2.7.5	<p>上記の活動に従事する会社への外国投資 (FI) の上限には、外国直接投資 (FDI) に加えて、外国機関投資家 (FII) および非居住インド人 (NRI) による投資、ならびに外国事業体が保有する外国建て転換社債 (FCCB)、米国預託証券 (ADR)、グローバル預託証券</p>		

	(GDR) および転換優先株式を含む。
6.2.7.6	<p>上記の放送キャリッジサービスへの外国投資は、以下の国家安全保障条件に従う。</p> <p>会社の主要役員に関する必須条件</p> <p>(i) 会社の取締役会における取締役の過半数は、インド市民 (Indian Citizens) とする。</p> <p>(ii) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー (CEO)、技術ネットワーク運用担当チーフ・オフィサーおよびチーフ・セキュリティ・オフィサーは、居住インド市民 (resident Indian Citizens) でなければならない。</p> <p>社員の安全性確認</p> <p>(iii) 会社、取締役会における全ての取締役、マネージング・ディレクター/チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー (CFO)、チーフ・セキュリティ・オフィサー (CSO)、チーフ・テクニカル・オフィサー (CTO)、チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO) 等の情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) がその時々定める主要役員、会社の10%以上の払込資本を個人で保有する株主、ならびに情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) がその時々定めるその他の区分は、安全性の確認を受けなければならない。</p> <p>会社の取締役会における取締役、ならびにマネージング・ディレクター/チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー (CFO)、チーフ・セキュリティ・オフィサー (CSO)、チーフ・テクニカル・オフィサー (CTO)、チーフ・オペレーティング・オフィサー (COO) 等の情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) がその時々定める主要役員の選任については、情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) の事前承認を取得しなければならない。</p> <p>取締役会の変更にあたり、情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) の事前承認を取得することも会社側の義務</p>

である。

- (iv) 会社は、選任、契約および協議により、または配属前における設置、保守、運営等の事業のために他の役職として年間60日を超えて配属を予定する全ての外国人社員の安全性確認を取得しなければならない。安全性確認は2年ごとに受けなければならない。

安全性確認と引き換えの承認

- (v) 承認は、承認取得者／ライセンシーが承認の有効期間中において安全性確認を維持することを条件とする。安全性確認が撤回された場合には、付与された承認は直ちに失効することとなる。
- (vi) 承認取得者／ライセンシーまたは外国人社員に関する者の安全性確認が、理由の如何にかかわらず拒否または撤回された場合には、承認取得者／ライセンシーは、政府から命令を受けた後直ちに当該関係者が辞任するか、または当該関係者の業務が終了するようにする。これを怠った場合には、付与された承認／ライセンスは取り消され、会社は、以後5年間にわたり当該承認／ライセンスを有することができなくなる。

インフラ／ネットワーク／ソフトウェアに関する要件

- (vii) 事業にかかる適法な傍受を行うライセンス取得会社の役員／職員は、居住インド市民となる。
- (viii) インフラ／ネットワーク・ダイヤグラムの詳細（ネットワークの技術的詳細）は、必要がある場合に限り機器供給者／製造者、およびライセンス取得会社の関連会社に提供することができる。これら以外の者に当該情報を提供する場合には、ライセンサーの承認を要する。
- (ix) 会社は、関係する法律により許可されない限り、契約者に関するデータベースをインド国外の者／場所に移転してはならない。
- (x) 会社は、契約者に関する追跡可能な身元情報を提供しなければならない。

情報のモニタリング、検査および提出

- (xi) 会社は、政府が要求した場合に集約された場所から適法な傍受およびモニタリングを行うために、必要な供給（ハードウェア／ソフトウェア）がその機器に対して行われるようにしなければならない。
- (xii) 会社は、政府またはその権限ある代表者からの要求があり次第、政府またはその権限ある代表者による、またはこれらの監督下での継続的なモニタリングまたは放送事業のために、指定された場所において、必要な機器、サービスおよび施設を自らの費用負担にて提供するものとする。
- (xiii) インド政府情報放送省（Ministry of Information and Broadcasting）またはその権限ある代表者は、放送施設を検査することができる。政府またはその権限ある代表者の検査実施権の行使にあたり、事前承認／通知は要しないものとする。政府またはその権限ある代表者が要求した場合には、会社は、会社の活動および運営のある特定の側面に関する継続的なモニタリングのために必要な施設を提供する。ただし、継続的なモニタリングは、不快なコンテンツの検査を含めたセキュリティ面のみに制限される。
- (xiv) 検査は、通常はインド政府情報放送省（Ministry of Information and Broadcasting）またはその権限ある代表者が合理的な通知をした上で実施する。ただし、当該通知を行うと検査の本来の目的を損なう場合には、この限りでない。
- (xv) 会社は、政府またはその権限ある代表者が要求する会社の事業に関する情報を、その時々により要求されるフォーマットにより提出するものとする。
- (xvi) 承認取得者／ライセンシーは、要求される報告書、明細書、見積書、申告書またはその他の関係情報を、要求される周期および時期においてインド政府もしくはその権限ある代表者またはインド電気通信監理局（TRAI）もしくはその権限ある代表者に提供する責任を負うものとする。
- (xvii) サービスプロバイダは、システムの運用／特色に関して、指定された職員、政府、インド電気通信監理局（TRAI）の職

	<p>員またはその権限ある代表者に習熟させ、研修を行わなければならない。</p> <p>国家安全保障上の条件</p> <p>(xviii) 国家安全保障上、ライセンサーは、ライセンス取得会社が機密性の高い領域において業務を営むことを制限することができる。インド政府情報放送省（Ministry of Information and Broadcasting）は、公益または国家安全保障のために、承認取得者／ライセンサーに対する承認を、自らが指示する期間にわたり一時的に停止させることができる。会社は、この点につき発せられた命令を直ちに遵守しなければならない。遵守しない場合には、付与された承認は取り消され、会社は、5年間にわたり当該承認を有することができなくなる。</p> <p>(xix) 会社は、違法と認識されているか、またはネットワークのセキュリティを脆弱にする機器を輸入および使用してはならない。</p> <p>その他の条件</p> <p>(xx) ライセンサーは、上記の条件を変更するか、または国家安全保障および公益のために、または放送事業の適正な提供のために必要と認める新たな条件を組み入れる権利を留保する。</p> <p>(xxi) ライセンサーは、自らが行う放送事業のための設備が安全上の危険とならず、法律、規則または規制および公序良俗に反しないようにする。</p>		
6.2.8	印刷出版業		
6.2.8.1	ニュースおよび時事を扱う新聞または定期刊行物の出版業	26%（外国直接投資（FDI）および非居住インド人（NRI）／インド出身者（PIO）／外国機関投資家（FII）による投資）	政府
6.2.8.2	ニュースおよび時事を扱う外国雑誌のインド版の出版業	26%（外国直接投資（FDI）および非居住インド	政府

		人 (NRI) / インド出身者 (PIO) / 外国機関投資家 (FII) による投資)	
6.2.8.2.1	その他の条件：		
	<p>(i) 本ガイドラインにおける「雑誌 (Magazine)」とは、公共ニュースおよびその解説を含む、日刊以外の定期刊行物として定義される。</p> <p>(ii) 外国投資は、2008年12月4日に情報放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) により通達された、ニュースおよび時事を扱う外国雑誌のインド版の出版業に関するガイドラインにも従う。</p>		
6.2.8.3	科学技術関連の雑誌/専門雑誌/定期刊行物の出版印刷業。適用される法的枠組みおよび情報放送省によりその時々に通達されるガイドラインに従う。	100%	政府
6.2.8.4	外国新聞のファクシミリ版の出版業	100%	政府
6.2.8.4.1	その他の条件：		
	<p>(i) 当該外国直接投資 (FDI) は、インドで発行される予定のファクシミリ版の元になる外国新聞の所有者によるものでなければならない。</p> <p>(ii) 外国新聞のファクシミリ版の出版業は、1956年会社法の規定に基づき、インドで設立または登記された事業体のみが行うことができる。</p> <p>(iii) 外国新聞のファクシミリ版の出版業は、2006年3月31日に情報放送省により通達された、ニュースおよび時事を扱う新聞および定期刊行物の出版業ならびに外国新聞のファクシミリ版の出版業に関するガイドライン (通達後、時宜に応じて修正されている) にも従う。</p>		
6.2.9	民間航空		
6.2.9.1	<p>民間航空分野には、空港、国内定期・不定期旅客航空事業、ヘリコプターサービス/水上飛行機サービス事業、地上業務取扱サービス事業、維持修理機関、飛行訓練機関および技術訓練機関を含む。</p> <p>民間航空分野において：</p>		

- (i) 「空港 (Airport)」とは、航空機の離着陸区域（通常は滑走路、航空機メンテナンス施設および旅客用施設を備えている）を意味し、1934年航空機法 (Aircraft Act, 1934) 2条(2)項に定義される飛行場 (aerodrome) を含む。
- (ii) 「飛行場 (Aerodrome)」とは、その全部または一部を航空機の離着陸に使用することが意図された一定の限定された陸上・水上区域を意味し、そこにある、またはそこに付帯する全ての建物、格納庫、航空機、埠頭その他の構築物を含む。
- (iii) 「航空輸送サービス事業 (Air transport service)」とは、何らかの報酬を対価とする人、郵便物その他のもの（生物・無生物の別を問わない）の航空輸送に関するサービス（当該サービスが1回の飛行で構成されるか複数の飛行で構成されるかを問わない）を意味する。
- (iv) 「航空輸送会社 (Air Transport Undertaking)」とは、利用料または運送料を対価とする旅客または貨物の航空輸送を事業内容とする会社を意味する。
- (v) 「航空機コンポーネント (Aircraft component)」とは、航空機に取り付けられた場合にその正常性および正確な作動が航空機の継続的な耐空性や安全性にとって必要不可欠である部品を意味し、そのための全ての装置を含む。
- (vi) 「ヘリコプター (Helicopter)」とは、ほぼ垂直軸の動力ローターに対する空気の反作用により、飛行が支えられる重航空機を意味する。
- (vii) 「定期航空輸送サービス事業 (Scheduled air transport service)」とは、2以上の同一区間で実施される、公表された時刻表に従って、または他と識別可能な系統的シリーズを構成する程度の定期性または頻度を有する飛行を伴って、運営される航空輸送サービスを意味し、その各飛行につき一般人が利用可能なものをいう。
- (viii) 「不定期航空輸送サービス事業 (Non-Schedule Air Transport service)」とは、定期航空輸送サービスでないあらゆるサービスを意味し、貨物航空事業を含む。

	<p>(ix) 「貨物 (Cargo)」航空事業とは、民間航空省 (Ministry of Civil Aviation) により通達される民間航空要件 (Civil Aviation Requirements) に定められる要件を満たす航空事業を意味する。</p> <p>(x) 「水上飛行機 (Seaplane)」とは、通常水面から離陸可能であり、また水面にのみ着陸可能な航空機を意味する。</p> <p>(xi) 「地上業務取扱 (Ground Handling)」とは、(i)ランプハンドリング (ramp handling)、(ii)トラフィックハンドリング (traffic handling) (いずれも民間航空省が航空情報通達 (Aeronautical Information Circulars) を通じてその時々指定する活動を含む)、および(iii)ランプハンドリングまたはトラフィックハンドリングの一部として中央政府が指定するその他の活動を意味する。</p>		
6.2.9.2	空港事業		
	(a) 新規プロジェクト	100%	自動
	(b) 既存のプロジェクト	100%	74%までの投資は自動ルートにより、また74%を超える投資は政府ルートによる。
6.2.9.3	航空輸送サービス事業		
	(1) 定期航空輸送サービス事業／国内定期旅客航空事業	外国直接投資 (FDI) は最大49%まで (非居住インド人 (NRI) による投資は最大100%まで)	自動
	(2) 不定期航空輸送サービス事業	外国直接投資 (FDI) は最大74%まで (非居住インド人 (NRI) による投資は最大100%まで)	自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで
	(3) 民間航空総局 (DGCA) の承認を要するヘリコプターサービス	100%	自動

	ス/水上飛行機サービス		
6.2.9.3.1	その他の条件：		
	<p>(a) 航空輸送サービス事業には、国内定期旅客航空事業、不定期航空輸送サービス事業、ヘリコプターおよび水上飛行機サービス事業を含む。</p> <p>(b) 外国航空会社は、上記の投資上限および参入ルートにより、貨物航空事業、ヘリコプターおよび水上飛行機サービス事業を運営する会社に資本参加することができる。</p> <p>(c) 外国航空会社は、今後、払込資本の49%を上限として、定期航空輸送サービス事業および不定期航空輸送サービス事業を運営するインド内国会社に出資することもできる。この出資は、以下の条件に従う。</p> <p>(i) 政府承認ルートにより行われる。</p> <p>(ii) 49%の上限は、外国直接投資（FDI）および外国機関投資家（FII）による投資を包含する。</p> <p>(iii) この出資は、資本の発行および開示要件（ICDR）規制／株式の大量取得および買収（SAST）規制等のインド証券取引委員会（SEBI）の関係する規制ならびにその他の適用のある規則および規制を遵守する必要がある。</p> <p>(iv) 定期事業者免許は、以下に該当する会社へのみ付与することができる。</p> <p>a) 登録を受けており、かつ、インド国内に本店を置く会社</p> <p>b) その会長および取締役の少なくとも3分の2がインド市民である会社</p> <p>c) その実質的所有権および実効的支配がインド国民に帰属する会社</p> <p>(v) この出資に伴いインドの定期航空輸送サービス事業および不定期航空輸送サービス事業に従事する可能性のある全ての外国人は、国家安全保障の観点から配属前</p>		

	<p>に承認を受けなければならない。</p> <p>(vi) この出資に伴いインドに輸入される可能性のある全ての技術機器は、民間航空省（Ministry of Civil Aviation）の関係当局者の承認を要する。</p> <p><u>注</u>：上記6.2.9.3(1)および6.2.9.3(2)にいう外国直接投資（FDI）の上限／参入ルートは、外国航空会社による投資が存在しない状況において適用される。</p> <p>(d) 上記(c)の方針は、エア・インディア・リミテッド（Air India Limited）には適用しない。</p>		
6.2.9.4	民間航空分野のその他のサービス		
	(1) 地上業務取扱サービス事業 当該分野に適用される規制および安全検査に従う。	外国直接投資（FDI）は最大74%まで（非居住インド人（NRI）による投資は最大100%まで）	自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで
	(2) メンテナンスおよび修理機関、飛行訓練機関ならびに技術訓練機関	100%	自動
6.2.10	1898年インド郵便局法（Indian Post Office Act, 1898）の適用対象とならない荷物、小包その他の物を運ぶためのクーリエサービス事業（郵便物の配達に関する活動を除く）	100%	政府
6.2.11	タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーの建設・開発		
6.2.11.1	タウンシップ、住宅、ビルトアップ・インフラストラクチャーおよび建設・開発プロジェクト（住宅、商業用建物、ホテル、リゾート、病院、教育機関、レクリエーション施設、都市および地域レベルのインフラ等を含むがこれに限られない。）	100%	自動
6.2.11.2	<p>投資には以下の条件が適用される：</p> <p>(1) 各プロジェクトの最小要開発面積は以下のとおりである。</p>		

	<p>(i) 整備住居プロット (serviced housing plot) の開発の場合、10ヘクタールの最小土地面積</p> <p>(ii) 建設開発プロジェクトの場合、5万平方メートルの最小土地面積</p> <p>(iii) 両者を組み合わせたプロジェクトの場合、上記2条件のうちいずれか1つを満たせば足りる。</p> <p>(2) 完全子会社については1,000万米ドルの最低資本金、またインドの事業パートナーとの合弁会社については500万米ドルの最低資本金。この資金は、会社の事業開始後6カ月以内に出資されなければならない。</p> <p>(3) 最初の投資は、最低資本金の出資完了後3年が経過するまでは、本国に送金することができない。最初の投資とは、外国直接投資 (FDI) としてのすべての出資金を意味する。3年間のロックイン期間は、外国直接投資 (FDI) に係る各分割金/トランシェを受領した日または最低資本金の出資完了日のうちいずれか遅い方から適用される。ただし、インド外国投資促進委員会 (FIPB) を通じた政府の事前承認を得た上での早期売却が、投資家に認められる場合がある。</p> <p>(4) 法定の許可を全て取得した日から5年以内に、当該各プロジェクトの少なくとも50%が開発されなければならない。投資家/投資を受ける内国会社が、未開発プロットを売却することは認められていない。本ガイドライン上、「未開発プロット (undeveloped plots)」とは、所定の規制において該当する道路、上水道、街灯、排水溝、下水道その他の設備が利用に供されていない場所を意味する。投資家は、整備住居プロットの処分が認められるまでに、これらのインフラを提供し、該当の地方自治体/サービス機関から完了証明書を取得する必要がある。</p> <p>(5) プロジェクトは、該当の州政府 (State Government) / 市政庁 (Municipal) / 地方自治体 (Local Body) の建築管理規制、条例、規則等に定める規範および基準 (土地使用要件、ならびに公共施設および共同施設の提供を含む) に適合していなければならない。</p> <p>(6) 投資家/投資を受ける内国会社は、建物/レイアウト計画の承認を含む必要な全ての承認を取得し、内部・周辺地域およびそ</p>
--	---

	<p>他のインフラ施設を整備し、整備費用、外部整備費用等の諸費用を支払い、また該当の州政府、市政庁／地方自治体の適用ある規則／条例／規制に定めるその他の全ての要件を遵守する責任を負う。</p> <p>(7) 建物／整備計画を承認する該当の州政府、市政庁／地方自治体は、開発業者による上記条件の遵守を監視する。</p> <p>注： (i) 上記(1)から(4)の条件は、ホテルおよび観光施設、病院、特別経済区域（SEZ）、教育分野、老人ホームおよび非居住インド人（NRI）による投資には適用されない。 (ii) 不動産事業への外国直接投資（FDI）は認められない。</p>		
<p>6.2.12</p>	<p>新規および既存の工業団地</p>	<p>100%</p>	<p>自動</p>
<p>6.2.12.1</p>	<p>(i) 「工業団地（Industrial Parks）」とは、開発地の区画（plots of developed land）、建物スペース（built up space）または共同施設（common facilities）との組合せの形態による良質のインフラが産業活動のために開発され、全ての割当対象ユニット企業に提供されるプロジェクトをいう。</p> <p>(ii) 「インフラ（Infrastructure）」とは、工業団地に所在するユニット企業を機能させるために必要な施設をいい、道路（進入路を含む）、上水道および下水道、共同排水処理施設、通信ネットワーク、電力の発電および配電、空調設備を含む。</p> <p>(iii) 「共同施設（Common Facilities）」とは、工業団地に所在する全てのユニット企業が利用可能な施設をいい、発電施設、道路（進入路を含む）、上水道および下水道、共同排水処理施設、共同検査、通信サービス、空調設備、共同施設建物、食堂施設、会議場、駐車場、トラベルデスク、セキュリティサービス、救急センター、救急車その他の安全サービス、研修施設、ならびに工業団地に所在するユニット企業の共同利用が予定されているその他の施設を含む。</p> <p><u>(iv) 工業団地内の「割当可能地域（Allocable area）」とは、以下を意味する。</u></p> <p>(a) 開発地の区画の場合－ユニット企業に割当可能な正味の敷地面積（共同施設に係る面積を除く）</p>		

	<p>(b) 建物スペースの場合ー共同施設を提供するために利用される床面積および建物スペース</p> <p>(c) 開発地と建物スペースの組合せの場合ーユニット企業に割当可能な正味の敷地面積および床面積（共同施設を提供するために利用される敷地面積および建物スペースを除く）</p> <p>(v) 「産業活動（Industrial Activity）」とは、製造、電気、ガスおよび水道の供給、郵便および通信、ソフトウェア出版、コンサルタントおよび供給、データ処理、データベース活動および電子コンテンツの販売、その他のコンピューター関連活動、バイオテクノロジー、薬学／生命化学、自然科学およびエンジニアリングに関する基礎・応用研究開発、ビジネスおよび経営コンサルタント活動、建築、エンジニアリングその他の技術的活動を意味する。</p>		
6.2.12.2	<p>工業団地への外国直接投資（FDI）は、上記6.2.11項に定める建設開発プロジェクト等に適用される条件制限の適用を受けない。ただし、以下の条件を満たす必要がある。</p> <p>(i) 最低10のユニット企業で構成されること、および1ユニット企業あたりの占有範囲が割当可能地域の50%を超えないこと。</p> <p>(ii) 産業活動のために割り当てられる地区の最低割合が、割当可能地区全体の66%を下回らないこと。</p>		
6.2.13	衛星設備の設置および運営事業		
6.2.13.1	衛星設備の設置および運営事業。宇宙開発局（Department of Space）およびインド宇宙研究組織（ISRO）の定める、当該分野に適用されるガイドラインに従う。	74%	政府
6.2.14	民間セキュリティー会社	49%	政府
6.2.15	電気通信サービス事業		
	特定のサービスに関する投資の上限およびその他の条件を以下に示す。なお、すべてのサービスにつき通信省（Department of Telecommunications）が通達するライセンス要件およびセキュリティー要件を遵守する必要がある。		
6.2.15.1	(i) 通信サービス業	74%	自動ルートにより 最大49%

			まで、政府ルートにより 49%超 74%まで
6.2.15.1.1	その他の条件：		
	<p>(1) 一般的条件：</p> <p>(i) 本項は、固定および携帯電話、統一アクセスサービス、国内／国際長距離通信、超小型地上局、公衆電波利用移動電話（PMRTS）、衛星利用移動電話（GMPCS）およびその他の付加価値サービス業の場合に適用される。</p> <p>(ii) 外国直接投資（FDI）の上限の計算にあたっては、ライセンス取得会社への直接、間接双方の外国投資が考慮される。外国投資には、外国機関投資家（FII）による投資、非居住インド人（NRI）による投資、外貨建て転換社債（FCCB）による投資、米国預託証券（ADR）による投資、グローバル預託証券（GDR）による投資、外国事業者が保有する転換優先株式による投資が含まれる。いかなる場合であっても「インド人（Indian）」の株式保有高は、26%を下回ってはならない。</p> <p>(iii) ライセンス取得会社／インドのプロモーター／投資会社（その親会社を含む）への外国直接投資（FDI）は、74%という全体の上限に影響を及ぼす場合には、インド外国投資促進委員会（FIPB）の承認を要する。投資計画の承認にあたり、インド外国投資促進委員会（FIPB）は、投資が懸念国や非友好的な事業者からのものでないことに留意する。</p> <p>(iv) インド外国投資促進委員会（FIPB）による投資の承認においては、会社がライセンス契約を遵守するという条件を付帯する。</p> <p>(v) 外国直接投資（FDI）はインドの法律に従うものであり、外国の法律に従うものではない。</p> <p>(2) 国家安全保障上の条件：</p> <p>(i) 技術ネットワーク運用担当チーフ・オフィサーおよびチーフ・セキュリティー・オフィサーは、居住インド市民でな</p>		

なければならない。

- (ii) インフラ／ネットワーク・ダイヤグラムの詳細（ネットワークの技術的詳細）は、必要がある場合には、電気通信機器供給者／製造者、およびライセンス取得会社の関連会社／親会社にのみ提供されうる。これら以外の者に当該情報を提供する場合、ライセンサー（通信省（Department of Telecommunications））の承認を要する。
- (iii) 国家安全保障上の理由により、ライセンサーが特定／指定する事業者の国内トラフィックは、インド国外のいかなる場所にも運搬／運び出されてはならない。
- (iv) ライセンス取得会社は、契約者がネットワーク経由でやりとりする情報が安全かつ保護されるよう、十分かつ時宜に応じた対策を講じる。
- (v) メッセージの適法な傍受を行うライセンス取得者会社の役員／職員は、居住インド市民とする。
- (vi) 会社の取締役会における取締役の過半数は、インド市民とする。
- (vii) 会長（Chairman）、マネージング・ディレクター、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（CEO）／チーフ・フィナンシャル・オフィサー（CFO）の役職に外国人が就任する場合には、内務省（Ministry of Home Affairs (MHA)）による身元調査が必要となる。身元調査は、1年毎に定期的に要求される。身元調査中に何らかの問題が判明した場合、内務省の指示がライセンス取得会社を拘束する。
- (viii) 会社は、下記情報をインド国外のいかなる者／場所にも移転してはならない。
 - (a) 契約者に関するアカウント情報（国際ローミング／請求を除く）（注：これは法律上要求される財務内容の開示を制限するものではない）
 - (b) ユーザー情報（ローミング中にインドオペレーターのネットワークを利用する外国契約者に関するものを除く）

- (ix) 会社は、契約者の追跡可能な身元情報を提供しなければならない。ただし、外国会社のローミング契約者へのサービス提供の場合、インド内国会社は、ローミング契約の一環として、外国会社からローミング契約者の追跡可能な身元情報を入手するよう努めることとする。
- (x) ライセンサーまたはライセンサーが権限を与えるその他の会社から要求があった場合、通信サービスプロバイダは、任意の時点における契約者の地理的位置（BTS位置）を提供することができるようにしなければならない。
- (xi) ネットワークへのリモートアクセスは、インド国内の承認を受けた場所を経由して、承認を受けた外国の場所にのみ提供される。場所の承認は、ライセンサー（通信省）が内務省（Ministry of Home Affairs (MHA)）と協議の上行う。
- (xii) どのような事情があろうとも、供給者／製造者およびその関連会社へのリモートアクセスは、合法傍受システム（Lawful Interception System(LIS)）、合法傍受モニタリング（Lawful Interception Monitoring(LIM)）、トラフィックの電話内容、ならびにライセンサーがその時々に通ずる機密性の高い分野／データにアクセスすることはできない。
- (xiii) ライセンス取得会社は、内容の監視を目的としてリモートアクセス機能を利用することができない。
- (xiv) モニタリングのためにリモートアクセス情報のミラーイメージをオンライン上で入手することができる適切な技術的装置が、インド側において指定セキュリティー会社／ライセンサーに提供されなければならない。
- (xv) インドにおいて運営されるネットワークに関するリモートアクセス活動の完全なモニタリング履歴は、6か月間保存されなければならない。また要求に応じてライセンサーまたはライセンサーが権限を与えるその他の会社に提供されなければならない。
- (xvi) 通信サービスプロバイダは、集約された場所から適法な傍受およびモニタリングを行うために、必要な供給（ハードウェア／ソフトウェア）がその機器に対して行われるよう

にしなければならない。

(xvii)通信サービスプロバイダは、システムの運用／特色に関して、警戒テクニカルモニタリング（Vigilance Technical Monitoring (VTM)）を職員に習熟させ、研修を行わなければならない。

(xviii)国家安全保障上、ライセンサーは、ライセンス取得会社が機密性の高い領域において業務を営むことを制限することができる。

(xix)音声およびデータのプライバシーを維持すべく、モニタリングは、国家内務次官（Union Home Secretary）または州／国家領土内務次官（Home Secretaries of the States/Union Territories）の承認を受けた場合に限り行われる。

(xx)トラフィックの監視のために、ライセンス取得会社は、ネットワークおよびその他の施設、ならびにセキュリティー会社のアカウント簿へのアクセスを提供する。

(xxi)上記のセキュリティー条件は、外国直接投資（FDI）の規模にかかわらず、本通達の対象となる通信サービス業を営む全てのライセンス取得会社に適用される。

(xxii)コールセンター、ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）、テレマーケティング、遠隔教育等のサービスを提供し、その他のサービスプロバイダ（Other Service Providers (OSP)）として通信省（DOT）に登録されているその他のサービスプロバイダ（OSP）。その他のサービスプロバイダ（OSP）は、認可通信サービスプロバイダから提供される通信インフラを利用したサービスを運営し、これに対しては100%の外国直接投資（FDI）が認められる。セキュリティー条件が全ての認可通信サービスプロバイダに適用されるため、上記セキュリティー条件は、その他のサービスプロバイダ（OSP）に対して別途適用されることはない。

(3) 上記の一般的条件および国家安全保障上の条件は、49%の外国直接投資（FDI）の上限のある通信サービス業を営む会社に対しても適用される。

	(4) 全ての通信サービスプロバイダは、上記条件についてのコンプライアンスレポートを、7月1日および1月1日の半年毎に、ライセンスに提出しなければならない。		
6.2.15.2	<p>(a) ゲートウェイを伴うインターネットサービスプロバイダ (ISP) 事業</p> <p>(b) ゲートウェイを供給しない (すなわちゲートウェイを伴わない) インターネットサービスプロバイダ事業 (衛星用および海底ケーブルの双方)</p> <p>注：2007年8月24日付けの通信局 (Department of Telecommunications) による新ガイドラインは、外国直接投資 (FDI) が最大74%となる新たなインターネットサービスプロバイダライセンスについて規定している。</p> <p>(c) 無線呼出事業</p> <p>(d) エンドトゥエンド帯域事業</p>	74%	自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで
6.2.15.3	<p>(a) ダークファイバー、敷設権、ダクト・スペースおよび電線塔の供給事業 (IPカテゴリーI)</p> <p>(b) 電子メール事業</p> <p>(c) ボイスメール事業</p> <p>注：該当する会社が世界の他の地域において上場している場合、当該会社は、5年以内にその株式の26%をインド株式市場に放出するという条件に従う。</p>	100%	自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで
6.2.16	取引業		
6.2.16.1	(i) キャッシュアンドキャリー卸売業 / 卸売業 (零細・小規模企業)	100%	自動

	から供給される商品を含む)		
6.2.16.1.1	<p>定義：キャッシュアンドキャリー卸売業（Cash & Carry Wholesale trading）／卸売業（Wholesale trading）とは、小売業者、工業事業者、商業事業者、法人事業者その他の専門事業者またはその他の卸売販売業者および関連する下位サービス事業者に対する製品／商品の販売を意味する。したがって、卸売業は、個人消費のための販売と対照的に、取引、事業および専門的職業のための販売となる。販売が卸売業に該当するか否かの判断基準は、販売先である消費者の区分に基づき、販売の規模や量に基づくものではない。卸売業には、再販売、加工およびその後の販売、輸出を伴う一括輸入／保税倉庫渡し事業による販売、ならびに企業間（B2B）電子商取引を含む。</p>		
6.2.16.1.2	<p>キャッシュアンドキャリー卸売業／卸売業（以下「卸売業」と総称する）に関するガイドライン：</p> <p>(a) 卸売業を営むためには、州政府、当該州政府の下にある政府機関、政府当局、地方自治政府の関連する法律／規制／規則／命令に定める必要なライセンス／登録／許可を取得しなければならない。</p> <p>(b) 政府に対する販売の場合を除き、卸売業者による販売は、卸売りが以下の事業体に対して行われる場合に限り、有効な事業顧客との間のキャッシュアンドキャリー卸売業／卸売業とみなされる。</p> <p>(I) 売上税／付加価値税／サービス税／中央販売税（exercise duty）登録を有する事業体</p> <p>(II) 取引ライセンス（すなわち、政府当局／政府機関／地方自治政府当局が発行する店舗および施設法（Shops and Establishment Act）に基づくライセンス／登録証明書／会員証／登録証）であって、当該ライセンス／登録証明書／会員証を有する事業体／者自身が商業活動を伴う事業に従事していることを反映するものを保有する事業体</p> <p>(III) 小売業を営むための政府当局／地方自治政府機関の許可／ライセンス等（行商人のための路上販売ライセンス（tehbazari）および同種のライセンス等）を有する事業体</p>		

	<p>(IV) 団体としての設立証明書もしくは登記証明書または公的信託としての登記証明書を有する機関であって、自己消費のために設立されたもの</p> <p>注：卸売りの相手方である事業体は、上記4条件のいずれか1つを満たせばよい。</p> <p>(c) 卸売り先の事業体の名称、事業体の種類、登録／ライセンス／許可等の番号、販売額等、当該取引の全ての詳細を示す完全な記録が、日々保存されなければならない。</p> <p>(d) 商品に係る卸売業は、同一グループの会社間で行うことが認められる。ただし、グループ会社全体に対する当該卸売りは、卸売業の総売上の25%を超えてはならない。</p> <p>(e) 卸売業は、一般的な事業慣行（適用のある規制に基づき信用枠を拡大することを含む）に従って行うことができる。</p> <p>(f) 卸売業者（Wholesale trader）／キャッシュアンドキャリー業者（Cash & carry trader）は、消費者への直接販売を目的として小売店を開設することはできない。</p>		
6.2.16.2	電子商取引活動	100%	自動
6.2.16.2.1	<p>電子商取引活動とは、電子商取引プラットフォームを介した会社の売買活動をいう。当該会社は企業間（B2B）電子商取引にのみ従事し、小売業は行わない。すなわち、国内取引事業に対する外国直接投資（FDI）への既存の制限は、電子商取引にも適用される。</p>		
6.2.16.3	<p>製造認可取得済み品目の試験販売。ただし、試験販売の承認期間は2年であり、かつ製造施設の設置のための投資が試験販売と同時に開始されなければならない。</p>	100%	政府
6.2.16.4	単独ブランド製品小売業	100%	政府
	<p>(1) 単独ブランド製品小売業への外国投資は、製造および販売への投資を誘致し、消費者において当該製品の入手可能性を高め、インド国内からの製品調達を促進し、世界の設計、技術および経営慣行に触れることでインド企業の競争力向上を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 単独ブランド製品小売業への外国直接投資（FDI）は、以下の条件に従う。</p>		

	<p>(a) 販売される製品が「単独ブランド」のもののみであること。</p> <p>(b) 製品が国際的に同一ブランドとして販売されること（すなわち、製品はインド以外の一以上の国において同一ブランドとして販売されなければならない）。</p> <p>(c) 「単独ブランド」製品小売業の対象が、製造中にブランド化された製品のみであること。</p> <p>(d) ブランドの所有者であると否とを問わず、1名の非居住事業体のみが、外国直接投資（FDI）の承認を求める当該ブランドにつき、単独ブランド製品小売業を営むための当該ブランドの所有者との法的保護の対象となる契約に基づいて、インド国内において単独ブランド製品小売業を営むことができる。本条件の遵守義務は、インド国内において単独ブランド小売業を営んでいるインドの事業体が負う。投資家は、外国直接投資（FDI）の承認を求める際、本条件の遵守が明記されているライセンス/フランチャイズ/サブライセンス契約等の書証を提出する必要がある。</p> <p>(e) 51%を越える外国直接投資（FDI）の計画については、全ての産業分野において、購入品の価値の30%はインド国内で行われる必要があり、かつ「小規模企業」、農村工、熟練工、手工業従事者から調達されることが望ましい。国内での調達量は、当該企業からの自己認証によるものとし、また事後的に、当該企業が保持を義務付けられる適式に認証された会計書類に基づき、法定の監査人によるチェックを受ける。この調達条件は、第一義的には、最初に外国直接投資（FDI）が行われた年の4月1日から起算して、5年間の平均の購買価格において満たされていないと認められず、その後は各年ごとに満たされている必要がある。この調達条件の遵守は、単独ブランド製品小売業を営むために外国直接投資（FDI）を受けたインド国内で設立された会社が責任を負う。</p> <p>(f) 単独ブランド小売業を営む外国直接投資（FDI）を受けた会社については、E-commerceによる小売業はいかなる形態であれ認められない。</p> <p>(3) 「単独ブランド」小売業への外国直接投資（FDI）につき政府</p>
--	--

	<p>の許可を求める申請は、産業政策促進局の産業支援事務課（SIA）に対して行う。申請書には、「単独ブランド」として販売される予定である製品／製品区分を明記する。「単独ブランド」として販売される製品／製品区分を追加する場合、政府の新規承認を要する。</p> <p>(4) 申請書は、政府承認を得るべくインド外国投資促進委員会（FIPB）で審査されるに先立って、当該投資が通達されたガイドラインを満たしているか否かを判断するために、産業政策促進局において審理を受ける。</p>		
<p>6.2.15.5</p>	<p>複数ブランド小売業</p>	<p>51%</p>	<p>政府</p>
	<p>(1) 全ての製品に関する複数ブランド小売業への外国直接投資（FDI）は、以下の条件に従って許可される。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 果物、野菜、花、穀物、豆類、生鳥肉、水産品および肉製品を含めた生鮮農産物は、ブランド無しとすることができる。 (ii) 外国人投資家により、外国直接投資（FDI）として持ち込まれる最低額は、1億米ドルとする。 (iii) 持ち込まれた外国直接投資（FDI）の総額のうち少なくとも50%は最初の外国直接投資（FDI）から3年以内に「バックエンドインフラ」に投資されなければならない。「バックエンドインフラ」は、フロントエンドのユニット等に対する投資を除く、全活動に対する支出を含み、たとえば、加工、製造、流通、設計改良、品質管理、梱包、物流、保管、倉庫、農業市場生産インフラ等に対する投資を含む。地代および賃料に関する支出は、バックエンドインフラのための費用としては計算しない。 (iv) 製品・加工品の調達額の少なくとも30%は、工場および機械に対する総投資が100万米ドル以下である「小規模企業（small industries）」から調達されなければならない。この査定額は工場設備の設置時点での評価を参照し、減価償却を考慮しない。いずれかの時点であれ、この査定額が100万米ドルを超過した場合、当該企業は本項における「小規模企業」としての資格を失う。この調達条件は、第一義的には、最初に外国直接投資（FDI）が行われた年の4月1日から起算して、5年間の平均の製品・加工品の購入価格において満たされていなければならない、その後は各年ごとに満たさ 		

れている必要がある。

- (v) 上記(ii)、(iii)および(iv)の条件の遵守を保証するために企業が行う自己認証は、必要な場合には、当局によるチェックを受けることがある。したがって、投資家は、監査人に適式に認証される会計書類を備置しなければならない。
- (vi) 小売店舗は、2011年の人口調査に基づいて100万以上の人口を擁する都市にのみ設置することができ、また当該都市の周囲10キロメートルの地域もカバーすることができる。小売店舗は、当該都市の都市計画による区域制限に従う必要がある。2011年の人口調査によれば100万未満の人口しかない州または連邦の地域については、その州または連邦の判断により任意の都市に小売店舗を設置することができるが、当該地域の最大の都市に設置されることが望ましい。小売店舗は、当該都市の周囲10キロメートルの地域もカバーすることができる。小売店舗は、当該都市の都市計画による区域制限に従う必要がある。運送拠点や駐車場等の必要設備も設けられる必要がある。
- (vii) 政府は、農業生産物を調達する優先権を持つ。
- (viii) 上記複数ブランド小売業に関する方針は、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を、任意で承認した州および連邦直轄領においてのみ適用される。したがって、小売店舗は、複数ブランド小売業に対する外国直接投資（FDI）を認める中央政府の方針の導入を承認し、または将来において承認する州および連邦直轄領にのみ設置できる。複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認している州および連邦直轄領のリストは、下記(2)のとおりである。将来的に、複数ブランド小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州または連邦直轄領は、その旨をインド政府商工省産業政策促進局に伝え、それに基づいてインド政府が下記(2)のリストへの追加を行う。小売店舗の設置にあたっては、店舗施設法（Shops and Establishments Act）その他の当該州（連邦直轄領）に適用される法令を遵守する必要がある。
- (ix) 複数ブランド小売業を営む外国直接投資（FDI）を受けた会

	<p>社については、E-commerceによる小売業はいかなる形態であれ認められない。</p> <p>(x) 申請は、政府の承認を受けるために、インド投資促進委員会（FIPB）の審査に先立って、インド政府商工省産業政策促進局（Department of Industrial Policy and Promotion）により行われ、告示された条件が遵守されているかどうか審査される。</p> <p>(2) 6.2.16.5(1) (viii)項にいう州および連邦直轄領のリスト</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. アンドラ・プラデシュ州（Andhra Pradesh） 2. アッサム州（Assam） 3. デリー連邦直轄領（Delhi） 4. ハリヤナ州（Haryana） 5. ジャム・カシミール州（Jammu & Kashmir） 6. マハラシュトラ州（Maharashtra） 7. マニプール州（Manipur） 8. ラジャスタン州（Rajasthan） 9. ウッタラカンド州（Uttarakhand） 10. ダマン・ディウ、ダドラおよびナガル・ハベリ連邦直轄領（Daman & Diu and Dadra and Nagar Haveli (Union Territories)） 			
6.2.17	<p>金融サービス</p> <p>下記以外のその他の金融サービスへの外国投資は、政府の事前承認を要する。</p>			
6.2.17.1	<p>資産管理会社</p>			
6.2.17.1.1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="443 1339 954 1787"> <p>「資産管理会社（Asset Reconstruction Companies (ARC)）」とは、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 (SARFAESI Act)）の3条に基づいて、インド準備銀行に登録された会社をいう。</p> </td> <td data-bbox="954 1339 1225 1787"> <p>資産管理会社（ARC）の払込資本の74%（外国直接投資（FDI）+ 外国機関投資家（FII））</p> </td> <td data-bbox="1225 1339 1414 1787"> <p>政府</p> </td> </tr> </table>	<p>「資産管理会社（Asset Reconstruction Companies (ARC)）」とは、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 (SARFAESI Act)）の3条に基づいて、インド準備銀行に登録された会社をいう。</p>	<p>資産管理会社（ARC）の払込資本の74%（外国直接投資（FDI）+ 外国機関投資家（FII））</p>	<p>政府</p>
<p>「資産管理会社（Asset Reconstruction Companies (ARC)）」とは、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 (SARFAESI Act)）の3条に基づいて、インド準備銀行に登録された会社をいう。</p>	<p>資産管理会社（ARC）の払込資本の74%（外国直接投資（FDI）+ 外国機関投資家（FII））</p>	<p>政府</p>		
6.2.17.1.2	<p>その他の条件：</p>			
	<p>(i) インド非居住者は、専ら政府ルートにより準備銀行に登録された資産管理会社（ARC）に出資することができる。</p> <p>(ii) スポンサーは、外国直接投資（FDI）により、または単一のス</p>			

	<p>ポンサーが支配する外国機関投資家（FII）を通じた迂回投資により、資産管理会社（ARC）の50%超の株式保有高を維持することはできない。</p> <p>(iii) 各外国機関投資家（FII）の総株式保有高は、合計払込資本の10%を超えてはならない。</p> <p>(iv) インド証券取引委員会（SEBI）に登録されている外国機関投資家（FII）は、準備銀行に登録されている資産管理会社（ARC）が発行する担保証券（Security Receipts (SR)）に投資することができる。外国機関投資家（FII）は、担保証券スキームの各トランシェの最大74%まで投資することができる。この投資は、その時々定められる事業債に関する外国機関投資家（FII）の上限の範囲内であればならず、現行の外国直接投資（FDI）規制に基づく分野別上限も遵守しなければならない。</p> <p>(v) 全ての投資は、2002年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の実行法（Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002）（SARFAESI Act）3条(3)(f)項の規定に従う。</p>		
6.2.17.2	民間銀行事業		
6.2.17.2.1	民間銀行事業	外国機関投資家（FII）による投資を含めて74%	自動ルートにより最大49%まで、政府ルートにより49%超74%まで
6.2.17.2.2	その他の条件：		
	<p>(1) この74%には、外国機関投資家（FII）および非居住インド人（NRI）によるポートフォリオ投資スキーム（Portfolio Investment Scheme (PIS)）に基づく投資、ならびに旧海外法人（OCB）が2003年9月16日以前に取得した株式に基づく外国直接投資（FDI）を含み、またIPO、私募、グローバル預託証券（GDR）／米国預託証券（ADR）、既存株主からの株式の取得を引き続き含む。</p> <p>(2) あらゆる出資者からの民間銀行への外国投資は、全体で銀行の払込資本の最大74%まで認められる。払込資本の少なくとも26%は居住者が常時保有していなければならない。ただし、外国銀行の完全子会社についてはこの限りでない。</p>		

(3) 上記規定は、既存の民間銀行への投資全般に対しても適用される。

(4) 外国機関投資家 (FII) および非居住インド人 (NRI) のための証券取引所を介したポートフォリオ投資スキームにおいて、許容される上限は以下のとおりとなる。

(i) 外国機関投資家 (FII) については、現在に至るまで、個々の外国機関投資家 (FII) の株式保有高は払込資本総額の10%に制限されており、また全外国機関投資家 (FII) の保有合計は払込資本総額の24%を超えることができない。ただし、後者の上限については、当該銀行は、取締役会決議およびこれに続く株主総会特別決議を通じて、その払込資本総額の49%に引き上げることができる。

(a) したがって、外国機関投資家 (FII) による投資制限は、引き続き払込資本総額の49%以内となる。

(b) 非居住インド人 (NRI) については、現在に至るまで、個々の株式保有高は、本国送金原則 (repatriation basis) および本国非送金原則 (non-repatriation basis) の双方により、払込資本総額の5%に制限され、保有合計は本国送金原則および本国非送金原則の双方により払込資本総額の10%を超えることができない。しかし、当該銀行が、株主総会特別決議を採択した場合には、非居住インド人 (NRI) の株式保有高は、本国送金原則および本国非送金原則の双方により、最大で払込資本総額の24%まで認められる。

(c) 保険分野の合弁会社/子会社を有する民間銀行に対する外国直接投資 (FDIルート) の申請は、インド準備銀行 (RBI) 宛てとすることができ、インド準備銀行は、保険分野に適用される外国人の株式保有の上限を26%とする制限に違反しないようにするために、保険規制開発局 (Insurance Regulatory and Development Authority) (IRDA) と協議の上、審査を行う。

(d) 居住者から非居住者への外国直接投資 (FDI) に基づく株式の譲渡は、上記3.6.2項 (該当する場合) により、インド準備銀行 (RBI) および政府の承認を要する。

(e) インド準備銀行（RBI）、およびインド証券取引委員会（SEBI）、会社局（D/o Company Affairs）、保険規制開発局（IRDA）等のその他の機関がこれらの事項に関してその時々定める方針および手続きは、引き続き適用される。

(f) ある者が当該民間銀行の払込資本の5%以上を所有または支配することとなる場合についての民間銀行の株式の購入等による取得に関するインド準備銀行（RBI）のガイドラインは、外国投資家に対しても適用される。

(ii) 外国銀行による子会社の設立

(a) 外国銀行は、支店または子会社のいずれかを置くことができるが、双方を置くことはできない。

(b) 本国の金融監督当局による規制を受けており、かつ、準備銀行の認可基準を満たす外国銀行は、インド国内に完全子会社を設立すべく、100%の払込資本を保有することができる。

(c) 外国銀行は、3つの経路（すなわち(i)支店、(ii)完全子会社、(iii)民間銀行に対する外国投資の合計が最大74%である子会社）のうち、ただ1つを通じてインド国内で事業を営むことができる。

(d) 外国銀行は、既存の支店を子会社に転換するか、新たな銀行業免許を取得することにより完全子会社を設立することができる。外国銀行は、既存の民間銀行の株式を取得することにより子会社を設立することができるが、その場合、上記(i)(b)に従い、民間銀行の払込資本の少なくとも26%は居住者により常時保有されなければならない。

(e) 外国銀行の子会社は、新たな民間銀行のものと概ね一致する免許要件および条件の適用を受ける。

(f) 外国銀行の完全子会社の設立に関するガイドラインは、インド準備銀行（RBI）により別途通達される。

	<p>(g) インド国内における子会社の設立、または既存の支店から子会社への転換に関する外国銀行の申請は、全てインド準備銀行 (RBI) に対して行われなければならない。</p> <p>(iii) 現在、銀行に関する議決権については10%の保有上限制限があり、潜在的投資家はこれに留意しなければならない。いかなる上限の変更も、最終的な方針決定および議会の適切な承認を経た上で、初めて効力を生じうる。</p>		
6.2.17.3	公的銀行事業		
6.2.17.3.1	1970/80年金融会社（事業の買収および譲渡）法（Banking Companies (Acquisition & Transfer of Undertakings) Acts, 1970/1980）に従う。インドステイト銀行（State Bank of India）およびその関連銀行についても同じ上限（20%）が適用される。	20%（外国直接投資（FDI）およびポートフォリオ投資（Portfolio Investment））	政府
6.2.17.4	商品取引所事業		
6.2.17.4.1	<p>1. 商品先物取引は、1952年先物契約（規制）法（Forward Contracts (Regulation) Act, 1952）により規制される。証券取引所と同様、商品取引所は商品先物市場のインフラ会社である。世界で受け入れられる最良慣行、現代の経営手法および最新の技術を取り入れるために、商品取引所への外国投資を認めることが決定された。</p> <p>2. 本章において：</p> <p>(i) 「商品取引所（Commodity Exchange）」とは、商品先物取引の取引所プラットフォームを提供するための、1952年先物契約規制法の規定に基づく認可団体をいう。</p> <p>(ii) 「認可団体（recognized association）」とは、その時々の改正を経た1952年先物契約規制法6条に基づき、中央政府から当面の認可を受けている団体を意味する。</p> <p>(iii) 「団体（Association）」とは、商品および商品デリバティブの売買業を監督および規制する目的で設立された社団（法人格の有無を問わない）を意味する。</p> <p>(iv) 「先物契約（Forward contract）」とは、商品の引渡しに関する契約であって即時渡し契約でないものを意味する。</p>		

	<p>(v) 「商品デリバティブ (Commodity derivative)」とは、以下を意味する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の引渡しに関する契約であって即時渡し契約でないもの ・中央政府が先物市場委員会 (Forward Markets Commission) と協議の上通達する、商品または活動、サービス、権利、金利および事象の価格または価格指数から価値が派生する差金契約。ただし、有価証券の価格または価格指数から派生するものは含まれない。 		
6.2.17.4.2	商品取引所への外国直接投資 (FDI) に関する方針	<p>49% (外国直接投資 (FDI) および外国機関投資家 (FII) による投資)</p> <p>[ポートフォリオ投資スキーム (Portfolio Investment Scheme (PIS)) に基づく登録外国機関投資家 (Registered FII) による投資は23%に制限され、外国機関投資家 (FDI) スキームに基づく投資は26%に制限される。]</p>	政府 (外国直接投資 (FDI) の場合)
6.2.17.4.3	その他の条件 :		
	<p>(i) 外国機関投資家 (FII) による購入は、流通市場 (secondary market) におけるものに限られる。</p> <p>(ii) 一の非居住投資家/事業体 (共同保有者を含む) による当該会社の株式保有高は、5%を超えることができない。</p>		
6.2.17.5	信用情報会社 (CIC)		
6.2.17.5.1	信用情報会社	49% (外国直接投資 (FDI) および外国機関投資家 (FII) による	政府

		投資)	
6.2.17.5.2	その他の条件：		
	<p>(1) 信用情報会社（Credit Information Companies (CIC)）への外国投資は、2005年信用情報会社（規制）法（Credit Information Companies (Regulation) Act）に従う。</p> <p>(2) インド準備銀行（RBI）の規制に基づく承認に従い、外国投資は政府ルートにより認められる。</p> <p>(3) ポートフォリオ投資スキームに基づく登録外国機関投資家（FII）による投資は、証券取引所に上場されている信用情報会社のみが対象である場合には、外国投資に対する49%という全体の制限のうち、最大24%まで認められる。</p> <p>(4) 上記の外国機関投資家（FII）による投資は、以下を条件として認められる。</p> <p>(a) 一事業体が直接または間接に10%超の持分を保有しないこと。</p> <p>(b) 1%を超える取得については、強制的義務として、インド準備銀行（RBI）に報告しなければならないこと。</p> <p>(c) 信用情報会社（CIC）に投資する外国機関投資家（FII）は、株式保有を理由として当該会社の取締役会に利益代弁者としての取締役の派遣を求めないこと。</p>		
6.2.17.6	証券市場におけるインフラ会社事業		
6.2.17.6.1	証券市場におけるインフラ会社、すなわち証券取引所、預託機関および決済機構	49%（外国直接投資（FDI）および外国機関投資家（FII）による投資） [26%の外国直接投資（FDI）制限および払込資本の23%の外国機関投資家（FII）制限]	政府（外国直接投資（FDI）の場合）
6.2.17.6.2	その他の条件：		
6.2.17.6.2.1	外国機関投資家（FII）は、流通市場（secondary market）における株式購入によってのみ、投資を行うことができる。		

6.2.17.7	保険事業		
6.2.17.7.1	保険事業	26%	自動
6.2.17.7.2	その他の条件：		
	<p>(1) 保険分野（1938年保険法（Insurance Act, 1938）に規定される）への外国直接投資（FDI）は、自動ルートにより認められる。</p> <p>(2) 本項は、外国直接投資（FDI）を受け入れる会社が、保険活動を実施するために保険規制開発局（Insurance Regulatory & Development Authority）から必要な認可を取得することを条件とする。</p>		
6.2.17.8	ノンバンク金融会社事業		
6.2.17.8.1	<p>以下の活動については、ノンバンク金融会社（Non-Banking Finance Companies (NBFC)）への外国投資が、自動ルートにより認められる。</p> <p>(i) マーチャント・バンク事業</p> <p>(ii) 株式引受業</p> <p>(iii) ポートフォリオ運用業</p> <p>(iv) 投資顧問業</p> <p>(v) 金融コンサルタント業</p> <p>(vi) 株式取引仲介業</p> <p>(vii) 資産運用業</p> <p>(viii) ベンチャーキャピタル業</p> <p>(ix) カストディアン業</p> <p>(x) ファクタリング業</p> <p>(xi) 信用格付機関業</p> <p>(xii) リースおよび金融業</p> <p>(xiii) 住宅金融業</p> <p>(xiv) 外国為替取引仲介業</p> <p>(xv) クレジットカード事業</p> <p>(xvi) 両替業</p> <p>(xvii) マイクロクレジット事業</p> <p>(xviii) ルーラルクレジット事業</p>	100%	自動
6.2.17.8.2	その他の条件：		
	<p>(1) 投資は、以下の最低資本金基準に従う。</p> <p>(i) 51%以下の場合、50万米ドルを外国資本として即時一括出資する。</p> <p>(ii) 51%超75%以下の場合、500万米ドルを外国資本として即時</p>		

一括出資する。

(iii) 75%超の場合、5,000万米ドルを最低資本額として、うち750万米ドルを即時一括出資し、残額を24ヶ月以内に出資する。

(iv) (i)外国投資を75%超100%まで受けており、(ii)最低資本金が5,000万米ドルであるノンバンク金融会社（NBFC）は、その特定の活動のために、子会社を設立することができる。この場合、子会社数に制限はなく、また追加資本の投下も要求されない。したがって、3.10.4.1項により課せられる最低資本金要件は、ダウンストリームに係る子会社には適用されない。

(v) 外国投資が75%以下の合弁会社が運営するノンバンク金融会社（NBFC）についても、上記(i)、(ii)および(iii)ならびに下記(vi)に規定される適用のある最低資本金基準に従うことを条件に、その他のノンバンク金融会社事業を営むために子会社を設立することができる。

(vi) ファンドベースでない活動：外国投資の規模を問わず、ファンドベースでない全ての承認ノンバンク金融会社（NBFC）の場合、50万米ドルの即時一括出資。ただし、以下の条件に従う：

当該会社は、その他の活動のために子会社を設立することは認められない。また、当該会社は、ノンバンク金融会社（NBFC）の親会社／ノンバンク金融会社（NBFC）を営む事業会社の株式に出資することはできない。

注：以下の活動は、ファンドベースでない活動に区分される。

- (a) 投資顧問業
- (b) 金融コンサルタント業
- (c) 外国為替取引仲介業
- (d) 両替業
- (e) 信用格付機関業

(vii) 本項は、インド準備銀行（RBI）のガイドラインを遵守することを条件とする。

	<p>注：(i) クレジットカード事業には、クレジットカード、チャージカード、デビットカード、ストアードバリューカード、スマートカード、付加価値カード等の各種支払商品の発行、販売、マーケティングおよび設計を含む。</p> <p>(ii) リースおよび金融業はファイナンスリースのみを対象とし、オペレーティングリースを対象としない。</p> <p>(2) ノンバンク金融会社 (NBFC) は、関係規制当局のガイドラインを遵守しなければならない。</p>		
	その他		
6.2.18	製薬業		
6.2.18.1	新設会社	100%	自動
6.2.18.2	既存会社	100%	政府
	注：既存会社への投資のケースでは、政府は、承認付与の際、適切な条件を課すことができる。		
6.2.19	電力取引所		
6.2.19.1	2010年中央電気規制委員会（電力市場）規制による登録を受けた電力取引所	49%（外国直接投資（FDI）および外国機関投資家（FII））	政府（外国直接投資（FDI）の場合）
6.2.19.2	その他の条件：		
	<p>(i) この外国投資は、払込資本の26%の外国直接投資（FDI）上限、および23%の外国機関投資家（FII）投資上限に服する。</p> <p>(ii) 外国機関投資家（FII）による投資は自動ルートにより認められ、外国直接投資（FDI）は政府承認ルートにより認められる。</p> <p>(iii) 外国機関投資家（FII）による購入は、流通市場（secondary market）におけるものに限られる。</p> <p>(iv) 一の非居住投資家／事業体（共同保有者を含む）による当該会社の株式保有高は、5%を超えることができない。</p> <p>(v) 外国投資は、インド証券取引委員会（SEBI）の規制、その他の適用のある法令、国家安全保障上の条件等のその他の制約条件を遵守する。</p>		

第7章：送金、報告および違反

7.1 送金および本国送金

7.1.1 売却益の送金／会社の解散・清算時の送金：

- (i) 株式および有価証券の売却益ならびにそれらの送金は、インド外国為替管理法（FEMA）の施行規則である 2000 年外国為替管理（資産の送金）施行規則（Foreign Exchange Management (Remittance of Assets) Regulations 2000）が定める「資産の送金（remittance of asset）」に該当する。
- (ii) 承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）は、有価証券が本国送金原則によって保有されていたこと、有価証券の売却が所定のガイドラインに従って行われていること、および所得税局（Income Tax Department）のノー・オブジェクション・サーティフィケート（NOC^{*}）／通関証（tax clearance certificate）が提出されていることを条件として、インド国外に居住する株式の売主に対し、有価証券の売却益（税引後）を送金することを許可できる。
- (iii) **会社の解散・清算時の送金**
承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）は、税金の納付を条件として、清算中のインド内国会社の清算益を送金することが認められている。1956 年会社法（Companies Act, 1956）の規定に基づく自主清算（voluntary winding up）の場合、当該会社の清算を行う裁判所または公的清算人（official liquidator）の命令に従うことがある。承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）は、申請人が下記書類を提出することを条件として、送金を認める。
 - a. 送金に関する所得税局（Income Tax Department）のノー・オブジェクション・サーティフィケート（NOC）／通関証（tax clearance certificate）
 - b. インド国内の全ての負債が完済されているか、または当該負債につき十分な引当てがなされていることを確認する監査人の証明書
 - c. 清算が 1956 年会社法の規定に基づいて行われている旨の監査人の証明書
 - d. 裁判所以外による清算の場合には、インド国内の裁判所において申請人または清算中の会社に対する司法手続が係属していない旨、および送金の許可にあたり法的障害が存在しない旨の監査人の証明書

7.1.2 **配当の本国送金**：配当は、何らの制限なくして、自由に本国に送金することができる（もしあれば、源泉税控除または配当分配税控除後）。本国送金は、その時々改正されている 2000 年外国為替管理（当座勘定取引）規制（Foreign Exchange

* 訳注：No Objection Certificate の略。

Management (Current Account Transactions) Rules, 2000) の規定により規律される。

7.1.3 利息の本国送金：完全強制転換社債（fully, compulsorily and mandatorily convertible preference shares）に係る利息についても、何らの制限もなく自由に本国に送金することができる（該当する税金控除後）。本国送金は、その時々改正されている 2000 年外国為替管理（当座勘定取引）規制（Foreign Exchange Management (Current Account Transactions) Rules, 2000）の規定により規律される。

7.2 外国直接投資（FDI）の報告

7.2.1 資金流入の報告

- (i) 外国直接投資（FDI）スキームに基づく株式／転換社債／優先株式の発行に対してインド国外から投資を受けるインド内国会社は、受領日から 30 日以内に、対価の額の詳細を、別紙 5 の事前報告用紙（Advance Reporting Form）により準備銀行の関係地方局に報告しなければならない。
- (ii) インド内国会社は、株式／転換社債の発行対価の受領に関する詳細を、送金の受領を証する外国対内送金証明書（FIRC^{*}）の写し、および海外の仕向銀行からの非居住投資家に関する顧客確認（KYC^{***}）報告書（別紙 6）を添えて、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）を通じて報告しなければならない。当該報告書は、報告額につき個別識別番号（Unique Identification Number (UIN)）を割り当てる所轄地方局により承認されることとなる。

7.2.2 株式の発行に関する報告

- (i) 株式（ボーナス株式、株式引受権に基づいて発行された株式、および従業員ストックオプション制度（ESOP）に基づいて発行された株式を含む）、／完全強制転換社債（fully, mandatorily & compulsorily convertible debentures）／完全強制転換優先株式（fully, mandatorily & compulsorily convertible preference shares）の発行後、インド内国会社は、発行日から 30 日以内に、別紙 1 のフォーム FC-GPR を提出しなければならない。
- (ii) フォーム FC-GPR は、内国会社のマネージング・ディレクター／取締役／秘書役により適式に記入・署名され、当該会社を担当する承認取引者（Authorised Dealer）に対して提出されなければならない。承認取引者（Authorised Dealer）は、フォーム FC-GPR を準備銀行に送付する。以下の

* 訳注：Foreign Inward Remittance Certificate の略。

*** 訳注：Know Your Customer の略。投資家情報を記載した報告書。

文書が、フォームとともに提出されなければならない。

- (a) 以下を証する当該会社の会社秘書役による証明書
 - (A) 1956 年会社法の全ての要件が遵守されていること
 - (B) 政府承認の条件（もしあれば）が遵守されていること
 - (C) 当該会社がこれらの規制に基づいて株式を発行する資格を有すること
 - (D) インドの承認取引者が発行した対価の額の受領を証する全ての証明書原本を、当該会社が保有していること

注：払込資本が 5000 万ルピー未満の会社については、資格を有する外部の会社秘書役が上記証明書を交付することができる。

- (b) インド非居住者に対して発行された株式の価格決定方法を示す法定監査人（Statutory Auditor）または勅許会計士（Chartered Accountant）による証明書
- (c) 対価の受領に関する報告書およびフォーム FC-GRP は、承認取引者カテゴリー I 銀行（AD Category-I Bank）により、当該会社の本店所在地を管轄する準備銀行の関係地方局に提出しなければならない
- (d) 対外負債および対外資産に関する年次報告書（別紙 7）は、毎年、インド内国会社が準備銀行に直接提出しなければならない。パート B は、既往の年度に直接投資／ポートフォリオ投資／再投資収益／その他の資本により行われたインド内国会社に対する全ての投資（7 月 31 日までに提出される情報は、3 月 31 日までの既往の年度に行われた全ての投資に関するものとなる）について、毎年 7 月 31 日までに提出すべき年次報告書（annual return）である。報告対象となる投資の詳細には、貸借対照表の日付現在において残存している、内国会社に対して行われた全ての外国投資を含む。直接投資／ポートフォリオ投資の双方による内国会社に対する外国投資の詳細は、別記することができる
- (e) インド非居住者に対して直接に、または既存のインド内国会社との合併／分割によりボーナス株式／株式引受権またはストックオプションを発行した場合、および対外商業借入れ（ECB）／ロイヤリティ／技術ノウハウ一時金／特別経済区域（SEZ）に所在するユニット企業による資本財の輸入の転換により株式を発行した場合には、フォーム FC-GPR による報告を行わなければならない

7.2.3 株式の譲渡に関する報告

居住者から非居住者への株式の譲渡、および非居住者から居住者への株式の譲渡に関する報告は、フォーム FC-TRS（別紙 8）により行われなければならない。フォーム

FC-TRS は、対価の額の受領日から 60 日以内に、承認取引者カテゴリー I 銀行 (AD Category-I Bank) に提出されなければならない。所定の期間内にフォーム FC-TRS を提出する義務は、インド居住者である譲渡人／譲受人が負う。承認取引者カテゴリー I 銀行 (AD Category-I Bank) は、フォーム FC-TRS を関連支店に送付する。関連支店はフォーム FC-TRS をとりまとめ、月次報告書を準備銀行に提出する。

7.2.4 非現金に関する報告

対外商業借入れ (ECB) の転換による株式発行の詳細は、以下のとおりインド準備銀行 (RBI) の関係地方局に報告されなければならない。

- (i) 対外商業借入れ (ECB) が株式に**全転換**される場合、内国会社は、当該転換が行われた月の終了後 7 営業日以内に、当該転換をフォーム FC-GPR により準備銀行の関係地方局に報告するとともに、フォーム ECB-2 によりムンバイ-400 051、バンドラークルラ・コンプレックス (Bandra-Kurla Complex, Mumbai- 400-051) のインド準備銀行統計・情報管理局 (Department of Statistics and Information Management (DSIM)) に報告しなければならない。フォーム ECB-2 の冒頭には、「対外商業借入れ (ECB) の株式への全転換」という文言を明記しなければならない。一旦報告が行われると、翌月以降はフォーム ECB-2 の提出を要しない。
- (ii) 対外商業借入れ (ECB) が**一部転換**される場合、内国会社は、転換部分をフォーム FC-GPR により、また、転換部分を未転換部分と明確に区別するフォーム ECB-2 により関係地方局に報告しなければならない。フォーム ECB-2 の冒頭には、「対外債券 (ECB) の株式への部分転換 (ECB partially converted to equity)」という文言を明記しなければならない。翌月以降は、対外商業借入れ (ECB) の残高を、フォーム ECB-2 により統計・情報管理局 (DSIM) に報告しなければならない。

7.2.5 外貨建て転換社債 (FCCB) / 米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の発行に関する報告

米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) を発行するインド内国会社は、発行のクローリング日から 30 日以内に、当該発行の詳細を別紙 9 のフォームにより準備銀行に報告しなければならない。内国会社は、暦四半期終了後 15 日以内に、別紙 10 のフォームによる四半期報告書も準備銀行に提出しなければならない。四半期報告書は、米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) を通じて調達した全ての資金が、準備銀行の現行ガイドラインのとおりインドに送金されるか、または外国で費消されるまで提出しなければならない。

7.3 ガイドライン／命令の遵守および違反の帰結

外国直接投資 (FDI) は資本勘定取引であり、したがって外国直接投資 (FDI) 規制に

違反した場合には、インド外国為替管理法（FEMA）上の罰則の対象となる。インド準備銀行は、インド外国為替管理法（FEMA）を所管しており、財務省（Ministry of Finance）傘下の実施局（Directorate of Enforcement）は、インド外国為替管理法（FEMA）の実施当局である。実施局は、インド外国為替管理法（FEMA）違反に関する調査を担当する。

7.3.1 罰金

- (i) ある者が、インド外国為替管理法（FEMA）に基づく権限の行使により発せられた規則、規制、通知、プレスノート、プレスリリース、通達、指示または命令の違反または不遵守により、外国直接投資（FDI）規制に違反した場合、またはインド政府／インド外国投資促進委員会（FIPB）／インド準備銀行が承認を与える根拠となる条件に違反した場合には、当該者は、裁定に基づき、当該違反に係る金額の3倍（当該金額が測定可能である場合）または20万ルピー（当該金額が測定不能である場合）を上限とする罰金を支払う義務を負い、また、当該違反が継続的なものである場合には、追加の罰金（違反が継続している期間の初日以後、1日あたり5,000ルピーに増額される可能性がある）を支払う義務を負う。
- (ii) インド外国為替管理法（FEMA）の規定または同法に基づく規則、指示もしくは命令に違反している者が会社（法人を意味し、会社法に定義される協会その他の社団を含む）である場合には、違反が行われた時点において会社の事業の実施を担当しており、当該実施につき会社に対して責任を負っていた全ての者および会社が違反を行ったとみなされ、訴追の対象となるとともに、当該訴追に従って処罰される。
- (iii) 6.3.1(i)における違反につき裁定を下す裁定当局（Adjudicating Authority）が適当であると判断した場合、裁定当局は、当該違反につき課すことができる罰金に加え、当該違反が生じた通貨、有価証券その他の金銭または財産が中央政府に没収される旨を命じることができる。

7.3.2 裁定および上訴

- (i) インド外国為替管理法（FEMA）の違反につき裁定するために、財務省（Ministry of Finance）は、2000年外国為替管理（裁定手続および上訴）規則（Foreign Exchange Management (Adjudication Proceedings and Appeal) Rules, 2000）の規定に基づき、中央政府の職員を、所定の方法で調査を行うための裁定当局として任命する。違反を行ったとして申立てがなされた者に対しては、罰則を課す前に、意見を聴取するための合理的な機会が与えられなければならない。

- (ii) 中央政府は、2000年外国為替管理(裁定手続および上訴)規則の規定に従い、裁定当局の命令に対する上訴につき審理を行う上訴当局 (Appealing Authority) / 控訴裁判所 (Appellate Tribunal) を任命することができる。

7.3.3 調停手続

2000年外国為替(調停手続)規則 (Foreign Exchange (Compounding Proceedings) Rules 2000) に基づき、中央政府は、インド外国為替管理法 (FEMA) に違反した者のために、実施局 (Directorate of Enforcement) またはインド準備銀行の職員を「調停当局 (Compounding Authority)」に選任することができる。調停当局には、違反者が行った同法違反に係る金額につき、調停を行う権限が付与される。違反に係る金額が測定可能でない場合には、いかなる違反についても調停が行われないものとする。過去に違反が調停された日から起算して3年経過後に行われた別の違反、またはその後の違反は、最初の違反とみなす。調停当局は、調停手続に関する情報、記録またはその他の文書を要求することができる。調停当局は、迅速に全関係者に意見聴取の機会を与えた上で、申請の日から180日以内に調停の命令を発する。調停当局は、違反容疑の詳細とともに、違反が生じた同法の規定または同法に基づく規則、指示、要求もしくは命令を明らかにした命令を発する。

FC-GPR

パート-A

(外国投資家に対して株式／転換社債／その他を発行する場合には、宣誓を行う会社の登記上の事務所の所在地を管轄するインド準備銀行 (RBI) の地方局宛てに、当該会社が承認取引者カテゴリー I の銀行を通じて、本書添付の確約書の項目番号 4 記載の文書とともに提出すること)

所得税局が付与した投資先会社の永久口座番号 (PAN)											
株式／転換社債／その他の発行日	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>										

番号	詳細	(活字体による。)
1.	名称	
	登記上の事務所の所在地	
	州	
	会社登記官が付与した登記番号	
	既存会社または新設会社の別 (該当しない方を削除すること)	既存会社／新設会社
	既存会社の場合、外国直接投資 (FDI) に関してインド準備銀行 (RBI) が割り当てた登録番号を	

	記載すること	
	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	
2.	主たる事業活動の内容	
	NICコード	
	プロジェクトの所在地およびプロジェクトの所在地域のNICコード	
	FDIポリシーにより認められる外国直接投資（FDI）の割合	
	外国直接投資（FDI）が自動承認により認められるか政府承認により認められるかを記載すること（該当しないものは削除する）。	自動承認／政府承認
3.	外国投資家／外国提携者 ^{1*} の詳細	
	名称	
	住所	
	国	
	投資者の構成／種類	
	[1. 個人	
	2. 会社	
	3. 外国機関投資家（FII）	
	4. 外国ベンチャーキャピタル投資家（FVCI）	
	5. 外国信託	
	6. プライベート・エクイティ・ファンド	

* 複数の外国投資家または外国提携者がいる場合、本フォームの3項および4項について、それぞれの情報に関する別紙を添付することができる。

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

7. 年金／積立基金 8. 政府系ファンド (SWF) ⁴ 9. 組合／単独事業主 10. 金融機関 11. 非居住インド人 (NRI) ／インド出身者 (PIO) 12. その他 (具体的に記載すること) を記載すること] 設立日	
--	--

*外国投資家／外国提携者が2名以上存在する場合には、フォームの項目3および4について別紙を追加することができる。

4.	発行した株式／転換社債／その他の詳細							
(a)	種類および発行日							
		発行内容			発行日	株式／転換社債／その他の数		
	01	IPO／FPO						
	02	優先割当／私募						
	03	株式引受権						
	04	ボーナス株式						
	05	対外債券 (ECB) の転換						
	06	ロイヤリティ (一時金を含む) の転換						
	07	経済特区 (SEZ) のユニット企業により、資本財の輸入と引換えに行われる転換						
	08	従業員ストックオプション制度 (ESOP)						
	09	株式交換						
	10	その他 (具体的に記載すること)						
		合計						
(b)	発行した有価証券の種類							
	番号	有価証券の	数量	満期	額面価	プレミ	1株当た	流入額*

⁴ SWF とは、外国為替資産から資金が提供される政府の投資ビークルであって、金融当局の公的外貨準備高から独立した資産を運用するものをいう。

	種類			格	アム	り発行価 格	
01	株式						
02	強制転換社 債						
03	強制転換優 先株式						
04	その他(具体 的に記載す ること)						
	合計						

- i) 発行価格が額面価格を上回る場合には、受領したプレミアムの内訳を記載すること
- ii) *発行が、対外商業借入れ (ECB) もしくはロイヤリティの転換、または経済特区 (SEZ) のユニット企業による資本財の輸入と引換えである場合には、転換日における現存金額を証する勅許会計士の証明書

(c)	プレミアムの内訳	金額
	支配プレミアム (control premium)	
	非競争報酬 (Non competition fee)	
	その他 [@]	
	合計	

[@]内容を記載すること

(d)	<p>非居住者に対する株式／転換社債／その他の発行による資本流入額合計 (ルピー) (プレミアム (もしあれば) を含む)</p> <p>(i)承認取引者 (AD) を通じた送金</p> <p>(ii) ___銀行のNRE／FCNR／エスクロー口座からの引き落とし (iii)その他 (具体的に記載すること)</p> <p>2000年5月3日付FEMA通達20/2000-RB (その時々^の改正を含む) の別紙 I 第9段落(1)Aに基づくインド準備銀行 (RBI) への上記(i)および(ii)の報告日</p>	
(e)	発行した株式の公正な評価額の開示**	
	当社は上場会社であり、発行日における株式の市場価格は、* である。	
	当社は非上場会社であり、株式の公正な評価額は、	

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

	* である。	
--	--------	--

** 株式の発行前 * (該当する場合に記載すること)

5. 発行後の株主構成						
投資家区分	株式			強制転換優先株式／社債 ／その他		
	株式数	金額 (額面 価格) ルピー	%	株式数	金額 (額面 価格) ルピー	%
a)	非居住者					
	01	個人				
	02	会社				
	03	外国機関投資家 (FII)				
	04	外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI)				
	05	外国信託				
	06	プライベート・エクイティ・ファ ンド				
	07	年金／積立基金				
	08	政府系ファンド				
	09	パートナーシップ／個人事業主				
	10	金融機関				
	11	非居住インド人 (NRI) / インド 出身者 (PIO)				
	12	その他 (具体的に記載すること)				
		小計				
b)	居住者					
合計						

インド内国会社の権限ある代表者が提出すべき宣誓書
：(該当しないものを削除の上、真実であることを証明すること)

当社は、以下を宣誓する。

1. 当社は、2000年5月3日付FEMA通達20/2000-RB（その時々^の改正を含む）に規定されている外国直接投資（FDI）スキームにおいて定められた、株式／転換社債の発行手続を遵守している。
2. 投資はインド準備銀行（RBI）の自動ルートにより許容されうる分野別上限／法定上限の範囲内にあり、当社は、自動ルートによる投資について定められた以下の条件をすべて充足している（該当しないものは削除すること）。

a) 非居住者に対して株式引受権 (rights basis) の形で発行した株式は、インド準備銀行（RBI）の2000年5月3日付FEMA通達20/2000-RBの6条（その時々^の改正を含む）を満たしている。

または

b) 発行された株式は、ボーナス株式である。

または

c) 株式は、インドの裁判所が適式に承認した2以上のインド内国会社の合併スキーム、またはインド内国会社の分割等による組織再編に基づいて発行されている。

または

d) 株式は、従業員ストックオプション制度（ESOP）に基づいて発行されており、当該発行に係る条件は満たされている。

3. 株式は、[日付] 付けの産業支援事務課（SIA）／外国投資促進委員会（FIPB）の承認第.....号に基づいて発行されている。

4. 現時点で受入れおよび報告がなされている外国投資は、2002年マネーロンダリング防止法（PMLA）および1967年非合法活動（防止）法（UAPA）の規定に従って利

インド居住者からインド非居住者、およびインド非居住者からインド居住者への売却による株式／転換社債の譲渡に関する条件

1.1 売却により譲渡される全産業分野のインド内国会社の株式／転換社債に関する価格決定、文書作成、支払い／受領および送金についての諸問題に対応すべく、取引に関与する当事者は、下記ガイドラインを遵守しなければならない。

1.2 取引に関与する当事者とは、株主名簿上、所有権を移転したものとして記録される、(a)売主（居住者／非居住者）、(b)買主（居住者／非居住者）、(c)売主および／または買主から適式に授権された代理人、(d)承認取引銀行（AD bank）の支店、ならびに(e)インド内国会社をいう。

2. 価格ガイドライン

2.1 下記の価格ガイドラインは、以下の種類の取引に適用される。

- i. インド居住者からインド非居住者に対する、相対取引での売却による株式の譲渡
- ii. インド非居住者からインド居住者に対する、相対取引での売却による株式の譲渡

2.2 居住者から非居住者（すなわち、外国人、非居住インド人（NRI）、外国機関投資家（FII）、旧海外法人（OCB）以外の法人格を有する非居住事業者）への譲渡

居住者から非居住者に対して売却により譲渡される株式の価格：

- (a) インド内国会社の当該株式がインド国内の認証証券取引所に上場されている場合には、インド証券取引委員会（SEBI）のガイドラインに基づき株式の優先割当が行われる際の価格を下回らないものとする。なお、この価格は、株式の売買が行われる日である基準日に先立つ当該ガイドライン定める期間において決定される。
- (b) インド内国会社の当該株式がインド国内の認証証券取引所に上場されていない場合には、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているカテゴリー I のマーチャントバンカー（Category I Merchant Banker）または勅許会計士（Chartered Accountant）がDCF法に従って決定する公正な評価額を下回らないものとする。

計算される 1 株当たりの価格は、インド証券取引委員会（SEBI）に登録されているカテゴリー I のマーチャントバンカー（Category I Merchant Banker）または勅許会計士

の証明を受けなければならない。

2.3 非居住者（すなわち、法人格を有する非居住事業者、旧海外法人（OCB）、外国人、非居住インド人（NRI）、外国機関投資家（FII））から居住者への譲渡

非居住者から居住者への株式の譲渡は、2000年5月3日付FEMA通達20/2000-RBの規則10B(2)に基づいて行われなければならない。なお、上記2.2項に定めるとおり居住者から非居住者への株式の譲渡時における最低価格を下回らないものとする。

3. 当事者の責任／義務

取引に参与する当事者はいずれも、インド外国為替管理法（FEMA）に基づく規制を遵守し、株式の譲渡により政府が定める個別の制限／分野別上限／外資による資本参加の上限に抵触しないようにする義務を負う。取引の決済は、適用のある税金（もしあれば）を支払うことが条件となる。

4. 支払いおよび送金の方法／売却代金の入金

4.1 インド非居住者が購入した株式に係る売却対価は、一般の銀行チャネルを通じてインドに送金しなければならない。買主が外国機関投資家（FII）である場合には、特別非居住者ルピー口座（Special Non-Resident Rupee Account）からの引き落としにより支払いを行わなければならない。買主が非居住インド人（NRI）である場合には、NRE／FCNR(B)口座からの引き落としにより支払いを行うことができる。ただし、非居住インド人（NRI）が、本国非送金原則（on non-repatriation basis）により株式を取得した場合には、対価は一般の銀行チャネルを通じてインドに送金するか、またはNRE／FCNR(B)／NRO口座内の資金から支払われなければならない。

4.2 インド非居住者が売却した株式の売却代金（税金控除後）は、インド国外に送金することができる。外国機関投資家（FII）については、特別非居住者ルピー口座に売却代金を入金することができる。非居住インド人（NRI）については、売却した株式を本国送金原則（on repatriation basis）により保有していた場合には、NRE／FCNR(B)口座に売却代金（税金控除後）を入金することができ、売却した株式を本国非送金原則（on non-repatriation basis）により保有していた場合には、税金の支払いを条件としてNRO口座に売却代金を入金することができる。

4.3 海外法人（OCB）が売却した株式の売却代金（税金控除後）は、株式を本国送金原則（on repatriation basis）により保有していた場合にはインド国外に直接送金することができ、売却した株式を本国非送金原則（on non-repatriation basis）により保有していた場合には、税金の支払いを条件としてNRO（当座）口座に売却代金を入金することができる。ただし、インド準備銀行により口座が凍結されている海外法人（OCB）についてはこの限りでない。

5. 文書作成

承認取引者（AD）の支店は、同封のフォームFC-TRSによる宣誓書（4部）を取得するほか、以下の文書を取得し、記録として保存するよう手配しなければならない。

5.1 インド居住者による株式の売却

- i. 売主および買主、またはこれらにより適式に選任された代理人が適式に署名している、譲渡の詳細（譲渡株式数、その株式が譲渡される投資先会社の名称および株式の譲渡価格）を記載した同意書。正式な売買契約が存在しない場合には、同趣旨の交換書簡を記録として保存することができる。
- ii. 適式に選任された代理人が同意書に署名した場合には、代理人に対して株式の購入／売却を授権する内容の売主／買主が署名している委任状。
- iii. インド非居住者による株式取得後における、居住者および非居住者別の出資状況を示す投資先会社の株主構成（非居住インド人（NRI）／海外法人（OCB）／外国人／法人格を有する非居住事業体／外国機関投資家（FII））、ならびに売主／買主またはこれらにより適式に選任された代理人が会社から取得した払込資本の割合（分野別上限／制限が定められている場合。）
- iv. 株式の公正な評価額が記載されている勅許会計士からの証明書
- v. 売却が証券取引所で行われる場合には、売買取次人の記録（Broker's note）の写し
- vi. FDIポリシーに基づき株式／転換社債を取得することができる旨、ならびに既存の分野別制限および価格ガイドラインを遵守している旨の買主からの確約書
- vii. インド証券取引委員会（SEBI）が定める各外国機関投資家（FII）／サブアカウントに係る上限に抵触していない旨の、外国機関投資家（FII）／サブアカウントからの確約書

5.2 インド非居住者による株式の売却

- i. 売主および買主、またはこれらにより適式に選任された代理人が適式に署名している、譲渡の詳細（譲渡株式数、株式が譲渡される投資先会社の名称および株式の譲渡価格）を記載した同意書。
- ii. 適式に選任された代理人が同意書に署名した場合には、代理人に対して株式の購入／売却を授権する売主／買主による委任状。正式な売買契約が存在しない場合には、同趣旨の交換書簡を記録として保存することができる。
- iii. 売主が非居住インド人（NRI）／海外法人（OCB）である場合には、売主が本国送金原則（on repatriation basis）／本国非送金原則（on non-repatriation basis）により株式を保有していることを証するインド準備銀行（RBI）の承認の写し。売却代金はNRE／NRO口座に入金されなければならない。

- iv. 株式の公正な評価額を記載している勅許会計士からの証明書
- v. 所得税局／勅許会計士からのノー・オブジェクション・レターまたは通関証
- vi. 価格ガイドラインを遵守している旨の買主からの確約書

6. 報告要件

6.1 居住者と非居住者との間の株式の譲渡に関する報告は、フォームFC-TCSにより行わなければならない。フォームFC-TRSは、対価の額の受領日から60日以内に承認取引者カテゴリー I 銀行 (AD Category-I Bank) に提出されなければならない。所定の期間内にフォームFC-TRSを提出する義務は、インド居住者である譲渡人／譲受人が負う。承認取引者カテゴリー I 銀行 (AD Category-I Bank) は、フォームFC-TRSを関連支店に送付する。関連支店はフォームFC-TRSをとりまとめ、月次報告書を準備銀行⁴に提出する。報告を確実に行うべく、承認取引者は、特に当該取引を取り扱う支店を指定することができる。これらの支店は、取引が円滑に実施されるよう、かかる目的のために十分に教育されたスタッフを配置することができる。承認取引者 (AD) は、これらの支店の業務を調整するとともに、準備銀行への当該取引の報告を確実にする、基幹オフィス (nodal office) を指定することもできる。

6.2 譲渡が相対取引によるものである場合には、取引の決済時に、譲受人／その適式に選任された代理人は、譲渡人が送金を受けている／譲受人が支払いを行っている旨の承認取引者 (AD) の支店からのフォームFC-TRSによる証明書を添えて、譲渡を株主名簿に記録するよう、投資先会社に連絡しなければならない。承認取引者 (AD) から証明書を受領し次第、会社は譲渡を株主名簿に記録することができる。

6.3 当該株式の譲渡による実際の資金の流出入は、承認取引者 (AD) の支店が通常の業務行程において、R 報告書 (R-return) により報告しなければならない。

6.4 また、承認取引者 (AD) の支店は、取引相手／顧客から受領したフォームFC-TRS 2 部、ならびに売却による株式の譲渡に関連して受領した／実施した送金による資金流入／流出の明細書を、同封の仮用紙 (MS-Excelのフォーマットにより作成される。) により、投資銀行部門 (IBD^{*}) / 外国為替部門 (FED^{**}) / または当該目的のために銀行が指定する基幹オフィス (nodal office) に提出しなければならない。投資銀行部門 (IBD) / 外国為替部門 (FED)、または銀行の基幹オフィス (nodal office) は、支店が報告するすべての取引に関する統合版月次明細書、ならびに支店から受領

⁴ ムンバイのインド準備銀行中央局外国為替部外国投資課 (Reserve Bank of India, Foreign Exchange Department, Foreign Investment Division, Central Office, Mumbai) の担当チーフジェネラルマネージャー宛て。

^{*} 訳注：Investment Banking Division の略。

^{**} 訳注：Foreign Exchange Division の略。

したFC-TRSフォームの写しを、ソフトコピー（MS-Excel）により、電子メール（fdidata@rbi.org.in）にて、ムンバイのインド準備銀行中央局外国為替部外国投資課（Foreign Exchange Department, Reserve Bank, Foreign Investment Division, Central Office, Mumbai）宛てに提出する。

6.5 相対取引により外国機関投資家（FII）が購入／売却した株式は、特別非居住者ルピー口座（Special Non-Resident Rupee Account）から引き落とされ、入金されることにより*。したがって、当該取引は、フォームLEC（FII）によっても、当該外国機関投資家（FII）の指定する銀行により、報告されなければならない。

6.6 非居住インド人（NRI）、海外法人（OCB）がポートフォリオ投資スキームに基づき購入したインド内国会社の株式／転換社債は、相対取引による売却により譲渡することはできない。

6.7 承認取引者（AD）から明細書を受領し次第、インド準備銀行は、必要に応じて、譲渡人／譲受人もしくはこれらの代理人から要求される追加の詳細を請求し、または譲渡人／譲受人もしくはこれらの代理人から要求される指示を行うことができる。

* 訳注：原文が不完全。「決済が行われる」という趣旨であると思われる。

贈与によるインド非居住者に対する株式の譲渡に関して
インド居住者が提出すべき文書

- i. 譲渡人（贈与者）および譲受人（受贈者）の名称および住所
- ii. 譲渡人と譲受人の関係
- iii. 贈与を行う理由
- iv. 期限付き政府証券および短期国債ならびに債券の場合、当該有価証券の時価に関して勅許会計士が発行する証明書
- v. 国内ミューチュアル・ファンドの受益権およびマネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの受益権の場合は、当該有価証券の純資産価額（Net Asset Value）に関する発行会社からの証明書
- vi. 株式および転換社債の場合には、上場会社および非上場会社それぞれについてインド証券取引委員会が発行するガイドラインまたはDCF法に基づく、当該有価証券の評価に関する勅許会計士からの証明書。
- vii. 居住者から非居住者への贈与により予定される株式／転換社債の譲渡が、適用のある分野別上限／当該会社の外国直接投資（FDI）制限に抵触しない旨、および非居住者である譲受人による保有が予定されている株式／転換社債の数が、会社の払込資本の5%を超えない旨の、当該インド内国会社からの証明書。
- viii. 譲渡人がインド非居住者に対して贈与として譲渡する有価証券、および既に譲渡した有価証券の価値が、**1会計年度中に50,000米ドルのルピー換算額を超過しない旨の、居住者である譲渡人の確約書***。

*2011年9月15日付けインド準備銀行（RBI）A.P.（DIRシリーズ）通達14号

1956年会社法6条に定められる「親族 (Relative)」の定義

ある者は、以下に該当する場合に限り、他の者の親族とみなされる。

- (a) ヒンドゥー教の不分割家族 (Hindu undivided family) の一員である場合
- (b) 夫婦の場合
- (c) 一方が別表 I A 記載の形態 (以下のとおり) で、他方に関係している場合
 - 1. 父
 - 2. 母 (義理の母を含む。)
 - 3. 息子 (義理の息子を含む。)
 - 4. 息子の妻
 - 5. 娘 (義理の娘を含む。)
 - 6. 父方の父
 - 7. 父方の母
 - 8. 母方の母
 - 9. 母方の父
 - 10. 息子の息子
 - 11. 息子の息子の妻
 - 12. 息子の娘
 - 13. 息子の娘の夫
 - 14. 娘の夫
 - 15. 娘の息子
 - 16. 娘の息子の妻
 - 17. 娘の娘
 - 18. 娘の娘の夫
 - 19. 兄弟 (義理の兄弟を含む。)
 - 20. 兄弟の妻
 - 21. 姉妹 (義理の姉妹を含む。)
 - 22. 姉妹の夫

外国直接投資（FDI）スキームに基づく株式／転換社債の発行につき
対価の額を受領するインド内国会社による報告

(2000年5月3日付FEMA通達20/2000-RB別紙Iの第9段落(I)(A)に規定する対価の額を受領日後30日以内に、宣誓を行う会社の登記上の事務所の所在地を管轄するインド準備銀行の地方局宛てに、当該会社が承認取引者カテゴリー I の銀行を通じて提出すること)

所得税局が付与した投資先会社の永久口座番号 (PAN)	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				

番号	詳細	(活字体による。)	
1.	インド内国会社の名称		
	登記上の事務所の所在地		
	ファクシミリ		
	電話		
	電子メール		
2.	外国投資家／外国提携者の詳細		
	名称		
	住所		
国			
3.	資金受領日		
4.	金額	外貨建て	インドルピー建て
5.	投資は自動ルートに基づくか政府ルートに基づくか 政府ルートの場合、詳細（承認番	自動ルート／政府ルート	

非居住投資家に関する顧客確認（Know Your Customer（KYC））フォーム

送金者／投資家の登録名称 (投資家が個人である場合には、氏名)	
登録番号（送金者が個人である場合には、個別識別番号*）	
登録上の所在地（送金者が個人である場合には、本籍地（Permanent Address））	
送金者の取引銀行名	
送金者の銀行口座番号	
送金者と銀行との取引期間	

*パスポート番号、社会保障番号、または送金者の国で有効な送金者が本人であることを証する固有番号

非居住投資家の海外仕向銀行が提供する上記情報は、すべて真実かつ正確であることを確認する。

（送金を受ける承認取引銀行（AD bank）の権限ある役員の署名）

日付： 場所：

印：

インド準備銀行

20 [] 年 3 月 31 日時点の対外負債および対外資産に関する年次報告書
 ([] 付け A.P. (DIR シリーズ) 通達 [] 号に基づきムンバイの
 インド準備銀行統計・情報管理局宛てに報告書を作成すること)

ガイドラインおよび定義をよく読んでから報告書に記入すること

(この報告書の電子フォーム(インド準備銀行(RBI)のウェブサイト(www.rbi.org.in)の「フォーム」のカテゴリにあるインド外国為替管理法(FEMA)フォームのセクションからダウンロード可能)を提出することが回答者に対して推奨される。電子フォームは、ユーザーガイダンスおよび一貫性のチェックがあるため容易に記入できる。適切に記入した電子フォームを電子メールで送信すること。)

1. インド内国会社の名称および住所:

商号: _____

住所: _____

都市: _____ 州: _____

Pin: _____

2. 所得税局が付与した報告会社の基本税務番号(PAN)(10桁)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

3. インド政府企業省が付与したCIN番号(21桁)

4. 担当者詳細

担当者

氏名:

役職:

電話番号:

ファックス:

電子メール:

&RP51Qのウェブサイト(もしあれば):

5. 決算日(日/月/年)

6. 事業内容: _____

(国家産業分類(NIC)2008年コードによる)

7. 前会計年度(4月-3月)中に報告会社は商号を変更したか。(はい/いいえ)。

「はい」の場合、報告会社の旧商号を記載のこと。

報告会社の旧商号：_____

効力発生日（日／月／年）

--	--	--	--	--	--	--	--

8. 報告会社は上場しているか。（はい／いいえ）

「はい」の場合、対象期間の末日の株価を記載のこと。

	額面金額（1株当たり）	時価（1株当たり）	
	当年度3月	前年度3月	当年度3月
普通／資本株式			

9. 報告会社の詳細（対内外国直接投資（FDI）に関して）

(a) 外国事業体の子会社 (b) 外国事業体の関連会社

(c) 公的または私的組合 (d) 特別目的ビークル (d) その他

10. 報告会社は資産運用会社であるか。（はい／いいえ）

11. 報告会社は外国会社から技術協力を受けているか。（はい／いいえ）

12. 報告会社は前会計年度（4月－3月）中に事業活動を行ったか。（はい／いいえ）

第 II 部
(財務情報)

区分 1：報告会社の財務情報

注意事項：情報は対象期間全体（すなわち前年度 3 月から当年度 3 月）につき報告しなければならない。報告期間が決算期間と異なる場合には、内部での検討を経て、情報が提供されなければならない。

区分 1A：インド内国会社の合計払込資本：

項目	前年度 3 月末		当年度 3 月末	
	実際の株式数	金額 (10 万ルピー)	実際の株式数	金額 (10 万ルピー)
1.0 合計払込資本 (=1.1+1.2)				
1.1 資本株式および参加型優先株式資本合計 (=1.1(a)+1.1(b))				
(a) 普通 / 資本株式*				
(b) 参加型優先株式				
1.2 非参加型優先株式#				
2.0 非居住者による保有 (額面価額 (10 万ルピー))				
2.1 資本株式および参加型優先株式資本 (1-12 の合計)				
1. 個人				
2. 会社				
3. 外国機関投資家 (FII)				
4. 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI)				
5. 外国信託				
6. プライベートエクイティファンド				
7. 年金 / 積立基				

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

金				
8. 政府系ファンド (SWF)				
9. パートナーシップ/個人事業主				
10. 金融機関				
11. 非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO)				
12. その他の非居住者による保有				
2.2 非参加型優先株式				
3.0 非居住者の資本株式および参加型優先株式資本 (%)				

注

*異なる種類の資本株式 (クラス A、クラス B 等) の場合には、合算値を報告すること。

＃非参加型優先株式は以下の権利を有しない。

- (a) 株主への配当後の剰余利益を原資とした配当請求権
- (b) 会社の清算にあたり資本が全額弁済された後に残存する剰余財産の分配請求権

区分 1B : 損益勘定 (損益計算書から)

項目	金額 (10 万ルピー)	
	前年度 (4月 - 3月)	当年度 (4月 - 3月)
3.1 税引前利益(+)/損失(-) (年度中)		
3.2 税引後利益 (+) / 損失 (-) (年度中)		
3.3 配当 (中間配当および期末配当)		
3.4 配当課税額 (もしあれば)		
3.5 留保利益 (= 3.2 - 3.3 - 3.4)		

区分 1C : 準備金および剰余金 (貸借対照表から)

項目	末日時点の金額 (10 万ルピー)	
	前年度 3 月	当年度 3 月
4.1 準備金 (損益勘定残高を除く。)		
4.2 利益 (+) および損失 (-)		

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

勘定残高		
4.3 準備金および剰余金 (= 4.1+4.2)		
4.4 報告会社の純資産 (=1.1+4.3)		

区分1D：会計年度中に行った売買

注：単一の外国直接投資家の保有高が総資本の50%超である場合（すなわち、報告対象のインド内国会社が外国会社の子会社である場合）に報告会社が記入すること。

項目	金額（10万ルピー）（年度中）	
	前年度3月	当年度3月
5.1 国内売却		
5.2 輸出		
5.3 売却合計 (=5.1+5.2)		
5.4 国内購入		
5.5 輸入		
5.6 購入合計 (=5.4+5.5)		

第 III 部
(対外負債)

注意事項：情報は対象期間全体（すなわち前年度3月から当年度3月）につき報告しなければならない。報告期間が決算期間と異なる場合には、内部での検討を経て、情報が提供されなければならない。

2. インドにおいて行った投資：

- (i) 上場会社については、対象期間の末日における株価により株式を評価すること。
(ii) 非上場会社については、**OFBV 法 (Own Fund of Book Value Method)** 法を用いること。

区分 2A：

インドにおける外国直接投資 (FDI) スキームに基づく投資 (10%以上の資本参加)

[報告日において報告会社の **10%以上**の普通／資本株式および優先株式を個人的に保有していた非居住直接投資家がインドにおいて外国直接投資 (FDI) スキームに基づき行った投資の残高をここに記載すること。]

非居住の会社／個人の名称・氏名	資本の種類	非居住投資家の国	前年度末時点の資本株式／参加型優先株式資本の保有パーセンテージ (%)	末日時点の金額 (10 万ルピー)	
				前年度 3月	当年度 3月
	1.0 株式資本 (=1.1-1.2)				
	1.1 直接投資家に対する債務				
	1.2 直接投資家に対する債権 (逆投資)				
	2.0 その他の資本# (=2.1-2.2)				
	2.1 直接投資家に対する債務				
	2.2 直接投資家に対する債権				

	権				
--	---	--	--	--	--

注：

- (i) 情報が2以上の投資家について提供される場合には、同一様式の別の区分を追加すること。
- (ii) 区分2Aの2.1および2.2 その他の資本には、**区分2Aに直接投資家を表示している**報告対象のインド内国会社の資本株式および参加型優先株式（すなわち、取引クレジット、貸付、社債、非参加型株式資本、その他の売掛債権および買掛債務等）以外のその他全ての債務および債権（名目価格）を含む。

区分2B：

インドにおける外国直接投資（FDI）スキームによる投資（10%未満の株式保有）

[報告日において報告会社の10%未満の普通／資本株式および参加型優先株式を個人的に保有していた非居住直接投資家がインドにおいて外国直接投資（FDI）スキームに基づき行った投資の残高をここに記載すること。]

各国ごとの連結情報を以下に記載すること：

資本の種類	非居住投資家の国	前年度末における資本株式および参加型優先株式資本の保有パーセンテージ (%)	末日時点の金額（10万ルピー）	
			前年度3月	当年度3月
1.0 株式資本 (= 1.1 – 1.2)				
1.1 直接投資家に対する債務				
1.2 直接投資家に対する債権（逆投資）				
2.0 その他の資本 (=2.1 – 2.2) #				
2.1 直接投資家に対する債務				
2.2 直接投資家に対する債権				

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

注：

- (i)情報が2以上の国について提供される場合には、同一様式の別の区分を追加すること。
(ii)井：区分2Bの2.1および2.2 その他の資本には、**10%未満の資本を有する非居住投資家および関係当事者**が存在する報告対象のインド内国会社の資本株式および参加型優先株式（すなわち、取引クレジット、貸付、社債、非参加型株式資本、その他の売掛債権および買掛債務等）以外のその他全ての債務および債権（名目価格）を含む。

2C. インドにおけるポートフォリオ投資

インドにおける外国直接投資スキームに基づく投資以外（すなわち、区分2Aおよび区分2Bで報告された投資以外）の非居住投資家による投資の残高をここに記載すること。

ポートフォリオ投資	前年度末における資本株式および参加型優先株式資本の保有パーセンテージ (%)	末日時点の金額 (10 万ルピー)	
		前年度 3 月	当年度 3 月
1.0 株式証券 (時価)			
2.0 負債証券 (=2.1+2.2)			
2.1 短期金融市場商品 (当初満期が1年以内)			
2.2 債券およびその他の証券 (当初満期が1年超)			

区分1(A)の2.1にいう非居住資本株式および参加型優先株式資本は、区分2A、区分2Bまたは区分2Cにおいて時価で報告すること（すなわち、区分2A、区分2Bおよび区分2Cの株式比率の合計は、当年度3月の区分1Aの3.0と同一でなければならない。

第 IV 部
(対外資産)

1. 10 万ルピー単位で対外資産を報告する際は、報告年度である前会計年度の 3 月末および当会計年度の 3 月末時点の為替相場を用いること。
2. 外国会社が上場している場合には、対象期間の末日における株価を用いて株式を評価すること。
3. 外国会社が非上場の場合には、株式投資の評価に関して OFBV 法 (Own Fund of Book Value Method) を用いること。

区分 3 : 海外における直接投資先企業 (DIE) の株式資本、準備金および剰余金 (報告対象のインド内国会社が 10%以上の株式保有を行うもの)

[DIE の総資本、報告会社が有する資本、ならびに報告日において報告会社が 10%以上の資本株式を有する DIE の準備金 (損益勘定を除く。) および損益勘定をここで報告すること。]

DIE の名称	項目	通貨	末日時点の (実際の) 外貨建て金額	
			前年度 3 月	当年度 3 月
	3.1 DIE の総資本			
	3.2 報告会社が有する DIE の資本			
	3.3 準備金 (損益勘定を除く。)			
	3.4 損益勘定残高			
	3.5 準備金および剰余金 (=3.3+3.4)			
	3.6 DIE の純資本 (=3.1+3.5)			
	3.7 外国通貨 1 単位当たりのルピーの為替相場*			

*インドルピーに対する報告対象の外国通貨の為替相場は、対象期間の末日時点のものを記載すること。為替相場については、FEDAI のウェブサイト (<http://www.fedai.org.in>) を利用することができる。

区分 4 : 海外直接投資 (ODI) スキームに基づく海外における直接投資

区分 4 A : 海外における直接投資 (10%以上の株式保有)

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

報告日において報告会社が10%以上の資本株式を有するDIEに対して報告会社がODIスキームに基づき行った投資の残高の時価をここに記載すること。

非居住 DIEの 名称	資本の種類	非居住DIE の国	前年度末日 時点の株式 保有パーセ ンテージ (%)	末日時点の金額 (10 万ル ピー)	
				前年度 3月	当年度 3月
	1.0 株式資本 (=1.1- 1.2)				
	1.1 直接投資先企業に 対する債権				
	1.2 直接投資先企業に 対する債務 (逆投資)				
	2.0 その他の資本 (=2.1-2.2) #				
	2.1 直接投資先企業に対する債権				
	2.2 直接投資先企業に対する債務				

注：

(i)情報が2以上の外国会社について提供される場合には、同一様式の別の区分3および区分4を追加すること。

(ii) #：区分4Aの2.1および2.2 その他の資本には、**区分4A**でDIEを報告している報告対象のインド内国会社の資本株式（すなわち、取引クレジット、貸付、社債、非参加型株式資本、その他の売掛債権および買掛債務等）以外のその他全ての債務および債権（名目価格）を含む。

区分4B：海外における直接投資（10%未満の株式保有）

参照日において報告会社が10%未満の資本株式を保有するDIEに対して報告会社がODIスキームに基づき行った投資の残高の時価をここに記載すること。

資本の種類	非居住 DIEの 国	前年度末時点 の株式保有パ ーセンテージ (%)	末日時点の金額 (10 万ルピー)	
			前年度 3月	当年度 3月
1.0 株式資本 (=1.1-				

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。

1.2)				
1.1 直接投資先企業に対する債権				
1.2 直接投資先企業に対する債務（逆投資）				
2.0 その他の資本（=2.1-2.2）＃				
2.1 直接投資先企業に対する債権				
2.2 直接投資先企業に対する債務				

注：

- (i)情報が2以上の国について提供される場合には、同一様式のADD区分4Bを用いること。
(ii)＃：区分4Bの2.1および2.2 その他の資本には、インド内国会社が**10%未満の株式を保有する非居住会社および関係当事者**とともに報告対象のインド内国会社の資本（すなわち、取引クレジット、貸付、社債、非参加型株式資本、その他の売掛債権および買掛債務等）以外のその他全ての債務および債権（名目価格）を含む。

区分5：海外におけるポートフォリオ投資

非居住企業への投資（区分4で報告したODIスキームに基づく投資を除く。）の残高の時価をここに記載すること。

ポートフォリオ投資	非居住企業の国	末日時点の金額（10万ルピー）	
		前年度3月	当年度3月
1.0 株式証券（時価）			
2.0 債務証券（=2.1+2.2）			
2.1 短期金融市場商品（当初満期が1年以内）			
2.2 債券およびその他の証券			

注：

- (i) 各種類の投資につき国に関する連結情報を別途報告すること。
(ii) 2以上の国について情報を提供する場合には、同一様式のADD区分5を使用すること。

第 V 部
(その他の資産および負債)

区分 6 : その他の投資 (すなわち非関連当事者に対して有するポジション)

これは、直接投資またはポートフォリオ投資とみなされない全ての未決済の金融債務および債権を含む残りの区分である。

その他の投資	非関連者に対する債務残高		非関連者に対する債権残高	
	末日時点の金額 (10 万ルピー)			
	前年度 3 月	当年度 3 月	前年度 3 月	当年度 3 月
6.1 取引クレジット				
6.2 貸付				
6.3 通貨および預金				
6.4 その他の売掛債権および買掛債務				

[この報告書の電子フォーム版は、インド準備銀行 (RBI) のウェブサイト (www.rbi.org.in) の FEMA フォームの「フォーム」カテゴリで入手することができる。システム要件: MS-Excel 2003 以上。マクロ無効]

宣言

受け入れおよび報告がなされた外国投資は、2002 年マネーロンダリング防止法 (PMLA) および 1967 年非合法活動 (防止) 法 (UAPA) の規定に従って使用している。当社は、投資が適用のある全ての規則および規制の規定を遵守していることを確認する。

場所 : 授権された者の署名および氏名

日付 : 社印

フォーム FC-TRS	
居住者から非居住者／非居住者から居住者への売却による株式／強制転換優先株式 (CMCPS) / 社債 / その他の譲渡に関する宣誓書	
(資金受領日後60日以内に、承認取引者 (AD) の指定された支店に4部提出 すること)	
以下の書類を同封する。 インド居住者による株式／強制転換優先株式／社債／その他の売却について	
<ul style="list-style-type: none"> i. 売主および買主、またはこれらの適式に選任された代理人が、適式に署名している同意書。また、後者の場合には委任状 ii. インド非居住者による株式取得後の、投資先会社の株主構成 iii. 株式の公正な評価額を記載している勅許会計士からの証明書 iv. 売却が証券取引所で行われる場合には、売買取次人の記録 (Broker's note) の写し v. FDIポリシーに基づき株式／強制転換優先株式／社債／その他を取得することができる旨、ならびに既存の分野別上限および価格ガイドラインを遵守している旨の買主からの宣誓書 vi. 各外国機関投資家 (FII) / サブアカウントに関する所定の上限に抵触していない旨の外国機関投資家 (FDI) / サブアカウントからの宣誓書 	
インド非居住者による株式／強制転換優先株式／社債／その他の売却についての追加文書	
<ul style="list-style-type: none"> vii. 売主が非居住インド人 (NRI) / 海外法人 (OCB) である場合には、売主が本国送金原則 (on repatriation basis) / 本国非送金原則 (on non-repatriation basis) により株式を保有している旨を証するインド準備銀行 (RBI) の承認 (該当する場合) の写し viii. 所得税局／勅許会計士からのノー・オブジェクション・レター／通関証 	
1	商号
	住所 (電子メール、電話番号、ファクシミリ番号を含む。)

	活動	
	NIC コード番号	
2	外国直接投資 (FDI) が自動ルートにより認められているか	
	FDI ポリシーに基づく分野別上限	
3	取引の種類 (該当しないほうを削除すること)	居住者から非居住者への譲渡 / 非居住者からの居住者への譲渡
4	買主の名称	
	投資者の構成／種類 1. 個人 2. 会社 3. 外国機関投資家 (FII) 4. 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) 5. 外国信託 6. プライベート・エクイティ・ファンド 7. 年金／積立基金 8. 政府系ファンド (SWF ^{*)} 9. 組合／単独事業主 10. 金融機関 11. 非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO) 12. その他	
	設立年月日および設立地	
	買主の住所 (電子メール、電話番号、ファクシミリ番号を含む。)	
5	売主の名称	
	投資引上者の構成／種類	

*SWF とは、外国為替資産から資金が提供される政府の投資ビークルであって、金融当局の公的外貨準備高から独立した資産を運用するものをいう。

本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人 2. 会社 3. 外国機関投資家 (FII) 4. 外国ベンチャーキャピタル投資家 (FVCI) 5. 外国信託 6. プライベート・エクイティ・ファンド 7. 年金／積立基金 8. 政府系ファンド (SWF⁷⁾) 9. 組合／単独事業主 10. 金融機関 11. 非居住インド人 (NRI) / インド出身者 (PIO) 12. その他 				
	設立年月日および設立地				
	売主の住所 (電子メール、電話番号、ファクシミリ番号を含む。)				
6	準備銀行／外国投資促進委員会 (FIPB) による既往の承認の詳細				
7	譲渡対象である株式／強制転換優先株式 (CMCPS) / 社債／その他 (油田探掘権等の外国直接投資 (FDI) を遵守した証券等) に関する詳細				
	取引日	株式／強制転換優先株式 (CMCPS) / 社債／その他の数	額面金額 (ルピー)	譲渡に係る協議価格** (ルピー)	対価の額 (ルピー)
8	会社への外国投資			株式数	割合
				譲渡前	
				譲渡後	
9	証券取引所に株式／CMCPS / 社債／その他を上場している場合				
	証券取引所名				

	証券取引所での提示価格	
	株式／CMCPS／社債／その他が非上場である場合	
	評価ガイドラインに基づく価格*	
	勅許会計士の評価報告書に基づく価格 **/***評価報告書（勅許会計士の証明書を添付すること）	
譲渡人／譲受人による宣誓 私／当社は、ここに以下を宣誓する。 i. 上記の詳細は、私／当社が知り、かつ信じる限り真実かつ正確である。 ii. 私／当社は、インド外国為替管理法（FEMA [*] ）／同法の施行規則に基づくFDIポリシーに従い、本国送金原則（on repatriation basis）／本国非送金原則（on non-repatriation basis）により株式／強制転換優先株式／社債／その他を保有していた。 iii. 私／当社は、FDIポリシーに基づき会社の株式／強制転換優先株式／社債／その他を取得する資格を有する。これは金融サービス部門または一般的許可が得られない部門に従事する会社の株式／強制転換優先株式／社債／その他の譲渡ではない。 iv. FDIポリシーおよび価格ガイドラインに基づく分野別上限は、遵守されている。 <p style="text-align: right;">宣誓者またはその適式に授権された代理人の署名</p> 日付： 注記： 居住者から非居住者への株式／強制転換優先株式／強制転換社債／その他の譲渡については、宣誓書は、非居住者である買主により署名されなければならない。また、非居住者から居住者への株式／強制転換優先株式／強制転換社債／その他の譲渡については、宣誓書は、非居住者である売主により署名されなければならない。		
承認取引者（AD）の支店による証明		

* 訳注：原文では「FERA」となっているが、「FEMA」のことを意味していると解されるため、訳文では「FEMA」に修正している。

申請は、すべての点において完全であることを証する。

取引に係る受領／支払いは、インド外国為替管理法（FEMA）の施行規則／インド準備銀行のガイドラインに従って行われている。

署名

役員の氏名および役職

日付：承認取引者（AD）の支店名

承認取引者（AD）の支店コード

非居住投資家に関する顧客確認（Know Your Customer（KYC））フォーム

送金者／投資家の登録名称 （投資家が個人である場合には、氏名）	
登録番号（送金者が個人である場合には、個別識別番号*）	
登録上の所在地（送金者が個人である場合には、本籍地（Permanent Address））	
送金者の取引銀行名	
送金者の銀行口座番号	
送金者と銀行との取引期間	

*パスポート番号、社会保障番号、または送金者の国で有効な送金者が本人であることを証する固有番号

非居住投資家の海外仕向銀行が提供する上記情報は、すべて真実かつ正確であることを確認する。

（送金を受ける承認取引銀行（AD bank）の権限ある役員の署名）

日付：

場所：

印：

見積報告 (Proforma)

売却による株式／強制転換優先株式／社債／その他の譲渡に関連して授受が行われた送金による流入／流出に関する明細書

カテゴリー

パートA－非居住インド人 (NRI) ／旧海外法人 (erstwhile OCB)

パートB－外国人／法人格を有する非居住事業体

パートC－外国機関投資家

流入－居住者から非居住者への譲渡

[金額 (ルピー)]

取引日	商号	活動	NICコード	買主の名称	買主の構成／事業内容	売主の名称	売主の構成／事業内容	株式譲渡数	額面価額	1株当たり売却価格	流入総額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)

流出－非居住者から居住者への譲渡

[金額 (ルピー)]

取引日	商号	活動	NICコード	売主の名称	売主の構成／事業内容	買主の名称	買主の構成／事業内容	株式譲渡数	額面価額	1株当たり売却価格	流入金額
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)

フォームDR

[別紙1の第4段落(2)を参照]

グローバル預託証券（GDR）/米国預託証券（ADR）の発行をアレンジしたインド内国会社が提出すべき申告書

指示：用紙に記入の上、ムンバイのインド準備銀行中央局外国投資部に提出すること。

1. 会社の商号
2. 登記上の事務所の住所
3. 連絡先
4. 既存事業（会社が主として営む活動の NIC コードを記載すること）
5. グローバル預託証券（GDR）／米国預託証券（ADR）を調達した目的の詳細。海外投資に資金を充当した場合には、その詳細
6. 外国の預託機関の名称および住所
7. リードマネージャー／投資／商業銀行の名称および住所
8. 発行に係るサブマネージャーの名称および住所
9. インド国内のカストディアン（Custodian）の名称および住所
10. 外国投資促進委員会（FIPB）の承認の詳細（自動承認によりグローバル預託証券（GDR）／米国預託証券（ADR）が発行されている場合には、NICコードを引用すること）
11. 外国投資に関する全体的な分野別上限の適用の有無。適用される場合には、詳細を記載すること
12. 株式資本の詳細

	<u>発行前</u>	<u>発行後</u>
(a) 授権資本		
(b) 発行済払込資本 <ol style="list-style-type: none"> (i) インド居住者保有分 (ii) 外国機関投資家（FII）／非居住インド人（NRI）／インド系インド非居住者（PIO）／海外法人（OCB）以外の外国投資家保有分（払込資本の10%超を保有する外国 		

- 投資家およびその各人が保有する株式数の一覧表を提出すること)
- (iii) 非居住インド人 (NRI) / インド系インド非居住者 (PIO) / 海外法人 (OCB) 保有分
 - (iv) 外国機関投資家 (FII) 保有分

非居住者が保有する株式の合計

- (c) 非居住者が保有する株式の払込済資本合計に占める割合
13. 発行が私募によるか。私募の場合、投資家および当該各投資家に発行したグローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の詳細を記載すること
 14. グローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の発行数
 15. 原株式に占めるグローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の割合
 16. 発行関連費用
 - (a) 商業銀行 / リードマネージャーに支払われた / 支払われる報酬
 - (i) 金額 (米ドル)
 - (ii) 発行総額に占める金額
 - (b) その他の費用
 17. 資金は海外にあるか。海外にある場合、銀行の名称および住所
 18. 上場状況の詳細
 - 証券取引所名
 - 取引開始日
 19. 米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) の販売開始日
 20. 調達金額 (米ドル)
 21. 本国送金額 (米ドル)

インド政府およびインド準備銀行が定める条件をすべて遵守していることを証する。

勅許会計士

会社の署名権者

フォーム DR - 四半期申告書
[別紙1の第4段落(3)を参照]

四半期報告書

(ムンバイのインド準備銀行中央局外国投資部に提出すること)

1. 会社の商号
2. 住所
3. グローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の販売開始日
4. グローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の発行総数
5. 調達総額
6. 四半期末までに計上した利息の合計額
7. 発行費用および手数料等
8. 本国送金額
9. 海外預託残高 - 詳細
 - (i) 銀行預金
 - (ii) 短期国債
 - (iii) その他 (具体的に記載のこと)
10. グローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の現存数
11. 四半期末時点の会社の株価
12. 外国証券取引所において提示されている四半期末現在におけるグローバル預託証券 (GDR) / 米国預託証券 (ADR) の価格

米国預託証券 (ADR) / グローバル預託証券 (GDR) を通じて調達した資金が、株式市場または不動産に投資されていないことを証する。

勅許会計士

会社の署名権者